

平成25年度 第2回 西宮市子ども・子育て会議

【資料集】

資料1

資料2 - 1

資料2 - 2

資料3 - 1

資料3 - 2

資料5

資料集目次

【資料1】ロードマップ・前回の審議等のまとめ ・今回の審議事項	・・・・・・・・	1
【資料2 - 1】子ども・子育て支援事業計画の理念について	・・・・・・・・	5
【資料2 - 2】子ども・子育て支援法、国の基本指針など	・・・・・・・・	6
【資料3 - 1】ニーズ調査票案について	・・・・・・・・	11
【資料3 - 2】ニーズ調査 委員からの意見への対応表	・・・・・・・・	12
【資料3 - 3、3 - 4、3 - 5】	} 個別冊子	
【資料4 - 1、4 - 2】		
【資料5】ワークショップの概要	・・・・・・・・	19

西宮市子ども・子育て会議 審議ロードマップ

	平成25年度			平成26年度				
	第1回 8.21	第2回 10.11	第3回 2.17	第4回 H26.5	第5回 H26.7	第6回 H26.8	第7回 H26.11	第8回 H27.1
(1) 子ども・子育て支援事業計画の策定の審議								
ニーズ調査の項目								
需要量・供給量								
地域子ども・子育て支援事業の今後の展開			1					
上記以外の計画								
計画全体の審議（計画の理念等）						2		
(2) 認可基準等の審議								
現認可等基準（現状確認）								
新制度における認可基準・確認基準			3					
放課後児童育成事業の基準			3					
支給認定基準			3					
(3) 利用者負担の審議								
(4) 教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の審議（事業計画に係る供給量と同時審議）								
(5) 西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価								

審議

審議終了等（確定）

- 1 量の見込みについてのみ審議
- 2 素案の確定
- 3 検討中の国の案をもとに審議

上記のほか、ワーキンググループを開催

評価検討ワーキンググループ	H25.10.28	H25.11.25	H26.10	H26.11
基準等検討ワーキンググループ	H25.11.27	H26.1.29	H26.4	H26.5

審議の視点など

- ・ 潜在的なものを含めた教育・保育・地域子育て支援のニーズが適切に把握されているか（過不足がないか）
- ・ 施設・事業のバランスのあり方、教育・保育の提供体制のあり方や目標
- ・ ニーズを満たすために必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか
- ・ 実績の調査や事業の点検評価（給付・事業量等、対象児童数、運営に対する評価）
- ・ 利用料の改定など事業の扱いに関する事項の検討

H25.2.15 国の自治体向け説明会資料より

子ども・子育て支援事業計画のイメージ（次のページ）

< 子ども・子育て支援事業計画のイメージ（一部） >

幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【 地区 】	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
量の見込み（必要利用定員総数）	500人	400人	300人	500人	400人	300人	500人	400人	300人
確保の内容 （認定こども園、幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	500人	350人	250人	500人	400人	250人	500人	400人	250人
地域型保育事業			20人			30人			50人
-	0人	50人	30人	0人	0人	20人	0人	0人	0人

【 地区 】	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
量の見込み（必要利用定員総数）	300人	300人	200人	300人	300人	200人	300人	300人	200人
確保の内容 （認定こども園、幼稚園、保育所 （教育・保育施設）	300人	200人	150人	300人	200人	150人	300人	200人	80人
地域型保育事業			20人			30人			20人
-	0人	100人	30人	0人	100人	20人	0人	100人	100人

実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子育て支援拠点事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年	...
量の見込み	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）	...
確保の内容	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）	3000人（10か所）	...
-	0人	0人	0人	0人	...

放課後児童健全育成事業	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年	...
量の見込み	800人（20か所）	800人（20か所）	800人（20か所）	800人（20か所）	...
確保の内容	600人（16か所）	700人（18か所）	800人（20か所）	800人（20か所）	...
-	200人（4か所）	100人（2か所）	0人	0人	...

平成25年度 第1回 西宮市子ども・子育て会議 審議等まとめ

1 会長、副会長の選任について

互選により、会長に倉石委員、副会長に橋本委員（第1順位）、前田正子委員（第2順位）を選任した。

2 子ども・子育て支援新制度の概要と西宮市子ども・子育て会議の役割

事務局が、新制度の概要及び西宮市子ども・子育て会議の役割について説明した。

3 ワーキンググループの設置と全体スケジュールについて

事務局が、会議とは別に「西宮市子ども・子育て会議ワーキンググループ設置要領」に基づき、二つのワーキンググループを設置する旨説明し、会長が各ワーキンググループの構成委員及び座長を指名した。

事務局が、ワーキンググループ設置を踏まえた全体スケジュールについて説明した。

4 ニーズ調査について

事務局が、市のニーズ調査の案を提示し、それに対する委員からの意見が出された。

委員からは、子ども像や子ども観、教育観、子育て観などについて、委員が共通認識を持つ必要があるとの意見がだされたため、ニーズ調査の回答者が西宮市の目指すもの押えたうえで回答できるように平易な文章で前文に記述することになった。

時間の都合上、当日に述べることができなかった意見を含め、8月末までに意見を事務局まで送付することになった。

5 その他

次回からは、会議における論点を示すように事務局に対して要望があった。

以上

子ども・子育て支援事業計画の理念について

子ども・子育て支援法の目的である「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現」するための理念を整理し、子ども・子育て支援事業計画に記載するにあたって、計画期間中である「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の理念をもとに意見交換をする。

< 第2回会議で意見を交換し、各委員で共有する。第3回会議で市の案を提示 >

ニーズ調査票の確定について

(1) 前文

- ・わかりやすく平易な文章、表現になっているか
- ・市の目指す子ども・子育て支援が表現されているか

(2) 設問

- ・前回会議における意見、会議後に事務局に提出した意見が反映されているか。反映されていない場合の理由は妥当か
- ・設問は妥当か、より実態に近い見込みの推計につながるか、回収率が少しでも上がる工夫はないか

西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価について

10月28日の評価検討ワーキンググループの開催にあたって、市から、その概要と、同計画と市町村子ども・子育て支援事業計画との関連について説明する。

ワークショップの実施について

- ・時期、規模、参加者、進め方
- ・ワークショップで議論するテーマ

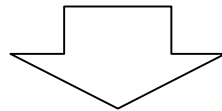
議事(1) 子ども・子育て支援事業計画の基本理念について

1 子ども・子育て支援事業計画への記載

国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）」（H25.8.6 付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）において、市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項として、その計画の基本理念等が挙げられている。

別表第四 市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事 項	内 容
一 市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。



子ども・子育て支援法に規定されている市町村としての責務を果たし、法の目的である「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現」するための理念を整理する

2 基本理念の整理

現在計画期間中である「西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等をもとに整理することとなる。

整理にあたっては、

- ・子ども・子育て支援法
 - ・国の定める「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」
 - ・西宮市幼児期の教育・保育審議会における議論や答申
- }等を踏まえる必要がある。

3 意見交換の理念への反映

第2回西宮市子ども・子育て会議においては、意見交換により委員間での理念に関する意見を共有（事務局で第3回会議に一覧を配付）。

第2回会議における委員からの意見を参考に、市は第3回会議に案を提示する。

子ども・子育て支援法、国の基本指針など

1 子ども・子育て支援法に規定されている市町村等の責務・国の基本指針

(1) 子ども・子育て支援法の目的等

急速な少子化の進行（平成 23 年合計特殊出生率 1.39）
 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 ・独身男女の約 9 割が結婚意思を持っており、希望子ども数も 2 人以上。
 ・家族、地域、雇用など子ども・子育てを取り巻く環境が変化。
 子ども・子育て支援が質・量ともに不足
 ・家族関係社会支出の対 GDP 比の低さ
 （日：1.04%、仏：3.00%、英：3.27%、スウェーデン：3.35%）
 子育ての孤立感と負担感の増加
 深刻な待機児童問題
 放課後児童クラブの不足「小 1 の壁」
 M 字カーブ（30 歳代で低い女性の労働力率）
 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
 子育て支援の制度・財源の縦割り
 地域の実情に応じた提供対策が不十分

国の第 1 回子ども・子育て会議資料より



子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする（第 1 条：目的）

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。（第 2 条：基本理念等）

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。（第 2 条：基本理念等）

子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。（第 2 条：基本理念等）

(2) 市町村の責務（子ども・子育て支援法第 3 条）

- ・子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと
- ・子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- ・子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

(3) 国の基本指針(案)(H25.8.6 付け内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡)

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要である。

また、法は、障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものである。このことを踏まえ、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じるとともに、関連する諸制度との連携を図り、必要な場合には、これらの子どもに対する適切な保護及び援助の措置を講じることにより、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す必要がある。

子ども・子育て支援の意義に関する事項

ア 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。

イ 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

ウ 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならないこと。

エ 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

オ 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

カ 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

2 現在の西宮市における子ども・子育て支援に関連する理念

西宮市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本的な視点、基本理念

第3編 計画の基本的な考え方

1. 基本的な視点

[1] 子どもの幸せを第一に考えます

次代を担うべき子どもが自身の幸せを実感できるよう、子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。

また、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

[2] 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て世代 が感じる精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さなど、結婚や子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それらの要因を取り除き、家庭を持つこと、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

また、子どもの成長にふれる喜びを伝え、子育ての楽しさを実感できるまちづくりを福祉、教育、保健、医療など幅広い分野で進めていきます。

[3] まち全体で子どもを育みます

子育てについての第一義的な責任はその保護者にあることを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子どもの成長とともに喜び、安心して子育てができる環境づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。

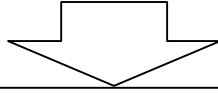
また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、相互に補完することにより、まち全体で子どもを育みます。

2. 基本理念

子どもが輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

子どもや子育て世代の思いや意見を尊重するまち、子育て家庭を支えるまちは、子どもの輝く笑顔につながります。わたしたちは、子どもの笑顔があふれるよう、“子どもの笑顔がいいきと輝くまち にしのみや”をめざします。

また、地域全体で子どもを見守り、支えあう心温かなまち、子育て家庭にやさしいまちは、高齢者や障害のある人などすべての人にとって暮らしやすいまちにつながります。あらゆる人がいいきと輝けるよう、“すべての人にやさしいまち にしのみや”をめざします。



これを基本に、法の基本理念にある「社会の構成員の相互協力」「良質かつ適切な子ども・子育て支援」「総合的かつ効率的な子ども・子育て支援の提供」のうち、「社会の構成員の相互協力」以外については、補完する必要がある。

また、それら以外についても、より「一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会」の実現に寄与するための事項について検討する必要がある。

3 西宮市幼児期の教育・保育審議会での議論

諮問項目

1. 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について
2. 地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）
3. 保育所の待機児童解消に向けた方策について
4. 保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について
5. 特別支援教育、障害児保育のあり方について
6. 行政組織・推進体制の一元化について

諮問項目1の中で、「“子ども・子育て”環境の中で地域における子育て支援の充実」について議論

・審議経過（西宮市幼児期の教育・保育審議会 平成23年度第5回資料の抜粋）

（2）地域における子育て支援の充実（子ども・子育て環境）や幼保小の連携、研修制度について

地域における子育て支援の充実（子ども・子育て環境）

平成22年度に実施した保護者アンケートの結果や日々目にする現状から、子どもが育つ環境についての検討が必要であるとして、望ましい子ども像と環境整備について検討してきました。

前提として、望むべき教育・保育を、幼稚園教育要領や保育所保育指針に準拠し、本市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力をはぐくむ教育・保育とすることが共通理解されました。

幼稚園・保育所という教育・福祉の機関・施設での実現や、家庭や地域が実際に支援を企画実施するときの指針とすべきと考えます。具体的な内容については、以下のとおりです。

「放課後や休日の遊び場・居場所として、生きる力の育成につながる、子どもをとりまく環境のあり方について検討する」ことを目的として、幼稚園教育要領・保育所保育指針をもとにトピックを洗い出し、その中から、「豊かな自然環境にふれた遊び」に焦点を当て、検討しました。

これは、諮問項目「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」の中で、“地域における子育て支援の充実”を考えていくためのもので、外遊びにおいて自然と触れ合う遊びとそのため環境の開発・整備を、行政ではないNPO等を中心に進めていく必要があります。その取り組みとして、子どもたちが自然とふれ合いながら遊べる環境、大人が関与

しなくても遊べる安全な環境、見守る保護者の意識の啓発等が必要になり、その際には、子ども中心の視点が最大限重視されるべきと考えます。

「豊かな自然環境にふれての遊び」は「環境」領域に中心をおいた遊びですが、他の領域やトピックとの関連も多くあると考えられることから、関連するトピック項目について吟味してみると、ほぼ全領域にまたがるアプローチであったことが確認できます。

・「西宮市の幼児期の教育・保育のあり方について（答申）」3ページから4ページ

2 諮問項目ごとの基本的な考え方

【諮問1】幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について

～中略～

家庭や地域における子育ての役割については、子どもたちにとって心のよりどころであると同時に、基本的な生活習慣を身につける場所である家庭が、子どもの教育に関して、第一義的な責任を有しています。

しかし、核家族化や少子化、人のつながりの希薄化などの中で、児童虐待、地域から孤立した親の育児不安の広がりなど、家庭教育を支える環境が大きく変化しています。

このような中、次代を担う子どもたちが地域社会の中で成長できるよう、家庭・地域等、社会全体で取り組む子育て支援の環境整備が求められています。

幼稚園・保育所・小学校の連携については、西宮市では子どもや教職員の交流、連絡体制等の先進的な取り組みによって相互理解が深まりつつあり、今後の課題としては、学びの連続性を意識した一貫性のある教育課程の整備が挙げられます。なお、研修については、子育て総合センターが中心となって、参加対象を広げるとともに公立、私立を問わず参加ができるように条件を整備していくことが望まれます。また、市の課題や特性に応じた調査研究は公立、私立の幼稚園・保育所や大学などの専門機関と連携を取りながら進めるべきであり、その成果については広く市民や地域に発信していく必要があると考えます。

一方、子どもが育つ環境の視点からの検討も必要であり、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づいた7つの領域等と、それに対応する子どもの姿や子どもの育ちに必要な環境（子ども・子育て環境）をトピックとして設定し、望ましい子ども像とその環境整備について検討しました。

西宮市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力の基礎を培う教育・保育が展開できるよう、家庭や地域における子育て支援をより充実させていくことが求められており、「豊かな自然環境にふれての遊び」を中心として、子どもが自然と触れ合う遊びとそのための環境整備が望まれます。その他にも、生活リズム、食生活、絵本とのふれあいなど、子どもの体験を豊かにする環境整備や保護者への啓発といった取り組みを、すべての保育施設や地域・保護者、さらに母子保健部門との連携のもとに進めていくことにより、保護者の子育てを支援することが求められます。

議事(2) ニーズ調査票案について

1. 修正について

- ・ご意見をいただいた件数・・・約 100 件
- ・前文（説明文）を大幅に修正（別紙とする）
- ・各意見に以下の観点で対応を検討し、調査票の設問を修正
 - 1) 教育・保育・子育て支援の必要量の推計データとしての妥当性
 - 2) ニーズ傾向の把握の必要性
 - 3) 公的アンケートとしての妥当性など

2. 調査票の概要

就学前児童用	セクション数	問題番号	設問数
第 2 回	1 1	2 6	5 4
第 1 回	1 2	2 6	5 2

小学生用	セクション数	問題番号	設問数
第 2 回	1 0	2 3	4 0
第 1 回	1 1	2 2	3 5

3. 検討項目

- ・わかりやすい説明になっているか（前文）
- ・推計の精度の向上につながっているか
- ・不適切な表現・語句の使用がないか
- ・全体バランスがとれているか
- ・いただいたご意見の反映は妥当か

4. 今後の予定

- ・会長による最終確認
- ・業者での印刷・発送（10月末～11月第1週）
- ・調査票回収（締め切りは、発送後2週間）

（参考 第1回会議資料4 3(1) 調査対象）

調査票の種類	対象者（4/2 満年齢）	配布数	想定回収数	対象児童数
就学前版	0 歳児保護者	1,600	800	約 4,000 人
	1 歳児～2 歳児保護者	1,600	800	約 9,000 人
	3 歳児～5 歳児保護者	1,600	800	約 16,000 人
小学生版	小学校低学年の保護者	750	375	約 14,000 人
	小学校高学年の保護者	750	375	約 15,000 人
総計		6,300	3,150	約 58,000 人

想定回収数は、回収率 50% で設定。

対象者は 13 ブロック地域均等数で無作為抽出

No.	本日資料での頁/問 (前回資料の頁/問)	ご意見	対応案
		【就学前児童用・小学生用 全体に関わることで】	
1		利用料の記載は、見込み量を少ないほうへ制御する可能性があるので、参考事項の利用料や利用料が必要になるといった記載しないほうがよい。	回答者への情報提供として、必要な要素であると考えられるので、文章の中で提示することにより、抑制効果を出さないようにします。表紙説明で、「6. 参考覧で、現時点での利用料等を掲載していますが、本制度の実施時期には、変更になることが考えられます。ご了解いただき、現時点でのご判断でお答えください」を追加します。
2		問いの回答によって次の設問につながる場合、矢印でつなぐなど、目で見てわかりやすく。	可能な限り行います。(業者に指示)
3		利用していない理由を問う設問で、障害により利用できないという趣旨の選択肢を入れるべきではないか。	「利用したいが、子どもの病気や障害に適した環境の事業がない」を就学前児童用の問9-5、18-1の選択肢に追加します。また、小学生用の問12-5(新設)に「利用したいが、特別な支援を必要とするので、利用できない」を選択肢とします。
4		小学校区によるニーズの傾向がつかめるようにならないか。	結果を考察する際、小学校区での傾向について把握するよう努めます。
		【就学前児童用】	
5	1&別紙 (1~3)	西宮は、どのような子どもを育てていきたいのか、どんな子ども中心の教育観をもっていくのかを、しっかり明確に示していくべき。1~3ページをねぎらいの言葉ややる気が出る言葉。文章が難しく、硬い。内閣府作成の「おしえて！子ども子育て支援新制度」を同封するなどの工夫を。	1ページを協力してもらえよう、ていねいな文章に変更します。説明文を判り易い文章にします。幼保審で確認された事項、次世代育成支援行動計画での市の考え方を踏まえ、前文に趣旨を盛り込みます。また調査票の枚数の関係から、別紙とします。
6	p.2の問3 (p.4の問3)	子育てのストレスや悩みが大きく異なるので、基本属性で、第一子か否かが判るようにした方がよいのでは。	ストレスや悩みは、第何子がより、末子の年齢や兄弟数によることが大きいと考えられます。また、二人兄弟の場合は、第一子が第二子かは本設問で把握が可能です。
7	p.2の問6 (p.4の問6)	「子育てを主に行っているのはどなたですか」の問いに対して、日中なら「2.主に母親」、夜なら「1.父母ともに」で違うので迷うと思われる。	回答者の総合的な判断に任せます。
8	p.3の全般 (p.6の7~7-2の表題)	「子どもの育ちをめぐる環境」と言われると、その各設問内容に関する答えの選択の仕方がかわってくる。	「封筒の宛名のお子さんご家族の状況などについてうかがいます。」にして統合します。当該の表題は削除します。
9	p.3の問7-1&7-2 (p.6の問7-1&7-2)	「自分たち親」「自分たち保護者」は「親」「保護者」でよい。	「自分たち」を削除します。
10	p.3の問7-1 (p.6の問7-1)	「2.祖父母等への負担」は「祖父母等の親族への負担」	「祖父母等の親族への負担」とします。
11	p.3の全般 (p.6の問7~7-2全般)	「日頃は、保育所・幼稚園に通っているのに…」という方が救済できない。国の案は、そこに選択肢がある。そうでなければ、質問文の中に「保育園・幼稚園等の施設以外に」という文章を入れたほうが良いのでは？	全員を対象とした設問です。国の設問も同様です。
12	p.4&5の問8 (p.10&12の問9)	「母親」「父親」のどちらが答えるのわかりやすく。問9の2行目、「(1)母親」という箇所を「(1)母親の就労状況について」としてはどうか。母親と父親の回答を別ページにしたことで、わかりにくくなっていると思うので。(12ページの(2)父親も同様に。	質問文章を「母親」から「母親の就労状況について」、「父親」から「父親の就労について」に変更し、認識しやすくします。
13	p.4&5の問8 (p.10&12の問9)	時間を記入する欄に「分」も入れるべき。	選択肢1と3の家を出る時間と帰宅時間については「分」を挿入します。
14	p.4&5の問8 (p.10&12の問9)	回答者に学生または院生がいるから、「就労の予定ない・勉学や研究を続けたい」に変更を。	「就労していない」「就労したことがない」の選択肢での、推計が妥当であると考えます。

No.	本日資料での頁 / 問 (前回資料の頁 / 問)	ご意見	対応案
15	p.4&5の問8 (p.10&12の問9)	問9(1)(2)3の4)及び4の4)「子育てや家事に専念したい」という希望はパートやアルバイトに限ったものではなく、フルタイムの場合でもある。また、「専念したい」が実現可能かどうかという問題もある。この選択肢を削除するか、あるいは設けるのであれば、フルタイムの方にも聞き、実現可能かどうかの選択肢も追加する必要がある。	選択肢4)の「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」を削除します。関連して選択肢3)を「転換希望はない」に変更します。
16	p.4&5の問8 (p.10&12の問9)	問9の枠内3と4の「フルタイムへの転換希望はありますか?」という設問と、1)~4)の選択肢の内容とが合っていない。例えば、「次の1)~4)のどれを希望していますか」といった設問になるかと。(12ページの(2)父親も同様。)	別の意見で選択肢4)「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」の選択肢を削除し、選択肢3)を「転換希望はない」に変更することにより、設問と選択肢の整合が図ります。
17	p.4&5の問8 (p.10&12の問9)	市の案は、内容は良いが文字数が多く、回答する気が失せる 国の案はすっきりして、回答しやすかった。	「母親」と「父親」の全部の設問を読まずにすむ工夫なので当初案のとおりとしたい。
18	(p.14の問10他)	このアンケート調査には「教育・保育事業」という記述がたくさん出てきますが、一般市民にとってはなじみのない言葉です。「幼稚園・保育所等」という記述に。	要所所で、「教育・保育事業」を「幼稚園・保育所等」と説明しています。
19	p.6の問9-1 (p.14の問10-1)	「認可保育所」という表現はなじみがありません。下に「認可を受けたもの」との説明がはいつているので「保育所」でよいと思います。	保育所は、認可外も保育ルームも入るので、「認可保育所」のままとします。
20	p.6の問9-1 (p.14の問10-1)	定期的に利用している方がいるので、認可保育所の一時預かりも加えてはどうか。	「実質定期的」であっても、「認可保育所の一時預かり」は「一時預かり」として集計するので、ここを追加すると重複設問になってしまいます。設問の補足説明文で「認可保育所の一時預かりを利用されている場合は、問18~問20でおうかがいします」を入れます。
21	p.6の問9-2 &p.9の問10-1 (p.14の問10-1 &p.20の問11-1)	問14の回答欄のように、記入例があればわかりやすいかどうか。	問14は、わかりにくいという判断で加えたが、この設問では不要と考えています。
22	p.7の問9-4 (p.16の問10-4)	「保護者が学生である」は、「保護者が学生・大学院生である」に	専門学校生、研修生など学業中の保護者は様々に想定されますので、「学生」で全体的に問うことが妥当だと考えます。
23	p.7の問9-5 (p.16の問10-5)	選択肢5に をつけた方に、利用料がいくらぐらいなら利用したいかを聞いてはどうか。	詳細な金額を聞くことは困難と考えます。
24	p.7の問9-5 (p.16の問10-5)	「事業サービスの内容をよく理解していない」などの選択肢があってもよい。	選択肢9)「施設・事業の内容がよくわからないから」を追加します。
25	p.7の問9-5 (p.16の問10-5)	障害があるために、利用したくてもできないという声が現実に多くある。選択肢7.その他では含みきれない。(例)「利用したいが、子どもの特性に適した環境がない。」を追加してはどうか。	選択肢8)「利用したいが、子どもの病気や障害に適した環境の事業がない」を追加します。
26	p.7の問9-5 (p.16の問10-5)	利用していない理由 8.利用する必要がないの後の()内は必要か。理由はさまざまで、“子どもの教育と発達のため”という説明はどうか。	「利用する必要がない」のかっこ書きの内、「子どもの教育や発達のため、」を削除します。
27	p.8の問10 (p.18の問11)	本設問とは別に、事業名や事業形態だけを聞くのではなく、教育・保育事業に求める要素を訊く質問があってもよいかと思う。	幼児期の教育・保育審議会の保護者アンケートで把握できています。
28	p.8の問10 (p.18の問11)	問11の参考に5小規模な保育施設、7事業内保育施設についても説明を入れ、また、説明量や内容のバランスをそろえるべきではないか。	説明を量のバランスもって追加します。

No.	本日資料での頁/問 (前回資料の頁/問)	ご意見	対応案
29	p.8の問10 (p.18の問11)	参考情報はかえって混乱をまねくので、省いて上の表の説明に「西宮市では現在行っていない」と書き添えてはどうか。 または、参考情報の欄を残すのであれば、利用料の欄を省く 内容の書き方を統一する 見開きにして右側に参考情報を集めるなど精査する必要がある。	説明を追加するとともに参考事項のレイアウトを設問と連携するようにします。
30	p.8の問10 (p.18の問11)	「利用者負担が発生します」のあとは削除、または、「認可保育所...収入に応じて軽減されます」と変更を。	現状を伝える必要があると考えています。
31	p.8の問10 (p.18の問11)	選択肢に「一時保育」や育児サークルも加えてはどうか。週に2～3回預かってほしいニーズの把握を。「10.その他」にも出てくるだろうが、もっと積極的に選択肢に入れていただきたい。	「認可保育所の一時的預かり」は「一時的預かり」の設問群で問いますので、ここで問うと重複してしまいます。
32	p.8の問10 (p.18の問11)	認可外保育所の説明を「公的助成のない独自で運営する保育所」国の定める「認可外保育施設指導監督基準を満たす施設とそれ以外の施設がある」に。保育ルーム・家庭保育所の説明「子どもの保育～ある人が」は不要では？ 公立保育所の説明はいらないのか？	認可外保育所 説明を追加します。 保育ルーム・家庭保育所 「内容・利用時間」の説明のうち、「子どもの保育に熟意と経験のある人が」を削除します。 公立保育所 認可保育所の説明とします。
33	p.8の問10 (p.18の問11)	参考資料は削除を。詳細な情報は不要。特に、幼稚園は、保育料が公私別に区分されていないので誤解を生む。	幼稚園の保育料は、公私別の情報を掲載しています。
34	(p.20の問11関係)	平日に定期的に幼稚園・保育所等を利用する場合、その運営法人はどのような法人を希望するかを問う設問を新設してほしい。	今回の調査では不要と考えています。
35	p.9の問10-1 (p.20の問11-1)	「平日の定期的に利用している...」は「平日に定期的に利用したい...」の間違いでは。	設問を「平日に定期的に利用したい...」に修正します。
36	p.10の問11 (p.22の問12)	項目の並べ方を事業毎に分けたほうがよい。 それぞれの項目に簡単な説明を加えてはどうか。	「子育て支援事業について」「相談事業について」「施設について」「その他」の4つのカテゴリーにし、19事業を15事業に減らします。
37	p.10の問11 (p.22の問12)	設問形式をより回答しやすいように改善すべきではないか はい・いいえで1つ1つをつけていくと57つもをつけていなくてはならないので、「A・B・C共にあてはまるものをつけてください」とした方がよいと思います。Cにいたっては、その理由も記入してもらえたら、詳しい改善策がわかるのではないかと。	「子育て支援事業について」「相談事業について」「施設について」「その他」の4つのカテゴリーにし、19事業を15事業に減らします。 「利用したことがある、知っているが利用したことがない、知らない」の選択と、「今後利用したい、今後利用したいとは思わない」の選択に変更します。
38	p.10の問11 (p.22の問12)	「事業を知らない」「知っているが利用しない」の理由が重要だと考えるので、本アンケート以外の別機会でも何らかの形で取れば。 「今後利用したいか？」の質問には、利用したことのない人は、施設の補足説明がないと答えにくい。 サービス名や施設名を並べるだけでなく、「相談」「遊び」といった分類化、または見出しのキーワードがあった方が見やすく答えやすい。	「子育て支援事業について」「相談事業について」「施設について」「その他」の4つのカテゴリーにし、19事業を15事業に減らします。 「利用したことがある、知っているが利用したことがない、知らない」の選択と、「今後利用したい、今後利用したいとは思わない」の選択に変更します。
39	p.10の問11 (p.22の問12)	13) みやっこキッズパークは12) 子育て総合センターの屋外施設と聞いている。含めてはどうか。国有地プレーパークや上田東公園でのプレーパークも西宮市の放課後子ども教室事業にもかかわっており加えてはどうか(もちろん規模的にもボランティアで小さいが)。また、6) はわかりにくい。問8同様民間の子育て広場も加えてはどうか。	次世代育成支援行動計画との整合性及び設問が多いことから推計に関わらない設問の増は避けたいと考えます。
40	p.10の問11 (p.22の問12)	事業内容がわかる説明を別紙でも紹介説明を加えるべき。	この程度の簡単な説明で判断できると考えます。
41	p.10の問11 (p.22の問12)	認可保育所の一時的預かりは不要か？ 一時的預かりについては後出するから不要というのであれば、そのことを書いたほうが良いのでは？	重複する設問になりますので、ここで一時的預かりの項目は不要と考えています。説明もここでは扱わない他の事業に準じます。

No.	本日資料での頁 / 問 (前回資料の頁 / 問)	ご意見	対応案
42	p.11の問12 (p.24の問13)	地域子育て支援拠点事業の現状・希望把握において、民間の施設や取り組みについても把握対象にするべきではないか。	問13で民間施設の取り組みについても聞きます。
43	p.11の問12 (p.24の問13)	施設の番号を書く欄が「開催場所」となっているので、「施設の番号」としてはどうか。	欄の表題を「施設番号」とします。
44	p.11の問12 (p.24の問13)	「1週当たり()回程度」と「1カ月当たり()回程度」の間に「もしくは」を入れるてはどうか。	「もしくは」を追加します。
45	p.11の問12-1 (p.24の問13-1)	1と2の利用したい施設を書く箇所は「利用したい施設をすべて」ではないか。	「利用したいすべての施設」を「利用したい施設の番号をすべて」に変更します。
46	p.11の問13 (p.24の問14)	「子育て地域サロン」の施設の名前または分区の名前とあるが、各地域サロンには名称があり、分区名はあまり一般的に意識されているとは思えない。利用者の方は「今日、(サロンの名称)行こうか。」というように言っておられるが。	民間施設も含めて、呼んでいる名前で、記入してもらうように変更します。
47	p.11の問13 (p.24の問14)	「子育てひろば」でも、「子育て地域サロン」でもないが、独自に「子育てひろば」のように、一室を地域に開放して「子育てひろば」と同じように地域の方が集える事業をしているケースもある。	設問に「また、子育てサークルなど民間の取り組みもあります。よく利用される事業の名前(施設の名前・サークルの名前・分区名でも結構です)」を追加します。
48	p.12の問14 (p.26の問15)	選択肢に「民間の施設やサービスの情報提供」があってもよいのでは。	利用者にとっては、公立か民間かの違いはないと考えています。
49	p.12の問14 (p.26の問15)	0～2歳児でも、子どもの発達支援と保護者のリフレッシュのために、週2・3回3時間程度安心して預けられる場所が欲しいという声が多いので、これに対応する回答があれば良い。(例)回答欄に認可保育所等の一時預かりの充実(低料金化、設置場所の増設、障害児の受け入れ)	選択肢に「認可保育所の一時的預かりの充実(低料金化、設置場所の増設、障害のある子どもの利用等)」を追加します。
50	p.12の問14 (p.26の問15)	選択肢8は、「就職または再就職するための」としてはいかがか。	「就職または」を追加します。
51	p.13の問16&16-1 (p.28の問17)	3の「週に数日」はおかしいのではないか。 問17-1にあるように「たまに利用したい」で、「休み中何日ぐらい?」ときいてはどうか。	「週に数日」を「たまに」に変更します。また、設問中に「夏休み()日程度」「冬休み()日程度」「春休み()日程度」を追加します。
52	p.14の問17-1 (p.30の問18-1)	表の日数のところの[]のあとに「日」を入れると分かりやすい。	「日」を追加します。
53	p.14の問17-1 (p.30の問18-1)	1年間で何日休んだか覚えていない、また、兄弟がいる場合は「宛名の子どもが何日休んだか」覚えていないことが多いのではないか。	わかる範囲で記入をお願いします。
54	p.14の問17-1 (p.30の問18-1)	病児・病後児保育の説明資料は削除し、回答欄を「病児・病後児保育を利用した(病気やケガ(病児)又は回復期(病後児)で、保育所等で集団生活が困難な子どもを一時的に預かる)」に変更。	回答にあたり、西宮市の現状を知っていただくためにも、参考情報は必要であると考えます。
55	p.16の問18 (p.34の問19)	設問の「不定期に」に下線を入れるとよりわかりやすくなる。	「不定期に」に下線を追加します。
56	p.16の問18～23 (p.34&36の問20&21)	限られた設問内で、留守家庭児童育成センター、子育て家庭ショートステイに結びつける必要があるのか。	第1回会議資料のページ誤りによるもので修正を行いました。
57	p.17の問20 (p.36の問21)	回答欄の簡単な説明でどのような事業か理解できるので、子育て家庭ショートステイの説明資料を削除。	回答にあたり、参考情報は必要であると考えます。

No.	本日資料での頁 / 問 (前回資料の頁 / 問)	ご意見	対応案
58	p.18の問21 (p.38の問22)	小学校就学後の放課後の過ごし方についてですが、「学校で遊ぶ」という項目があっても良いとのでは。放課後子ども教室や学童保育とは別に学校に残って遊んだり1度家に帰って、学校に行って遊ぶという実態が多くある。	選択肢に「学校」を追加します。
59	p.18の問21 (p.38の問22)	4年生から6年生について各学年について質問しているが、ここまで細分化する必要があるか。回答者がそこまで具体的なイメージがもてるかどうか疑問。	4年生と5年生の進級時の希望の把握をどうしても行いたいと考えています。設問形式を変えて、欄を減らします。
60	p.18の問21 (p.38の問22)	留守家庭児童センターの説明資料は削除、設問文の最後に「留守家庭児童育成センターの利用には利用料が発生します」に修正。	利用要件等、回答にあたり一定の情報が必要であると考えます。
61	p.21の問24-2 &p.22の問24-3 (p.44の問22-2 &p.46の問25-3)	2.「年度初め以外の入所だった」というところは、「年度初め以外の復帰だった」ではないか。(25-3の父親も同様)	「入所」を「復帰」に修正します。
62	p.21の問24-2 &p.22の問24-3 (p.44の問22-2 &p.46の問25-3)	「該当しない方は問27へ」は問26の間違い。	「問26」に修正します。
63	p.23の表題 (p.8の問8)	「子育てに関して不安や負担等」と言う表現は、少々抵抗を感じるので、表題を。「子育てへの思い」にしてはどうか。	表題を「子育ての不安についてうかがいます。」から「子育てへの思いについてうかがいます。」に変更します。
64	p.23の問25 (p.8の問8)	子育て環境を向上するためには、適切な「支援サービス」があり、その内容が適切に「情報提供」されて家庭に届き、家庭自体がその情報をもとに考えたり行動できる「時間(余裕)」があることが必要だと考えているので、相談できる「人」や「場所」に加えて、悩み事を考える「時間」(余裕)があるか聞く必要がある。	「子育てに関して情報を基に考えたり、家族等で話し合ったりする時間はありますか。当てはまる番号1つにをつけてください。1.ある 2.あまりない 3.ほとんどない 4.まったくない」の設問を新設します。
65	p.23の問25-3 (p.8の問8&8-1)	子育てに不安などを感じていない人に問8-1の質問は不適當。	回答で4及び5を選択した方は、問25-5に飛ぶように案内します。
66	p.23の問25-4 (p.8の問8-1)	選択肢10のみ文末が「～について」となっているので、「～こと」にそろえては。	「～に関すること」に変更します。
67	p.23の問25-4 (p.8の問8-1)	不安や負担というネガティブな視点だけでよいのか。逆の設問があるべきでは。ターゲットニーズを収集し、そこから施策を広げるという視点から、もっとリアルで多い例題にするべき。	「子育てでの楽しさ・つらさの度合い」「子育ての楽しさ」の2設問を新設します。
68	p.23の問25-4 (p.8の問8-1)	選択肢1と5で、発達障害なども聞いているのだろうが、乳幼児期に自分の子どもが発達障害かどうかわかっている親はどれだけいるか。むしろ答えからわかるような選択肢がいるのではないか。また、親が特性のある場合も多いので、そんなことがわかる選択肢があればいいのではないだろうか。	保護者の不安の内容把握が目的なので、障害の特質・程度による不安の度合いや具体については今回の調査の趣旨と異なるので別に機会に実施したい。
69	p.23の問25-4 (p.8の問8-1)	11.「子どもの」がいるのでは。親は6で聞いているのだろうが、子育てでの友だちづきあい(特にママ友との)に悩む親も多いと思うので、その選択肢もいるのでは。	選択肢11の冒頭に「子どもの」を追加します。
70	p.24の問25-6 (p.8の問8-3)	回答の12のインターネット・SNSは相談相手や場所でなく、コミュニケーションのツールだから削除を。	手段ではあるが、それを通して相談している現実が少なからずあることから、選択肢として必要だと考えます。

No.	本日資料での頁 / 問 (前回資料の頁 / 問)	ご意見	対応案
71	p.24の問25-6 (p.8の問8-3)	選択肢1の家族には「配偶者」「祖父母」「叔父・叔母」等含まれるが、同居の「祖父母」と別居の「祖父母」で をする場所が異なってくる等のことも想定されるのでいかがなものか。 子育ての事は基本両親で相談するものだと考えますが、この選択肢群の中ではどこに をするように考えているのか。「家族」か。	選択肢1の「家族」は、配偶者だけでなく、子どもの兄弟も想定しています。同居の祖父母と別居の祖父母では関わりの程度は同一ではないと考えていて、祖父母で をする場所が異なってくることは想定しています。
72	p.24の問25-6 (p.8の問8-3)	選択肢に民間の子育て支援機関が何も入っていない。13の「その他」でくるのではなく、「民間の子育て広場など」というような表記はどうか。6は「児童館など」でいいのではないか。	選択肢6.子育て支援施設（児童館等。民間施設も含む）に変更します。

【小学生用】

73	p.6の問9 (p.61の問10)	「学校で」という項目があっても良いのでは。	「学校で」を追加します。
74	p.7の問10 (p.62の問11)	「6.宿題をしたり友だちと遊んだりさせたい」は、他の選択肢と比べても、「宿題」「遊び」をまとめるのはおかしい。	「家で自由に過ごさせたい」に変更します。
75	p.7の問11 (p.62の問12)	「8.同じ歳くらいの遊び仲間がいること」があるなら、少し上の先輩や、中学～大学生ぐらいのお兄ちゃんお姉ちゃん、遊びコーディネーターなどの年長者の選択肢があってもよいのでは。	「年長者がいて遊びをサポートしてくれること」を追加します。
76	p.9の問12-5 (p.63の問13)	「利用していない」の理由の回答が欲しい。利用要件を満たしているのに利用できない要因を把握すべき。 ・金額が高い。 ・子どもの特性に適した環境ではない。 ・特別な支援を必要とするので、利用できない。	設問を増設し以下の選択肢で利用していない理由を問います。 「1.利用する必要がない、2.利用したいが、利用要件にあわない、3.利用したいが、利用料が高い、4.利用したいが、利用時間など条件が合わない、5.利用したいが、特別な支援を必要とするので、利用できない、6.利用したいが、過ごし方の内容が希望とは違う、7.他に利用しているところがある」
77	p.11の問15 (p.66の問16)	特に屋外施設についても聞いてほしい。外遊びの重要性を感じられるような設問も必要だと思う。	選択肢に「豊かな自然が十分にあって、自然とふれあう外遊びができる場の整備」を追加します。
78	p.13の問17-4 (p.58の問8-1)	選択肢10は「不登校の問題について」が相応しいかと思ます。	「登園拒否」を「不登校」に修正します。
79	p.13の問17-4 (p.58の問8-1)	P8同様、障害についての選択肢が少ない。学校ではもっと困っている親があるのではないか。少しでもあぶりだせるような選択肢が必要だ。	次世代育成支援行動計画との整合性を取っています。
80	p.14の問17-6 (p.58の問8-3)	「8.幼稚園・保育施設等」は、小学生の親に対しては「8.小学校」になるのでは。	「8.小学校・幼稚園・保育施設等」に修正します。
81	p.15の表題の後 (p.69の記入時)	小学生の子どもが記入する際、障害等で記入できないことも想定し、自分で記入できないときはお家の人に記入してもらってくださいといった記述を入れるべき。	記入の冒頭に「自分で記入できないときはお家の人に記入してもらってください」を追加します。
82	p.15&16全般 (p.69&70全般)	漢字全てにふりがなを。	全てふりがなをつけます。
83	p.15の問19 (p.69の問19)	放課後は何をして遊ぶかと聞いているが、学校、公園、児童館は場所だと思うので、設問を「どこで」「誰と」「何をして」等と分けた方が良い。または「場所」「内容」だけでも良い。	選択肢の並べ方を変更します。

ニーズ調査 委員からの意見への対応表

資料 3 - 2

No.	本日資料での頁/問 (前回資料の頁/問)	ご意見	対応案
84	p.15の問19 (p.69の問19)	放課後は何をして遊ぶことが多いですか。になっているが、何をしていることが多いですか。にして。 「習い事や塾などで遊ぶ時間がない」という項目は、習い事や塾に通っていても遊んでいる子ども多いので「習い事や塾に行っている」にしてはどうか。	設問の「遊ぶこと」を「過ごすこと」に修正します。 選択肢「習い事や塾などで遊ぶ時間がない」を「習い事や塾に行っている」に修正します。
85	p.15の問20～20-2 (p.69の問20～20-2)	子どもに聞く場合、「利用」という言葉より、「行きたいと思いますか?」「行ってましたか?」のほうがよい。	「利用」を「行く」に修正します。(問20-1、問20-2も修正)
86	p.15の問20-1 (p.69の問20-1)	選択肢が少ない。特に「楽しかった」の記載があれば、反対の意味の選択肢があってもよいかと思う。満足していない子どももいる。	選択肢「楽しくなかった」を追加します。
87	p.16の問22 (p.70の問22)	問22は全部に が付きそうだから、優先順位を聞くような設問にしてはどうか。	「すべてに」から「特によいと思うもの5つ」に修正します。
88	p.16の問22 (p.70の問22)	「3.木登りや泥んこ遊び」の2つが並列に書かれている意図が分からない。公園ではできない危険な遊びという意味か、自然での遊びという意味か。どちらでもない気がする。	選択肢「木登りや泥んこ遊びなどができる広場」を「自然がいっぱいあって、自然とふれあう遊びができるところ」に修正します。
89	p.16の問22 (p.70の問22)	屋外での遊びについての選択肢もほしい。	選択肢「木登りや泥んこ遊びなどができる広場」を「自然がいっぱいあって、自然とふれあう遊びができるところ」に修正し、より広く屋外遊びを意識した設問にしています。

西宮市子ども・子育てワークショップの概要

1 目的

市が子ども・子育て支援法（平成24法律第65号）第61条に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画を定めるにあたって、西宮市子ども・子育て会議の意見を聴くほか、子どもの保護者並びに幼稚園の教諭及び保育所の保育士等の意見をさらに聴くため、ワークショップを実施する。

2 日時

平成26年1月頃

3 会場

西宮市役所東館大ホール、西宮市民会館大会議室など

4 参加者

ワークショップは、次に掲げる者の参加により実施する。

- (1) 西宮市立幼稚園及び西宮市内の私立幼稚園の教諭並びに園児の保護者
- (2) 西宮市立保育所及び西宮市内の民間保育所の保育士並びに入所児童の保護者
- (3) 認可外保育施設の保育従事者及びその児童の保護者
- (4) 子育てひろばの事業従事者及び利用保護者

5 西宮市子ども・子育て会議の委員の参加

西宮市子ども・子育て会議の委員は、ワークショップにおける意見交換等に参加することができる。

6 テーマ

ワークショップにおいて参加者が意見を交換するテーマは、市町村子ども・子育て支援事業計画に関するもののうち、市が設定するものとする。

7 ワークショップの進行

(1) 参加者数

1グループ8～10人程度とし、総人数は50～60人とする。

(2) グループ構成

教諭、保育士、保護者のバランスを考慮し、6～7グループを構成する。

(3) グループでの意見交換

60分程度とし、グループ構成員互選等によりリーダーを決め、リーダーがグルー

プにおける意見交換を進行する。

(4) 意見交換の結果発表

各グループ5分程度で、グループにおける意見交換の結果を、グループ構成員互選等による発表者が発表する。

所要時間	進行	備考
3分	開会	市からの挨拶
5分	進行説明	委託業者
5分	ニーズ調査速報の説明	市からの説明
60分程度	グループでの意見交換	西宮市子ども・子育て会議委員は適宜巡回
35分程度	意見交換の結果発表	各グループ5分程度
10分	閉会	西宮市子ども・子育て会議委員の講評を含む

8 成果の活用

ワークショップにおける参加者の意見交換の結果は、西宮市子ども・子育て会議に提出し、市町村子ども・子育て支援事業計画等に係る審議の参考とする。

9 雑則

(1) 費用弁償

西宮市立幼稚園の教諭及び西宮市立保育所の保育士を除き、市は、参加者に交通費程度の費用弁償をする。

(2) 託児

参加者のため、必要に応じて市は託児を用意する。

(3) コーディネート

実施日におけるワークショップ全体の進行等のコーディネートは、市の委託業者が行う。

西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査

(就学前児童用)

～調査ご協力のお願い～

皆様には日頃より市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

西宮市は、子どもの幸せを第一に考えながら、心身共に健全な子どもを育成し、より子育てが楽しく思えるまちを目指しています。その為に今より良い環境作りをしていく目的で本アンケート調査をします。詳しい趣旨は同封の別紙に掲載しています。

このアンケートは、本来ならば子育て中の全家庭にお送りし、子育て状況を把握したいところですが、困難であるため、無作為で 4,800 人の方をお願いすることにいたしました。何かとご多忙のところ、多ページにわたるアンケートをお送りし、ご負担をかけることとなりますが、今後のより良い西宮を作っていくためにご協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

平成 25 年 10 月

西宮市長 河野 昌弘

【ご記入に当たってのお願い】

1. アンケートはお子さんの保護者の方がご記入ください。
2. 特にことわりのある場合以外は、封筒の宛名のお子さんについてご記入ください。
3. 回答は、選択肢に をつけてお選びいただく場合と、数字等をご記入いただく場合がございます。
4. 選択肢の場合、お選びいただく数が設問によって異なりますので注意書きに従ってください。また「その他」をお選びいただいた場合は、その後にある()内に具体的な内容をご記入ください。
5. 設問によってご回答いただく方が限られる場合がございますので、ことわり書きや矢印に従ってご回答ください。特にことわりのない場合は、次の設問にお進みください。
6. 参考欄で、現時点での利用料等を掲載していますが、本制度の実施時期には、変更になることが考えられます。ご了解いただき、現時点でのご判断でお答えください。

ご記入がすみましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて切手を貼らずに 11 月 8 日(金)までにご投函ください。

本調査は、西宮市が下記調査会社に委託して実施しています。

調査主体・お問い合わせ先

西宮市健康福祉局こども部子育て企画課 担当：森山(モリヤマ) 長野(ナガノ)

電話：0798-35-3121 FAX：0798-35-5525

調査委託先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 善積(ヨシヅミ) 山田(ヤマダ)

電話：06-7637-1460 FAX：06-7637-1479

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの小学校区はどこですか。当てはまる答えの番号1つに をつけてください。

- | | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| 1. 浜脇 | 2. 西宮浜 | 3. 香櫨園 | 4. 安井 |
| 5. 夙川 | 6. 北夙川 | 7. 苦楽園 | 8. 大社 |
| 9. 神原 | 10. 甲陽園 | 11. 広田 | 12. 平木 |
| 13. 甲東 | 14. 上ヶ原 | 15. 上ヶ原南 | 16. 段上 |
| 17. 段上西 | 18. 樋ノ口 | 19. 高木 | 20. 瓦木 |
| 21. 深津 | 22. 瓦林 | 23. 上甲子園 | 24. 津門 |
| 25. 春風 | 26. 今津 | 27. 用海 | 28. 鳴尾 |
| 29. 南甲子園 | 30. 甲子園浜 | 31. 高須 | 32. 高須西 |
| 33. 鳴尾東 | 34. 鳴尾北 | 35. 小松 | 36. 山口 |
| 37. 北六甲台 | 38. 名塩 | 39. 東山台 | 40. 生瀬 |

小学校区がわからない方は、送付封筒の宛名シールに校区名が記載されていますのでご参照ください。

封筒の宛名のお子さんをご家族の状況などについてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月を()内に数字でご記入ください。

西暦()年()月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。いらっしゃる場合は、宛名のお子さんを含めた人数を()内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月をご記入ください。

1. いない

2. いる

↳ きょうだい数()人 末子の生年月 西暦()年()月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 母親

2. 父親

3. その他()

問5 この調査票に回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 配偶者がいる

2. 配偶者はいない

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 父母ともに

2. 主に母親

3. 主に父親

4. 主に祖父母

5. その他()

問7 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてにをつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	}	問7 - 1 へ
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる		
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	}	問7 - 2 へ
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる		
5. いずれもない		問8 へ

問7で「1.」または「2.」に つけた方にうかがいます。

問7 - 1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号 すべてに をつけてください。

1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 祖父母等 の親族 への負担が大きく心配である
3. 親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
4. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
5. その他 ()

問7で「3.」または「4.」に つけた方にうかがいます。

問7 - 2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号 すべてに をつけてください。

1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 友人・知人への負担が大きく心配である
3. 保護者の立場として、負担をかけていることが心苦しい
4. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
5. その他 ()

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問8 宛名のお子さんの保護者の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。当てはまる番号1つにをつけて、さらにそれぞれの質問にもお答えください。

時間は必ず（例）8時～18時のように24時間制でお答えください。

（1）母親の就労状況について【父子家庭の場合は記入は不要です】

保護者が父母でない場合は、主にお子さんをみていらっしゃる方についてお答えください。

1. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください

・家を出る時間（ ）時（ ）分 帰宅時間（ ）時（ ）分

・変則的な勤務（1.あり 2.なし）

2. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である

3. パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください

・家を出る時間（ ）時（ ）分 帰宅時間（ ）時（ ）分

・変則的な勤務（1.あり 2.なし）

フルタイムへの転換希望はありますか

1) 転換希望があり、実現できる見込みがある

2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない

3) 転換希望はない

4. パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中である

フルタイムへの転換希望はありますか

1) 転換希望があり、実現できる見込みがある

2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない

3) 転換希望はない

5. 以前は就労していたが、現在は就労していない

就労したいという希望はありますか

1) 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

2) 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい

3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

ア. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）

イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

6. これまでに就労したことがない

就労したいという希望はありますか

1) 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

2) 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい

3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

ア. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）

イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

(2) 父親の就労状況について【母子家庭の場合は記入は不要です】

1. フルタイム(1週5日程度、1日8時間程度の就労)で就労しており、育休・介護休業中ではない

1週当たり()日 1日当たり()時間

最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください

・家を出る時間()時()分 帰宅時間()時()分

・変則的な勤務(1.あり 2.なし)

2. フルタイム(1週5日程度、1日8時間程度の就労)で就労しているが、育休・介護休業中である

3. パートタイム、アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、育休・介護休業中ではない

1週当たり()日 1日当たり()時間

最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください

・家を出る時間()時()分 帰宅時間()時()分

・変則的な勤務(1.あり 2.なし)

フルタイムへの転換希望はありますか

1) 転換希望があり、実現できる見込みがある

2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない

3) 転換希望はない

4. パートタイム、アルバイト等(「フルタイム」以外の就労)で就労しており、育休・介護休業中である

フルタイムへの転換希望はありますか

1) 転換希望があり、実現できる見込みがある

2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない

3) 転換希望はない

5. 以前は就労していたが、現在は就労していない

就労したいという希望はありますか

1) 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)

2) 1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい

3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

ア. フルタイム(1週5日程度、1日8時間程度の就労)

イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外)

1週当たり()日 1日当たり()時間

6. これまでに就労したことがない

就労したいという希望はありますか

1) 子育てや家事などに専念したい(就労の予定はない)

2) 1年より先、一番下の子どもが()歳になったところに就労したい

3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

ア. フルタイム(1週5日程度、1日8時間程度の就労)

イ. パートタイム、アルバイト等(「ア」以外)

1週当たり()日 1日当たり()時間

問9 - 4 平日に定期的に教育・保育の事業を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号**1つに** をつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため
2. 保護者が現在就労している
3. 保護者に就労予定がある / 求職中である
4. 保護者が家族・親族などを介護している
5. 保護者に病気や障害がある
6. 保護者が学生である
7. その他 ()

問9で「2. 利用していない」に つけた方にうかがいます。

問9 - 5 利用していない理由は何ですか。理由として当てはまる番号**すべてに** をつけてください。

1. 子どもがまだ小さいため (歳くらいになったら利用しようと考えている)
2. 子どもの祖父母や親戚の人がみている
3. 近所の人や保護者の友人・知人がみている
4. 利用したいが、幼稚園や保育所などの教育・保育の事業に空きがない
5. 利用したいが、経済的な理由で事業を利用できない
6. 利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない
7. 利用したいが、事業の質や場所など、納得できる事業がない
8. 利用したいが、子どもの病気や障害に適した環境の事業がない
9. 施設・事業の内容がよくわからない
10. 利用する必要がない (子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で)
11. その他 ()

すべての方にうかがいます。

問 1 0 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業をお答えください。当てはまる番号すべてにをつけてください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

右欄に各施設の説明を掲載しています。

事業名 番号に を	内容・利用時間等
1. 幼稚園 (通常の就園時間の利用)	教育機関で、満 3 歳以上。保育内容については国の「幼稚園教育要領」に基づく。1 日 4 時間を標準とし、年間 39 週以上。市内には私立 40 園、市立 21 園がある。保育料は、私立は各園の設定で 17,000 円～30,000 円/月、市立は 9600 円/月。ほかに入園料等が必要。
2. 幼稚園の預かり保育 (定期的な利用のみ)	教育時間終了後、希望する園児を預かる。市内の私立幼稚園で実施。市立は未実施。最長 20:00 までで、長期休業中や土曜日にも行っている園もある。利用料は、各園で設定。
3. 認可保育所	保護者の就労・病気等で昼間、家庭で保育できない乳幼児を保育します。7:00～19:00。市内に 64 所。入所要件は、就労の場合、1 日 4 時間以上かつ週 4 日以上、または週 19 時間以上の勤務。保育料は、課税状況、子どもの年齢などにより 0 円～98,800 円/月。
4. 認定こども園 (幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設)	保護者の就労の有無などに関わらず、利用可能な施設です。就学前の子どもに教育・保育を一体的に提供する施設です。また子育て支援機能が必置です。保育料は、各園で設定ですが、0～2 歳は認可保育所と同じです。
5. 小規模な保育施設	国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね 6～19 人のもの。多様なスペースを活用して質の確保された保育を提供する事業。入所要件は、認可保育所と一緒にです。現在、西宮市内には該当する施設はありません。
6. 保育ルーム・家庭保育所 (保育者の家庭等で少人数の子どもを保育する事業)	自宅等を開放し、家庭的な雰囲気の中で、昼間家庭で保育できない乳幼児をお世話する施設です。入所要件は、認可保育所と一緒にです。保育料は、課税状況、子どもの年齢などにより 0 円～49,400 円/月。
7. 事業所内保育施設	企業が運営する、主に従業員の子どもの預かり、保育する施設。特に病院や女性労働者を多く雇用している企業に設置されている。
8. 認可外保育施設	公的助成のない独自で運営する保育施設で、「認可保育所」以外のもの。国の定める「認可外保育施設指導監督基準」を満たす施設とそれ以外の施設があります。託児所、保育園、保育室、ベビールーム、プリスクールやインターナショナルスクールなどの施設名称で呼ばれています。利用料は、各施設で設定。
9. 居宅訪問型保育 (ベビーシッター等)	保育者が子どもの家庭で保育する事業で、ベビーシッターなどがこれにあたります。民間の団体等がありますが、西宮市が行っている事業はありません。
10. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	「子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(提供会員)」が会員となって、お互い助け合いながら、育児の援助活動を行う組織です。健常児が 0 歳～、病児が生後 6 ヶ月～。小学校 6 年生まで。利用料は、400 円/30 分～600 円/30 分。
11. その他 ()	

問10-1 平日に定期的に利用したい教育・保育の事業について、どのくらい利用を希望しますか。1週当たり何日、1日当たり何時間（何時から何時まで）かを、（ ）内に具体的な数字でご記入ください。時間は、必ず（例）9時～18時のように24時間制でご記入ください。

事業番号	利用時間
	1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間（ 時～ 時）
	1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間（ 時～ 時）
	1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間（ 時～ 時）
	1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間（ 時～ 時）

問10-2 教育・保育事業を利用したい場所についてうかがいます。「1.」「2.」のいずれかにをつけてください。

1. 西宮市内	2. 西宮市以外の市町村
どちらの自治体ですか↳（ ）	

問10-3 平日に定期的に教育・保育の事業を利用したい理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号1つにをつけてください。

1. 子どもの教育や発達のため 2. 保護者が現在就労している 3. 保護者に就労予定がある / 求職中である 4. 保護者が家族・親族などを介護している 5. 保護者に病気や障害がある 6. 保護者が学生である 7. その他（ ）
--

宛名のお子さんの地域の子育て支援事業の利用状況についてうかがいます。

問 1 1 下記の事業で知っているものやこれまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものについて、それぞれ当てはまるものにつけてください。

事業や施設	現在の認知度・利用状況			今後の利用意向		
	1. 知っており、 利用したことがある	2. 知っているが、 利用していない	3. 知らない	A. 利用したい	B. 利用したいと思わ ない	
子育て支援事業について	1) 保育所での子育て支援事業 (育児相談、短期体験保育、園庭開放等)	1	2	3	A	B
	2) 幼稚園での子育て支援事業 (子育て講座、育児相談、園庭開放等)	1	2	3	A	B
	3) 公民館における子育て支援事業 (家庭教育講座、講演会等)	1	2	3	A	B
	4) 移動児童館(公民館で開催)	1	2	3	A	B
	5) 育児支援家庭訪問事業 (特別な支援が必要な家庭へのヘルパー派遣)	1	2	3	A	B
	6) 障害のある子どもの通園事業や各種支援事業 (わかば園、北山学園、その他通所支援など)	1	2	3	A	B
相談事業について	7) 保健福祉センターの情報・相談・講座 (妊産婦・乳児健康・発達相談等、離乳食講座等)	1	2	3	A	B
	8) 西宮こども家庭センター(児童相談)	1	2	3	A	B
	9) 家庭児童相談室(市の児童相談)	1	2	3	A	B
	10) 発達や療育に関する相談事業 (わかばエール、障害者総合支援センターにしのみや、あんしん相談窓口など)	1	2	3	A	B
施設について	11) 子育て総合センター(津田町)	1	2	3	A	B
	12) みやっこキッズパーク(芦原町)	1	2	3	A	B
	13) 児童館・児童センター	1	2	3	A	B
その他	14) ファミリー・サポート・センター	1	2	3	A	B
	15) にしのみや子育てガイド・子育て便利マップ・父子手帳の冊子やホームページ等による情報提供	1	2	3	A	B

問14 子育て支援でもっと力をいれてほしいものは何ですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 安心して出産できる医療体制の充実
2. 親子が安心して集まれる身近な交流の場や機会の提供
3. 子育てに困った時に相談したり情報が得られる場の充実
4. 認可保育所等の一時預かりの充実（低料金化、設置場所の増設、障害のある子どもの利用等）
5. 安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備
6. 子どもだけで安心して遊べる場所づくり
7. 親子で楽しめる観劇、音楽会等の文化事業の充実
8. 障害のある子どもや発達・発育に不安のある子どもの支援体制や相談窓口の充実
9. 就職または再就職するための保育サービスの充実
10. 残業時間の短縮や休暇、育児休業、介護休暇の取得促進など企業に対する働きかけ
11. 子育てサークルへの支援
12. 子どもに関する行政サービスの総合窓口の充実
13. 公園や歩道の整備
14. 児童手当等、経済的支援の充実
15. 家事・育児支援サービスの充実（ヘルパー派遣など）
16. その他（ ）

宛名のお子さんの土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望についてうかがいます。

問15 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例)9時～18時のように24時間制でご記入ください。なお、現在西宮市では該当する事業はありません。今後市内に1～2ヶ所の限定的な設置が想定されます。また、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

教育・保育事業とは、**幼稚園**、**保育所**、認可外保育施設などの事業を指し、親族・知人による預かりは含みません。

(1) 土曜日

- | | | | |
|-----------------|-----|---------------|--|
| 1. 利用する必要はない | } ⇒ | 利用したい時間帯 | |
| 2. ほぼ毎週利用したい | | ()時から ()時まで | |
| 3. 月に1～2回は利用したい | | | |

(2) 日曜日・祝日

- | | | | |
|-----------------|-----|---------------|--|
| 1. 利用する必要はない | } ⇒ | 利用したい時間帯 | |
| 2. ほぼ毎週利用したい | | ()時から ()時まで | |
| 3. 月に1～2回は利用したい | | | |

問15で土曜日や日曜日・祝日に「3.月に1～2回は利用したい」に つけた方にうかがいます。

問15-1 毎週ではなく、月に1～2回、利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに つけてください。

- | | |
|----------------------|----------------------------|
| 1. 月に数回仕事が入るため | 2. 平日に済ませられない用事をまとめて済ませるため |
| 3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため | 4. リフレッシュ のため |
| 5. その他 () | |

「幼稚園」を利用されている方にうかがいます。

問16 宛名のお子さんについて、夏休み・冬休みなど長期の休暇期間中の教育・保育の事業の利用を希望しますか。希望がある場合は、利用したい時間帯を、(例)9時～18時のように24時間制でご記入ください。なお、これらの事業の利用には、一定の利用者負担が発生します。

- | | | | |
|-----------------------------|-----|---------------|--|
| 1. 利用する必要はない | } ⇒ | 利用したい時間帯 | |
| 2. 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい | | ()時から ()時まで | |
| 3. 休みの期間中、 たまに 利用したい | | | |

問16で、「3.たまに利用したい」に つけた方にうかがいます。

問16-1 **どの程度の日数を希望していますか。また、毎日ではなく、たまに、利用したい理由は何ですか。当てはまる番号すべてに つけてください。**

- | | | |
|----------------------|-----------------------|------------|
| 夏休み ()日程度 | 冬休み ()日程度 | 春休み ()日程度 |
| <利用したい理由> | | |
| 1. 週に数回仕事が入るため | 2. 買い物等の用事をまとめて済ませるため | |
| 3. 親等親族の介護や手伝いが必要なため | 4. リフレッシュ のため | |
| 5. その他 () | | |

宛名のお子さんの病気の際の対応についてうかがいます。 (平日の教育・保育を利用する方のみ)

問9で1に をつけた方(平日の定期的な教育・保育の事業を利用していると答えた保護者の方)にうかがいます。利用していない方は、問18にお進みください。

問17 この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. あった 問17-1へ	2. なかった 問18へ
--------------------	-------------------

問17-1 宛名のお子さんが病気やけがで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法として当てはまる記号すべてに をつけ、それぞれの日数も []内に数字でご記入ください(半日程度の対応の場合も1日とカウントしてください)。

1年間の対処方法	日数
ア. 母親が休んだ	[]日
イ. 父親が休んだ	[]日
ウ. (同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった	[]日
エ. 母親又は父親のうち就労していない方が子どもをみた	[]日
オ. 病児・病後児の保育を利用した	[]日
カ. ベビーシッター(居宅訪問型保育)を利用した	[]日
キ. ファミリー・サポート・センターを利用した	[]日
ク. 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	[]日
ケ. その他()	[]日

問17-2へ

問17-5へ

「キ：ファミリー・サポート・センター」には、「病児・緊急対応強化事業」による利用も含まれます。

参 考

病児・病後児保育

事業概要	病気やけがの最中(病児)または回復期(病後児)で、保育所等での集団生活が困難な子どもを一時的に預かります。
申込方法	事前に登録が必要です。保育所事業課または下記の実施場所に利用登録申請書を提出してください。 減免制度に該当する場合は、証明する書類が必要です。
利用方法	月～金曜日 8:00～18:00、土曜日 8:00～13:00、日曜日祝日及び年末年始は利用不可。7日間まで継続利用可
利用料金	1日2,000円(土曜日と同額。生活保護世帯は減免制度あり) 給食費：500円(弁当持参も可能) 医療費：受診した場合は自己負担額実費

病 児 保 育		病 後 児 保 育	
場 所	つぼみの子保育園病児保育ルーム 林田町 8-42 (0798-66-6673)	場 所	明和病院内病後児保育ルーム 上鳴尾町 5-13 (0798-47-8070)
対 象	生後6か月から小学3年生までの児童	対 象	生後57日以降から小学3年生までの児童
利用条件	・病気等で集団生活が困難で、病児保育ルームの利用を医師から許可されていること(利用される場合は医療機関の受診が必要です) ・保護者の就労や病気、冠婚葬祭など社会的理由で、家庭での保育が困難なこと	利用条件	・病気等で集団生活が困難で、病後児保育ルームの利用を医師から許可されていること(利用される場合は医療機関の受診が必要です) ・保護者の就労や病気、冠婚葬祭など社会的理由で、家庭での保育が困難なこと
定 員	6名(隔離室1室)	定 員	2名
対象となる病気やけがの範囲	入院を必要としない病気・けがが対象となります 風邪や下痢など、子どもが日常にかかる病気 水ぼうそう、風しんなどの感染症 ぜん息などの慢性疾患 骨折ややけどなどの外傷性疾患 病気の急変の可能性が高い場合、新型インフルエンザなどの感染性の強い疾患の場合は、お預かりできないこともありますので、ご了承ください。	対象となる病気やけがの回復期範囲	病気やけがの回復期であることが条件となります。 風邪や下痢など、子どもが日常にかかる病気 水ぼうそう、風しんなどの感染症 ぜん息などの慢性疾患 骨折ややけどなどの外傷性疾患 発熱があったり(38以上)他の児童への感染の恐れのある場合は利用できません。

問17-1で「ア.」「イ.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問17-2 その際、「病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。当てはまる番号1つに をつけ、日数についても () 内に数字でご記入ください。

なお、市内に2か所と限定的で、居住地の近くにあるとは限りません。また、利用には一定の利用料がかかるほか、事業の性格上、事前登録が必要で、実際の利用にあたっては、利用前にかかりつけ医の受診が必要となります。詳しい説明を前ページ下に掲載しています。

- | | |
|------------------------------------|--------|
| 1. 病児・病後児保育施設等を利用したい () 日 | 問17-3へ |
| 2. 利用できる施設等があればよいが、利用するかどうかはわからない | } 問18へ |
| 3. 居住地の近くにあれば利用したいが、遠くであれば他の方法を考える | |
| 4. できるだけ家族で見る方針だが、利用できる施設があると安心できる | |
| 5. 利用したいとは思わない | 問17-4へ |

問17-2で「1.病児・病後児保育施設等を利用したい」に をつけた方にうかがいます。

問17-3 病児・病後児保育施設等にお子さんを預ける場合、居住地の近くになくても利用されますか。また、下記のいずれの事業形態が望ましいと思われますか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

近くになくても利用しますか (はい ・ いいえ)
↓
1. 他の施設 (例：幼稚園・保育所等) に併設した施設で子どもを保育する事業
2. 小児科に併設した施設で子どもを保育する事業
3. 地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業 (例：ファミリー・サポート・センター等)
4. その他 ()

問17-2で「5. 利用したいとは思わない」に をつけた方にうかがいます。

問17-4 そう思われる理由について当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | | |
|--|-------------------|
| 1. 病児・病後児を他人に看てもらうのは不安 | 2. 地域の事業の質に不安がある |
| 3. 地域の事業の利便性 (立地や利用可能時間
日数など) がよくない | 4. 利用料がかかる・高い |
| 5. 利用料がわからない | 6. 保護者が仕事を休んで対応する |
| 7. その他 () | |

問18へ

問17-1で「ウ.」から「ケ.」のいずれかに回答した方にうかがいます。

問17-5 その際、「できれば保護者のいずれかが仕事を休んで看たい」と思われましたか。当てはまる番号1つに をつけ、「ウ」～「ケ」の日数のうち仕事を休んで看たかった日数についても数字でご記入ください。

- | | |
|------------------------|--------|
| 1. できれば仕事を休んで看たい () 日 | 問18へ |
| 2. 休んで看ることは考えられない | 問17-6へ |

問17-5で「2. 休んで看ることは考えられない」に をつけた方にうかがいます。

問17-6 そう思われる理由について当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | | |
|----------------------|---------------|
| 1. 子どもの看護を理由に休みがとれない | 2. 自営業なので休めない |
| 3. その他 () | |

宛名のお子さんの不特定の教育・保育事業や宿泊を 伴う一時預かり等の利用についてうかがいます。

問 1 8 宛名のお子さんについて、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、保護者の通院、不特定の就労等の目的で不特定に利用している事業はありますか。ある場合は、当てはまる番号すべてに をつけ、1年間の利用日数（おおよそ）も [] 内に数字でご記入ください。

利用している事業・日数（年間）	
1. 認可保育所の一時預かり (私用など理由を問わずに保育所などで一時的に子どもを保育する事業)	[]日
2. 認可外保育施設の一時的預かり	[]日
3. 幼稚園の預かり保育 (通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不特定に利用する場合のみ)	[]日
4. ファミリー・サポート・センター (地域住民が子どもを預かる事業)	[]日
5. ベビーシッター（居宅訪問型保育）	[]日
6. その他（ ）	[]日
7. 利用していない	

問 1 9 へ

問 1 8 で「7. 利用していない」と回答した方にうかがいます。

1 8 - 1 現在利用していない理由は何ですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 特に利用する必要がない	2. 利用したい事業が地域にない
3. 地域の事業の質に不安がある	4. 地域の事業の利便性（立地や利用可能時間・日数など）がよくない
5. 利用料がかかる・高い	6. 利用料がわからない
7. 自分が事業の対象者になるのかどうか わからない	8. 事業の利用方法（手続き等）がわからない
9. 利用したいが、子どもの病気や障害に適した環境の事業がない	10. その他（ ）

問 1 9 宛名のお子さんについて、私用、保護者の通院、不特定の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要があると思いますか。利用希望の有無について当てはまる番号・記号すべてに をつけ、必要な日数をご記入ください（利用したい日数の合計と、目的別の内訳の日数を枠内に数字でご記入ください）。なお事業の利用にあたっては、一定の利用料がかかります。

1. 利用したい	計 []日
ア. 私用（買物、子ども（きょうだいを含む）や保護者の習い事等）、リフレッシュ目的	[]日
イ. 冠婚葬祭、学校行事、子ども（きょうだいを含む）の保護者の通院 等	[]日
ウ. 不特定の就労	[]日
エ. その他（ ）	[]日
2. 利用する必要はない	

問20 この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）により、宛名のお子さんを泊りがけで家族以外にみてもらわなければならないことはありましたか（預け先が見つからなかった場合も含みます）。あった場合は、この1年間の対処方法として当てはまる番号すべてに をつけ、それぞれの日数も数字でご記入ください。

1年間の対処方法		日数
1. あった	ア (同居者を含む) 親族・知人にみてもらった	[] 泊
	イ 子育て家庭ショートステイを利用した (児童養護施設等で一定期間、子どもを保護する事業)	[] 泊
	ウ イ以外の保育事業(認可外保育施設、ベビーシッター等)を利用した	[] 泊
	エ 仕方なく子どもを同行させた	[] 泊
	オ 仕方なく子どもだけで留守番をさせた	[] 泊
	カ その他()	[] 泊
2. なかった		

参 考

子育て家庭ショートステイ

事業概要	保護者が一時的に子どもの養育が困難となった場合、原則7日間を限度に市が指定する児童福祉施設で預かります。		
対 象	0歳から18歳未満の子ども。原則として2歳児未満は、乳児院でお預かりします。		
利 用 料	1日・1人あたりの利用料は下記のとおりです。		
	対 象	2歳児未満	2歳児以上
	生活保護世帯、母子・父子の非課税世帯	0円	0円
	非課税世帯、母子・父子の課税世帯	1,100円	1,000円
	その他世帯	5,350円	2,750円
児童養護施設	三光塾	小松西町 2-6-30 / 0798-41-4421	
	神戸婦人同情会子供の家	尼崎市若王子 3-16-3 / 06-6491-8953	
	善照学園	山口町船坂字 2128-1 / 078-904-3773	
乳児院	明石乳児院	明石市大久保町大窪 2752-1 / 078-936-1419	
	伊丹乳児院	伊丹市北野 3-48-2 / 072-781-1744	

小学校就学後の放課後の過ごし方についてうかがいます。

- 問 2 1** 宛名のお子さんが、1～3年生、4～6年生になったとき、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。当てはまる番号すべてに をつけ、それぞれ希望する週当たり日数を数字でご記入ください。4～6年生については、何年生まで利用したいかを、 内に数字でご記入ください。また、「留守家庭児童育成センター（学童保育）」の場合には、利用を希望する時間も 内に数字でご記入ください。時間は、必ず24時間制でご記入ください。だいたいのこととなりますが、現在お持ちのイメージでお答えください。

過ごす場所	1～3年生	4～6年生
1. 自宅	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
2. 祖父母宅や友人・知人宅	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
3. 習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
4. 児童館	週 <input type="text"/> 日くらい	<input type="text"/> 年生まで、週 <input type="text"/> 日くらい
5. 学校	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
6. 放課後子ども教室	週 <input type="text"/> 日くらい	<input type="text"/> 年生まで、週 <input type="text"/> 日くらい
7. 留守家庭児童育成センター(学童保育)	週 <input type="text"/> 日くらい 下校時～()時まで	<input type="text"/> 年生まで、週 <input type="text"/> 日くらい 下校時～()時まで
8. ファミリー・サポート・センター	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい
9. その他 (公民館、公園、放課後等デイサービスなど)	週 <input type="text"/> 日くらい	週 <input type="text"/> 日くらい

- 「6. 放課後子ども教室」は地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組です。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。
- 「7. 留守家庭児童育成センター」…利用料金等、下の説明をご参照ください。学童保育と呼ばれることもあります。国の事業では放課後児童クラブという名称になります。
- 「9. 放課後等デイサービス」は利用の必要があると認められた障害のある子どもが利用するものです。放課後や休業日に、生活向上のために必要な訓練や社会との交流の促進、その他の支援を行うものです。

参 考

留守家庭児童育成センター（学童保育）

概 要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童に、授業の終了後、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための施設です。現在、全ての小学校区において実施しており、運営は指定管理者に委託しています。			
利用要件	就労の場合、週4日以上、1日4時間以上の勤務など			
対象年齢	小学1年生から小学3年生まで（障害のある子どもは、小学校6年生まで）			
申込方法	小学校区の育成センターを運営する指定管理者まで。新年度の利用申込は、例年、12月～1月。詳細は冬頃の市政ニュース・市HP等でお知らせします。			
利用時間	小学校の授業日：下校時～17:00（希望者は～19:00まで延長利用可） 小学校の休業日：8:30～17:00（希望者は～19:00まで延長利用可、ただし、土曜日は延長利用不可） 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。			
利用料 (月 額)	8,200円（所得に応じて減免あり）、延長利用料：3,000円（生活保護世帯等、一部減免あり） おやつ代等の実費：約2,500円程度（各センターにより異なります。） 下表は、平成24年度時点の情報です。毎年、保育料等は見直されますので、詳しくは市HP又は担当課にお問い合わせください。			
	世帯の課税状況等	通常利用料	延長保育料	おやつ代等
	生活保護世帯	0円	0円	2,500円程度
	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）			減免なし
	市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	2,000円		施設により異なる
	市民税課税世帯 ～60,000円未満	4,100円	3,000円	
	（所得割額） 60,000円以上～120,000円未満	6,100円		
	上記以外の世帯	8,200円		

問 2 1 で「 7 . 留守家庭児童育成センター（学童保育）」に をつけた方にかがいます。

問 2 2 宛名のお子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、留守家庭児童育成センター（学童保育）の利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。（ 1 ）（ 2 ）それぞれについて、当てはまる番号 1 つに をつけてください。また利用したい学年と時間帯を、（ ）内に（例） 9 時～ 1 8 時 のように 2 4 時間制でご記入ください。

（ 1 ） 土曜日

1 . 利用する必要はない	2 . () 年生まで利用したい
↳ 利用したい時間帯 () 時から () 時まで	

（ 2 ） 日曜日・祝日

1 . 利用する必要はない	2 . () 年生まで利用したい
↳ 利用したい時間帯 () 時から () 時まで	

問 2 3 宛名のお子さんについて、お子さんの夏休み・冬休みなどの長期の休暇期間中の留守家庭児童育成センター（学童保育）の利用希望はありますか。事業の利用には、一定の利用料がかかります。当てはまる番号 1 つに をつけてください。また利用したい学年と時間帯を、（ ）内に（例） 9 時～ 1 8 時 のように 2 4 時間制でご記入ください。

1 . 利用する必要はない	2 . () 年生まで利用したい
↳ 利用したい時間帯 () 時から () 時まで	

すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など職場の
両立支援制度についてうかがいます。

問 2 4 宛名のお子さんが生まれた時、保護者のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに をつけ、該当する()内に数字をご記入ください。また、取得していない方はその理由をご記入ください。

母親(いずれかに)	父親(いずれかに)
1. 働いていなかった 2. 取得した(取得中である) 3. 取得していない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 取得していない理由(下から番号を選んでご記入ください)(いくつでも) </div>	1. 働いていなかった 2. 取得した(取得中である) 3. 取得していない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 取得していない理由(下から番号を選んでご記入ください)(いくつでも) </div>

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
 2. 仕事が忙しかった
 3. (産休後に)仕事に早く復帰したかった
 4. 仕事に戻るのが難しそうだった
 5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
 6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
 7. 保育所(園)などに預けることができた
 8. 配偶者が育児休業制度を利用した
 9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
 10. 子育てや家事に専念するため退職した
 11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
 12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
 13. 育児休業を取得できることを知らなかった
 14. 産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した
 15. その他()

問 2 4 - 1 子どもが原則1歳(保育所における保育の実施が行われないなど一定の要件を満たす場合は1歳6月)になるまで育児休業給付が支給される仕組み、子どもが満3歳になるまでの育児休業等(法定の育児休業及び企業が法定を上回る期間設けた育児休業に準ずる措置)期間について健康保険及び厚生年金保険の保険料が免除になる仕組みがありますが、そのことをご存じでしたか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた
2. 育児休業給付のみ知っていた
3. 保険料免除のみ知っていた
4. 育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった

問24で母親が「2.取得した(取得中である)」と回答した方にうかがいます。

該当しない方は、問26へ

問24-2 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに をつけて、さらにそれぞれの質問にもお答えください。

1. 育児休業取得後、職場に復帰した

育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。()内に数字でご記入ください。

実際の取得期間:()歳()ヶ月まで

希望:()歳()ヶ月まで

お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。()内に数字でご記入ください。

()歳()ヶ月

育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。 1

1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった

2. 年度初め以外の復帰だった

それは、希望の時期と一致していましたか

1. 希望通りだった 2. 希望通りではなかった

希望通りではなかった方に理由についてうかがいます。

(1)「希望」より早く復帰した方

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があった | 4. 人事異動の時期に合わせるため |
| 5. その他() | |

(2)「希望」より遅く復帰した方

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | 6. その他() |

育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

1. 短時間勤務制度を利用した 2. 短時間勤務制度を利用しなかった

「2. 利用しなかった」理由は何ですか。当てはまる理由すべてに をつけてください。

- | | |
|---|-------------|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった | 2. 仕事が忙しかった |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる | |
| 4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる | |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した | |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなどなど、制度を利用する必要がなかった | |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した | |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった) | |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった | |
| 10. その他() | |

2. 現在も育児休業中である

宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる保育所等の事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい 2. 1歳になる前に復帰したい

3. 育児休業中に離職した

- 1 年度初めでの認可保育所への入所を希望して、1月~2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1。」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1。」を選択してください。

問24で父親が「2.取得した(取得中である)」と回答した方にうかがいます。

該当しない方は、問26へ

問24-3 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに をつけて、さらにそれぞれの質問にもお答えください。

1. 育児休業取得後、職場に復帰した

育児休業からは、「実際」にお子さんが何歳何ヶ月のときに職場復帰しましたか。また、お勤め先の育児休業の制度の期間内で、何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。()内に数字でご記入ください。

実際の取得期間:()歳()ヶ月まで
希望:()歳()ヶ月まで

お勤め先に、育児のために3歳まで休暇を取得できる制度があった場合、「希望」としてはお子さんが何歳何ヶ月のときまで取りたかったですか。()内に数字でご記入ください。

()歳()ヶ月

育児休業から職場に復帰したのは、年度初めの保育所入所に合わせたタイミングでしたか。あるいはそれ以外でしたか。 1

1. 年度初めの入所に合わせたタイミングだった

2. 年度初め以外の復帰だった

それは、希望の時期と一致していましたか

1. 希望通りだった 2. 希望通りではなかった

希望通りではなかった方に理由についてうかがいます。

(1)「希望」より早く復帰した方

- | | |
|-------------------------|--------------------|
| 1. 希望する保育所に入るため | 2. 配偶者や家族の希望があったため |
| 3. 経済的な理由で早く復帰する必要があるため | 4. 人事異動の時期に合わせるため |
| 5. その他() | |

(2)「希望」より遅く復帰した方

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 希望する保育所に入れなかったため | 2. 自分や子どもなどの体調が思わしくなかったため |
| 3. 配偶者や家族の希望があったため | 4. 職場の受け入れ態勢が整っていなかったため |
| 5. 子どもをみてくれる人がいなかったため | 6. その他() |

育児休業からの職場復帰時には、短時間勤務制度を利用しましたか。

1. 短時間勤務制度を利用した 2. 短時間勤務制度を利用しなかった

「2. 利用しなかった」理由は何ですか。当てはまる理由すべてに をつけてください。

- | | |
|---|-------------|
| 1. 職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった | 2. 仕事が忙しかった |
| 3. 短時間勤務にすると給与が減額され、経済的に苦しくなる | |
| 4. 短時間勤務にすると保育所の入所申請の優先順位が下がる | |
| 5. 配偶者が育児休業制度や短時間勤務制度を利用した | |
| 6. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなどなど、制度を利用する必要がなかった | |
| 7. 子育てや家事に専念するため退職した | |
| 8. 職場に短時間勤務制度がなかった(就業規則に定めがなかった) | |
| 9. 短時間勤務制度を利用できることを知らなかった | |
| 10. その他() | |

2. 現在も育児休業中である

宛名のお子さんが1歳になったときに必ず利用できる保育所等の事業があれば、1歳になるまで育児休業を取得しますか。または、預けられる事業があっても1歳になる前に復帰しますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 1歳になるまで育児休業を取得したい 2. 1歳になる前に復帰したい

3. 育児休業中に離職した

- 1 年度初めでの認可保育所への入所を希望して、1月~2月頃復帰して一時的に認可外保育所に入所した場合なども「1。」に当てはまります。また、年度初めでの入所を希望して復帰したが、実際には希望する保育所に入所できなかったという場合も「1。」を選択してください。

子育てへの思いについてうかがいます。

問25 子育てに関して情報を基に考えたり、家族で話し合ったりする時間はありますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. ある 2. あまりない 3. ほとんどない 4. まったくない

問25-1 子育てを楽しんでいることが多いですか。つらいと感じることが多いですか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 楽しいと感じることが多い
2. 楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい
3. つらいと感じることが多い
4. わからない

問25-2 子育ての楽しみはどんなことですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 子どもとのふれあい、交流
2. 子どもの成長をみること
3. 子どもを通して人間関係が広がる
4. 家庭が明るくなる
5. 家族や夫婦の絆が強くなる
6. その他 ()

問25-3 子育てに関して不安や負担等を感じますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 非常に不安や負担を感じる 2. なんとなく不安や負担を感じる
3. あまり不安や負担等を感じない 4. まったく感じない 問25-5へ
5. なんともいえない 問25-5へ

問25-4 子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になることはどのようなことですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 子どもの発育・発達に関すること 2. 食事や栄養に関すること
3. 育児の方法がよくわからないこと 4. 子どもとの接し方に自信が持てないこと
5. 子どもの病気や障害に関すること 6. 話し相手や相談相手がいないこと
7. 子どもとの時間を十分にとれないこと 8. 近所に子どもの遊び友だちがいないこと
9. 仕事や自分のやりたいことが十分できないこと 10. 不登園等の問題に関すること
11. 子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること
12. 配偶者と子育てに関して意見が合わないこと
13. 子育てに関しての配偶者の協力が少ないこと
14. 配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
15. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場等まわりのみ目が気になること
16. 子どもを叱りすぎているような気がする
17. その他 ()

問25-5 宛名のお子さんの子育てをする上で、気軽に相談できる人や場所はありますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. あり	問25-6へ	2. なし
-------	--------	-------

問25-5で「1. あり」に をつけた方にうかがいます。

問25-6 お子さんの子育てに関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 家族	2. 祖父母等の親族
3. 友人や知人	4. 近所の人
5. 職場の人	6. 子育て支援施設(児童館等。民間施設も含む)
7. 保健所・保健福祉センター	8. 幼稚園・保育所等
9. 民生委員・児童委員	10. かかりつけの医師
11. 自治体の子育て関連担当窓口	12. インターネット・SNS
13. その他()	

問26 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

.....
.....
.....
.....
.....

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご投函ください。

西宮市子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート調査

(小学生用)

～調査ご協力のお願い～

皆様には日頃より市政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

西宮市は、子どもの幸せを第一に考えながら、心身共に健全な子どもを育成し、より子育てが楽しく思えるまちを目指しています。その為に今より良い環境作りをしていく目的で本アンケート調査をします。詳しい趣旨は同封の別紙に掲載しています。

このアンケートは、本来ならば子育て中の全家庭にお送りし、子育て状況を把握したいところですが、困難であるため、無作為で 1,500 人の小学生のお子さんのいらっしゃるご家庭にお願いすることにいたしました。何かとご多忙のところ、多ページにわたるアンケートをお送りし、ご負担をかけることとなりますが、今後のより良い西宮を作っていくためにご協力をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

平成 25 年 10 月

西宮市長 河野 昌弘

【ご記入に当たってのお願い】

1. アンケートはお子さんの保護者の方がご記入ください。
2. 特にことわりのある場合以外は、封筒の宛名のお子さんについてご記入ください。
3. 回答は、選択肢に をつけてお選びいただく場合と、数字等をご記入いただく場合がございます。
4. 選択肢の場合、お選びいただく数が設問によって異なりますので注意書きに従ってください。また「その他」をお選びいただいた場合は、その後にある()内に具体的な内容をご記入ください。
5. 設問によってご回答いただく方が限られる場合がございますので、ことわり書きや矢印に従ってご回答ください。特にことわりのない場合は、次の設問にお進みください。

ご記入がすみましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に入れて切手を貼らずに 11 月 8 日(金)までにご投函ください。

本調査は、西宮市が下記調査会社に委託して実施しています。

調査主体・お問い合わせ先

西宮市健康福祉局こども部子育て企画課 担当：森山(モリヤマ)、長野(ナガノ)

電話：0798-35-3121 FAX：0798-35-5525

調査委託先

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 善積(ヨシヅミ)、山田(ヤマダ)

電話：06-7637-1460 FAX：06-7637-1479

お住まいの地域についてうかがいます。

問1 お住まいの小学校区はどこですか。当てはまる答えの番号1つに をつけてください。

- | | | | |
|----------|----------|----------|---------|
| 1. 浜脇 | 2. 西宮浜 | 3. 香櫨園 | 4. 安井 |
| 5. 夙川 | 6. 北夙川 | 7. 苦楽園 | 8. 大社 |
| 9. 神原 | 10. 甲陽園 | 11. 広田 | 12. 平木 |
| 13. 甲東 | 14. 上ヶ原 | 15. 上ヶ原南 | 16. 段上 |
| 17. 段上西 | 18. 樋ノ口 | 19. 高木 | 20. 瓦木 |
| 21. 深津 | 22. 瓦林 | 23. 上甲子園 | 24. 津門 |
| 25. 春風 | 26. 今津 | 27. 用海 | 28. 鳴尾 |
| 29. 南甲子園 | 30. 甲子園浜 | 31. 高須 | 32. 高須西 |
| 33. 鳴尾東 | 34. 鳴尾北 | 35. 小松 | 36. 山口 |
| 37. 北六甲台 | 38. 名塩 | 39. 東山台 | 40. 生瀬 |

小学校区がわからない方は、送付封筒の宛名シールに校区名が記載されていますのでご参照ください。

封筒の宛名のお子さんご家族の状況などについてうかがいます。

問2 宛名のお子さんの生年月を()内に数字でご記入ください。

西暦()年()月生まれ

問3 宛名のお子さんのきょうだいは何人いらっしゃいますか。いらっしゃる場合は、宛名のお子さんを含めた人数を()内に数字でご記入ください。お2人以上のお子さんがいらっしゃる場合は、末子の方の生年月をご記入ください。

1. いない

2. いる

↳ きょうだい数()人 末子の生年月 西暦()年()月生まれ

問4 この調査票にご回答いただく方はどなたですか。宛名のお子さんからみた関係でお答えください。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 母親

2. 父親

3. その他()

問5 この調査票に回答いただいている方の配偶関係についてお答えください。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 配偶者がいる

2. 配偶者はいない

問6 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)を主に行っているのはどなたですか。お子さんからみた関係で当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 父母ともに

2. 主に母親

3. 主に父親

4. 主に祖父母

5. その他()

問7 日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか。当てはまる番号すべてにをつけてください。

1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる	}	問7 - 1 へ
2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる		
3. 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる	}	問7 - 2 へ
4. 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる		
5. いずれもない		問8 へ

問7で「1.」または「2.」に つけた方にうかがいます。

問7 - 1 祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号 すべてに をつけてください。

1. 祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 祖父母等 の親族 への負担が大きく心配である
3. 親の立場として、負担をかけていることが心苦しい
4. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
5. その他 ()

問7で「3.」または「4.」に つけた方にうかがいます。

問7 - 2 友人・知人にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください。当てはまる番号 すべてに をつけてください。

1. 友人・知人の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる
2. 友人・知人への負担が大きく心配である
3. 保護者の立場として、負担をかけていることが心苦しい
4. 子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある
5. その他 ()

宛名のお子さんの保護者の就労状況についてうかがいます。

問8 宛名のお子さんの保護者の就労状況（自営業、家族従事者含む）をうかがいます。当てはまる番号1つにをつけて、さらにそれぞれの質問にもお答えください。

時間は必ず（例）8時～18時のように24時間制でお答えください。

（1）母親の就労状況について【父子家庭の場合は記入は不要です】

保護者が父母でない場合は、主にお子さんをみていらっしゃる方についてお答えください。

1. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください

- ・家を出る時間（ ）時（ ）分 帰宅時間（ ）時（ ）分
- ・変則的な勤務（1.あり 2.なし）

2. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である

3. パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください

- ・家を出る時間（ ）時（ ）分 帰宅時間（ ）時（ ）分
- ・変則的な勤務（1.あり 2.なし）

フルタイムへの転換希望はありますか

- 1) 転換希望があり、実現できる見込みがある
- 2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- 3) 転換希望はない

4. パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中である

フルタイムへの転換希望はありますか

- 1) 転換希望があり、実現できる見込みがある
- 2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- 3) 転換希望はない

5. 以前は就労していたが、現在は就労していない

就労したいという希望はありますか

- 1) 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- 2) 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい
- 3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

- ア. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）
- イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）
- 1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

6. これまでに就労したことがない

就労したいという希望はありますか

- 1) 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
- 2) 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい
- 3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

- ア. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）
- イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）
- 1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

(2) 父親の就労状況について【母子家庭の場合は記入は不要です】

1. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください

- ・家を出る時間（ ）時（ ）分 帰宅時間（ ）時（ ）分
・変則的な勤務（1.あり 2.なし）

2. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）で就労しているが、育休・介護休業中である

3. パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中ではない

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

最も多いパターンと変則的な勤務の有無をお答えください

- ・家を出る時間（ ）時（ ）分 帰宅時間（ ）時（ ）分
・変則的な勤務（1.あり 2.なし）

フルタイムへの転換希望はありますか

- 1) 転換希望があり、実現できる見込みがある
2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3) 転換希望はない

4. パートタイム、アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、育休・介護休業中である

フルタイムへの転換希望はありますか

- 1) 転換希望があり、実現できる見込みがある
2) 転換希望はあるが、実現できる見込みはない
3) 転換希望はない

5. 以前は就労していたが、現在は就労していない

就労したいという希望はありますか

- 1) 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
2) 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい
3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

ア. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）

イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

6. これまでに就労したことがない

就労したいという希望はありますか

- 1) 子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）
2) 1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい
3) すぐにも、もしくは1年以内に就労したい

希望する就労形態

ア. フルタイム（1週5日程度、1日8時間程度の就労）

イ. パートタイム、アルバイト等（「ア」以外）

1週当たり（ ）日 1日当たり（ ）時間

宛名のお子さんの放課後や休日の過ごし方についてうかがいます。

問9 宛名のお子さんは、平日の放課後や休日等は、どのように過ごしていますか。下の表から「誰と」「どこで」の組み合わせで主なもの2つまで選んでそれぞれの欄にご記入ください。

	1		2	
	誰と	どこで	誰と	どこで
平日の放課後				
土曜日				
日曜日				

【誰と】	【どこで】
ア．ひとりで	自分の家で
イ．きょうだいと	友だちの家で
ウ．友だちと	学習塾や習い事教室で
エ．保護者や祖父母（大人）と	児童館や図書館、公民館など公共の施設で
オ．地域の人と	学校で
カ．その他	放課後子ども教室で 1
	留守家庭児童育成センターで 2
	公園で
	その他

1 「放課後子ども教室」は地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組みです。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できます。

2 「留守家庭児童育成センター」については、下に説明を掲載しています。

参 考

留守家庭児童育成センター（学童保育）

概 要	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1～3年生の児童に、授業の終了後、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るための施設です。現在、全ての小学校区において実施しており、運営は指定管理者に委託しています。																								
利用要件	就労の場合、週4日以上、1日4時間以上の勤務など																								
対象年齢	小学1年生から小学3年生まで（障害のある子どもは、小学校6年生まで）																								
申込方法	小学校区の育成センターを運営する指定管理者まで。新年度の利用申込は、例年、12月～1月。詳細は冬頃の市政ニュース・市HP等でお知らせします。																								
利用時間	小学校の授業日：下校時～17：00（希望者は～19：00まで延長利用可） 小学校の休業日：8：30～17：00（希望者は～19：00まで延長利用可、ただし、土曜日は延長利用不可） 日曜・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）は休みです。																								
利用料（月額）	8,200円（所得に応じて減免あり）延長利用料：3,000円（生活保護世帯等、一部減免あり） おやつ代等の実費：約2,500円程度（各センターにより異なります。） 下表は、平成24年度時点の情報です。毎年、保育料等は見直されますので、詳しくは市HP又は担当課にお問い合わせください。																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">世帯の課税状況等</th> <th style="width: 15%;">通常利用料</th> <th style="width: 15%;">延長保育料</th> <th style="width: 30%;">おやつ代等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護世帯</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td style="text-align: center;">0円</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2,500円程度 減免なし 施設により 異なる</td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税非課税世帯（上記以外の世帯）</td> <td style="text-align: center;">2,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯 ～60,000円未満</td> <td style="text-align: center;">4,100円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td>（所得割額） 60,000円以上～120,000円未満</td> <td style="text-align: center;">6,100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上記以外の世帯</td> <td style="text-align: center;">8,200円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	世帯の課税状況等	通常利用料	延長保育料	おやつ代等	生活保護世帯	0円	0円	2,500円程度 減免なし 施設により 異なる	市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）			市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	2,000円		市民税課税世帯 ～60,000円未満	4,100円	3,000円	（所得割額） 60,000円以上～120,000円未満	6,100円		上記以外の世帯	8,200円		
世帯の課税状況等	通常利用料	延長保育料	おやつ代等																						
生活保護世帯	0円	0円	2,500円程度 減免なし 施設により 異なる																						
市民税非課税世帯（ひとり親世帯等）																									
市民税非課税世帯（上記以外の世帯）	2,000円																								
市民税課税世帯 ～60,000円未満	4,100円	3,000円																							
（所得割額） 60,000円以上～120,000円未満	6,100円																								
上記以外の世帯	8,200円																								

宛名のお子さんの留守家庭児童育成センター（学童保育）の 利用状況や今後の利用意向についてうかがいます。

留守家庭児童育成センター（学童保育）の説明は **6** ページにあります。

問 1 2 平日、土曜日に、宛名のお子さんは留守家庭児童育成センター（学童保育）を利用されていますか。いずれか1つに をつけてください。

	利用の有無 (1つに)	利用時間 (9時～18時のように24時間制で記入)
平日	1. 週4日以上利用している	下校時から
	2. 週1～3日利用している	[]時 []分まで
	3. 利用していない 問 1 2 - 5 へ	
土曜日	1. ほぼ毎週利用している	[]時 []分から
	2. 月に1～2日利用している	[]時 []分まで
	3. 利用していない	

問 1 2 で 平日の「1.」または「2.」に をつけた方にうかがいます。

問 1 2 - 1 平日に留守家庭児童育成センター（学童保育）を利用されている理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号 **1つに** をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 保護者が現在就労している
2. 保護者に就労予定がある / 求職中である
3. 保護者が家族・親族などを介護している
4. 保護者が病気や障害がある
5. 保護者が学生である
6. その他 () |
|--|

問 1 2 - 2 現在通っている留守家庭児童育成センター（学童保育）を利用してよかったと感じることはありますか。当てはまる番号 **すべてに** をつけてください。

- | | |
|------------------|-----------------------|
| 1. 子どもの成長につながった | 2. 友だち（子ども）と遊べる機会ができた |
| 3. 異年齢の子どもと交流できた | 4. 安心して就労ができた |
| 5. 親どうしの交流が深まった | 6. その他 () |

問 1 2 - 3 現在通っている留守家庭児童育成センター（学童保育）に対して要望はありますか。当てはまる番号 **すべてに** をつけてください。

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| 1. 利用時間を延長してほしい 問 1 2 - 4 へ | 2. 日曜日・祝日も開設してほしい |
| 3. 施設・設備を改善してほしい | 4. 保育内容を工夫してほしい |
| 5. 現在のままでよい | 6. その他 () |

問 1 2 - 3 で、「1. 利用時間の延長」を希望された方にうかがいます。

問 1 2 - 4 延長を希望されるのは、どの時間帯ですか。当てはまる番号 **すべてに** をつけてください。また、具体的な延長希望時間を、**数字でご記入**ください。

- | |
|---|
| 1. 月から金までの終了時刻を延長して欲しい []時 []分までに |
| 2. 土曜日の開始時刻をもっと早くして欲しい []時 []分から |
| 3. 土曜日の終了時刻を延長して欲しい []時 []分までに |
| 4. 夏休み など の長期休暇中の開始時刻をもっと早くして欲しい []時 []分から |

問12「平日」で「3. 利用していない」に をつけた方にうかがいます。

問12-5 利用していない理由についてうかがいます。理由として当てはまる番号すべてに をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 利用する必要がない
2. 利用したいが、利用要件に合わない
3. 利用したいが、利用料が高い
4. 利用したいが、利用時間など条件が合わない
5. 利用したいが、特別な支援を必要とするので、利用できない
6. 利用したいが、過ごし方の内容が希望とは違う
7. 他に利用しているところがある |
|---|

すべての方にうかがいます。

問13 現在、利用している、利用していないにかかわらず、宛名のお子さんは、平日、土曜日、日曜日・祝日に、留守家庭児童育成センター（学童保育）の利用を希望されますか。それぞれ1つに をつけてください。 6ページの説明のように、入所要件があります。

	利用の希望の有無 (1つに)	利用希望時間 (24時間制で記入)	利用希望の学年 (1つに)
平日	1. 週4日以上利用したい	→ 下校時から	(1・2・3 4・5・6)年生 まで利用したい
	2. 週1～3日利用したい	[]時 []分まで	
	3. 利用希望はない		
土曜日	1. ほぼ毎週利用したい	→ []時 []分から	(1・2・3 4・5・6)年生 まで利用したい
	2. 月に1～2日利用したい	[]時 []分まで	
	3. 利用希望はない		
日曜日・ 祝日	1. ほぼ毎週利用したい	→ []時 []分から	(1・2・3 4・5・6)年生 まで利用したい
	2. 月に1～2日利用したい	[]時 []分まで	
	3. 利用希望はない		
夏休みなど の長期休暇中	1. ほぼ毎週利用したい	→ []時 []分から	(1・2・3 4・5・6)年生 まで利用したい
	2. 月に1～2日利用したい	[]時 []分まで	
	3. 利用希望はない		

問13で 平日の「1.」または「2.」に をつけた方にうかがいます。

問13-1 平日に留守家庭児童育成センター（学童保育）を利用したい理由についてうかがいます。主な理由として当てはまる番号1つに をつけてください。

- | |
|--|
| 1. 保護者が現在就労している
2. 保護者に就労予定がある / 求職中である
3. 保護者が家族・親族などを介護している
4. 保護者が病気や障害がある
5. 保護者が学生である
6. その他 () |
|--|

子育て支援サービスの認知度・利用意向についてうかがいます。

問 1 4 下記の事業で知っているものやこれまでに利用したことがあるもの、今後利用したいと思うものについて、それぞれ当てはまるものに つけてください。

事業や施設		現在の認知度・利用状況			今後の利用意向	
		1 . 知っており、利用したことがある	2 . 知っているが、利用していない	3 . 知らない	A . 利用したい	B . 利用したいと思わない
子育て支援事業について	1) 保育所での子育て支援事業 (育児相談、短期体験保育、園庭開放等)	1	2	3	A	B
	2) 幼稚園での子育て支援事業 (子育て講座、育児相談、園庭開放等)	1	2	3	A	B
	3) 公民館における子育て支援事業 (家庭教育講座、講演会等)	1	2	3	A	B
	4) 移動児童館(公民館で開催)	1	2	3	A	B
	5) 育児支援家庭訪問事業 (特別な支援が必要な家庭へのヘルパー派遣)	1	2	3	A	B
	6) 障害のある子どもの通園事業や各種支援事業 (わかば園、北山学園、その他通所支援など)	1	2	3	A	B
相談事業について	7) 保健福祉センターの情報・相談・講座 (妊産婦・乳児健康・発達相談等、離乳食講座等)	1	2	3	A	B
	8) 西宮こども家庭センター(児童相談)	1	2	3	A	B
	9) 家庭児童相談室(市の児童相談)	1	2	3	A	B
	10) 発達や療育に関する相談事業 (わかばエール、障害者総合支援センターにしのみや、あんしん相談窓口など)	1	2	3	A	B
施設について	11) 子育て総合センター(津田町)	1	2	3	A	B
	12) みやっこキッズパーク(芦原町)	1	2	3	A	B
	13) 児童館・児童センター	1	2	3	A	B
その他	14) ファミリー・サポート・センター	1	2	3	A	B
	15) にしのみや子育てガイド・子育て便利マップ・父子手帳の冊子やホームページ等による情報提供	1	2	3	A	B

問15 子育て支援でもっと力をいれてほしいものは何ですか。当てはまる番号すべてにをつけてください。

1. 安心して出産できる医療体制の充実
2. 親子が安心して集まれる身近な交流の場や機会の提供
3. 子育てに困った時に相談したり情報が得られる場の充実
4. 安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備
5. 子どもだけで安心して遊べる場所づくり
6. 豊かな自然が十分あって、自然とふれあう外遊びができる場の整備
7. 親子で楽しめる観劇、音楽会等の文化事業の充実
8. 障害のある子どもや発達・発育に不安のある子どもの支援体制や相談窓口の充実
9. 就職や再就職するための保育サービスの充実
10. 残業時間の短縮や休暇、育児休業、介護休暇の取得促進など企業に対する働きかけ
11. 子育てサークルへの支援
12. 子どもに関する行政サービスの総合窓口の充実
13. 公園や歩道の整備
14. 児童手当の充実
15. 家事・育児支援サービスの充実（ヘルパー派遣など）
16. その他（ ）

すべての方に、育児休業や短時間勤務制度など職場の
両立支援制度についてうかがいます。

問16 宛名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに をつけ、該当する()内に数字をご記入ください。また、取得していない方はその理由をご記入ください。

母親(いずれかに)	父親(いずれかに)
1. 働いていなかった 2. 取得した(取得中である) 3. 取得していない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 取得していない理由(下から番号を選んでご記入ください)(いくつでも) </div>	1. 働いていなかった 2. 取得した(取得中である) 3. 取得していない <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 取得していない理由(下から番号を選んでご記入ください)(いくつでも) </div>

1. 職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった
 2. 仕事が忙しかった
 3. (産休後に)仕事に早く復帰したかった
 4. 仕事に戻るのが難しそうだった
 5. 昇給・昇格などが遅れそうだった
 6. 収入減となり、経済的に苦しくなる
 7. 保育所(園)などに預けることができた
 8. 配偶者が育児休業制度を利用した
 9. 配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった
 10. 子育てや家事に専念するため退職した
 11. 職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)
 12. 有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった
 13. 育児休業を取得できることを知らなかった
 14. 産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した
 15. その他()

問16で「2.取得した(取得中である)」と回答した方にうかがいます。

問16-1 育児休業取得後、職場に復帰しましたか。当てはまる番号1つに をつけてください。

(1) 母親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した
 2. 現在も育児休業中である
 3. 育児休業中に離職した

(2) 父親

1. 育児休業取得後、職場に復帰した
 2. 現在も育児休業中である
 3. 育児休業中に離職した

子育てへの思いについてうかがいます。

問17 子育てに関して情報を基に考えたり、家族で話し合ったりする時間はありますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. ある 2. あまりない 3. ほとんどない 4. まったくない

問17-1 子育てを楽しんでいることが多いですか。つらいと感じることが多いですか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 楽しいと感じることが多い
2. 楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい
3. つらいと感じることが多い
4. わからない

問17-2 子育ての楽しみはどんなことですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 子どもとのふれあい、交流
2. 子どもの成長をみること
3. 子どもを通して人間関係が広がる
4. 家庭が明るくなる
5. 家族や夫婦の絆が強くなる
6. その他 ()

問17-3 子育てに関して不安や負担等を感じますか。当てはまる番号1つに をつけてください。

1. 非常に不安や負担を感じる 2. なんとなく不安や負担を感じる
3. あまり不安や負担等を感じない 4. まったく感じない 問17-5へ
5. なんともいえない 問17-5へ

問17-4 子育てに関して、日頃悩んでいること、また気になることはどのようなことですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 子どもの発育・発達に関する事 2. 食事や栄養に関する事
3. 子どもとの接し方に自信が持てないこと 4. 子どもの病気や障害に関する事
5. 話し相手や相談相手がいないこと 6. 子どもとの時間を十分にとれないこと
7. 近所に子どもの遊び友だちがいないこと 8. 仕事や自分のやりたいことが十分できないこと
9. 不登校等の問題に関する事
10. 子どもの友だちづきあい(いじめ等を含む)に関する事
11. 配偶者と子育てに関して意見が合わないこと
12. 子育てに関しての配偶者の協力が少ないこと
13. 配偶者以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
14. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場等まわりの目が気になること
15. 子どもを叱りすぎているような気がする事
16. その他 ()

問17-5 宛名のお子さんの子育て(教育を含む)をする上で、気軽に相談できる人や場所がありますか。当てはまる番号1つにをつけてください。

1. あり	問17-6へ	2. なし
-------	--------	-------

問17-5で「1. あり」に をつけた方にうかがいます。

問17-6 お子さんの子育て(教育を含む)に関して、気軽に相談できる先は、誰(どこ)ですか。当てはまる番号すべてに をつけてください。

1. 家族	2. 祖父母等の親族
3. 友人や知人	4. 近所の人
5. 職場の人	6. 子育て支援施設(児童館等、民間施設も含む)
7. 保健所・保健福祉センター	8. 小学校・幼稚園・保育所等
9. 民生委員・児童委員	10. かかりつけの医師
11. 自治体の子育て関連担当窓口	12. インターネット・SNS
13. その他()	

問18 最後に、教育・保育環境の充実など子育ての環境や支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

.....
.....
.....
.....
.....

調査にご協力いただきまして、ありがとうございました。

なお、宛名のお子さんが小学4年生～6年生の場合は、**お子さん自身にお答えいただきます。**次のページの質問へお進みください。

切手は貼らずに同封の封筒に入れ、ご投函ください。

ここからは宛名のお子さん(小学4年生～6年生)ご本人がお答えください。

自分で記入できないときはお家の人に記入してもらってください。

放課後の過ごし方についておうかがいします。

問19 放課後は何をして過ごすことが多いですか。当てはまる番号すべてにをつけてください。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 学校で遊んでいる | 2. 公園で遊んでいる |
| 3. 友だちの家で遊んでいる | 4. 外で遊んでいる |
| 5. 児童館で遊んでいる | 6. 本を読んでいる |
| 7. スポーツ活動をしている | 8. テレビを見ている |
| 9. ゲームをしている | 10. 自分の家でできようだと遊んでいる |
| 11. 習い事や塾などに行っている | 12. その他() |

問20 あなたは留守家庭児童育成センター(学童保育)に行っていましたか。いずれか1つにをつけてください。

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 行っていた(行っている) | 2. 行っていない |
|-----------------|-----------|

問20で「1. 行っていた(行っている)」と回答した方にうかがいます。

問20-1 留守家庭児童育成センター(学童保育)に行っていてどのように思いましたか。当てはまる番号すべてにをつけてください。

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1. 楽しかった | 2. 楽しくなかった |
| 3. いろいろな遊びができた | 4. いろいろな学年の友だちと遊べた |
| 5. 特にない | 6. その他() |
| 7. わからない | |

問20-2 あなたは高学年になっても留守家庭児童育成センター(学童保育)に行きたいと思えます(思いました)か。いずれか1つにをつけてください。

- | | |
|---------|-----------|
| 1. 行きたい | 2. 行きたくない |
|---------|-----------|

あなたの身の回りの遊び場やその環境についておうかがいします。

問2 1 今住んでいるところは遊び場が多いですか。当てはまる番号1つに をつけてください。

- | | |
|------------------------|---------------|
| 1 . 多い | 2 . どちらともいえない |
| 3 . 公園などはあるがしたい遊びができない | 4 . 少ない |

問2 2 近くにあったらよいと思う遊び場などはどのようなものですか。特によいと思うものを5つ選んで、当てはまる番号に をつけてください。

- 1 . ジングルジムやブランコなどの遊具がある公園
- 2 . 仲間づくりのためのサークルやクラブ活動ができるところ
- 3 . 自然がいっぱいあって、自然とふれあう遊びなどができるところ
- 4 . ボール遊びや鬼ごっこができる空き地や原っぱ
- 5 . 小動物や昆虫とふれあうことのできる場所
- 6 . プールやグラウンドなどのスポーツ施設
- 7 . 放課後などに集まって、みんなで自主活動などができる場所
- 8 . いろいろな本を自由に読むことができる場所
- 9 . 自習ができ、分からないところがあれば教えてもらえる場所
- 10 . 工作など、もの作りの体験ができる講座がある場所
- 11 . 英会話やパソコンなど役に立つ講座がある場所
- 12 . 道具があり、遊び方を教えてくれる先生のいる場所
- 13 . 学年が違う友だちどうしが交流できる場所
- 14 . 悩みなどを聞き、相談にのってくれる場所
- 15 . 障害の状況にあわせて付き添ってくれる人がいる場所
- 16 . 正しい行儀作法を教えてくれる場所
- 17 . 自分たちだけの映画や劇が見られる場所
- 18 . その他 ()
- 19 . 特になし
- 20 . わからない

問2 3 放課後の過ごし方について、もっとこんな場所があればいい、こんなことがしたいという希望や意見があれば、記入してください。

.....

.....

.....

.....

.....

.....

本アンケートの趣旨

1. 西宮市における子ども・子育て（支援）に関する取り組み

西宮市では、平成 17 年度に「次世代育成支援行動計画」を作成いたしました。この行動計画で市は「子育てするなら西宮」をスローガンに、「子どもの笑顔がいきいきと輝くまち にしのみや」を目指し、子どもの育ちと子育てにかかわる多くの取り組みを行っているところです。

平成 22 年度に設置された「幼児期の教育・保育審議会」では、「市の豊かな自然環境を遊び場に、子どもの生きる力をはぐくむ教育・保育」を大切にすることが確認され、今後の西宮市における幼児期の教育と保育のあり方が検討されたところです。

これら子どもの育ちと子育て支援の充実に向け、市としての役割と責任を果たしていきます。

2. 国の子ども・子育て（支援）に関する取り組み

ご存知のように国は、昨年 8 月に、「子ども・子育て支援法」を成立させたところです。これを受けて平成 27 年度からは「子ども・子育て支援の制度」がスタートし、子どもと子育てに関する取り組みが新たに始められようとしています。

そして、国が目指す「子ども・子育て支援新制度」(以下、新制度)の目的は、これまで西宮市が議論、検討を重ねてきたことを多くの部分で一致をみています。以下のとおりです。

新制度は、我が国の家庭・地域を取り巻く環境の変化に対応して、子どもや保護者に必要な支援を進め、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的としています。

新制度は、子どもと親の愛着が安定し、親子の強い絆と信頼感が育まれるようになるための支援を目指しています。それは、子どもが母胎にいる時期から、親や大人に笑顔で語りかけられ、親と子どもが互いにコミュニケーションを深めることで、親と大人と社会への信頼感が育まれるような環境を整備していくことです。そして、幼児期・学童期には心身の健全な発達や回りの子どもたちとの関係を通して、一人ひとりがかけがえのない存在として個性を発揮できるような環境を整備していきます。子ども・子育て支援新制度は、子どもがこのように育つ環境を整備することを、社会全体の責任として目指しています。

3. 本アンケートを実施する目的

西宮市では、これまで取り組んできた子ども・子育てに関連する施策をさらに発展させることで、教育・保育・子育て支援の充実を図ります。そのため、国の方針に従い、平成 27 年度からの 5 年間に一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成します。

この計画を作成するためには、整備しなければならない教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を把握することが必要です。教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」について、市民の皆さんに本アンケート調査にご協力願ひ、ご回答いただいたデータを基に、必要量を算出いたします。

なお、ここで回答していただいた内容(施設や事業の利用希望等)は、皆様の施設や事業の具体的な利用の可否を確認・決定するものではありません。将来の利用希望を変更していただいても構いません。どうかご協力よろしくお願ひいたします。



切り取り

ご回答いただいた方の中から、抽選で 50 名様に、お礼としてささやかですが、

西宮市観光キャラクターの みやたんグッズをお送りします。

ご希望の方は、この応募票を切り取り、裏面に必要事項をご記入の上、調査票と同じ封筒にお入れください。

(当選者の発表は、発送をもってかえさせていただきます。)



「子ども・子育て支援新制度」について



子育てをめぐる課題の解決をめざします

質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供します
幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園」の普及を進めます。

子育ての相談や一時預かりの場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させます
地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させます。

待機児童解消のため、保育の受け入れ人数を増やします
市町村は、待機児童解消を計画的に進め、国もこれを支援します。
新たに、少人数の子どもを預かる保育などへの財政支援を行います。

子どもが減少傾向にある地域の保育を支援します
身近な地域での保育機能を確保します。
地域の多様な保育ニーズに対応します。

- (用語の定義) この調査票における用語の定義は以下のとおり
- ・ 幼稚園：学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設 (学校教育法第22条)
 - ・ 保育所：児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設 (児童福祉法第39条)
 - ・ 認定こども園：幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)
 - ・ 子育て：教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる支援
 - ・ 教育：問7までにおいては家庭での教育を含めた広い意味、問8以降においては幼児期の学校における教育の意味で用いています



切り取り

みやたんグッズ 応募票

ご住所	西宮市
お名前	

お預かりした個人情報は抽選および発送のみに使用いたします。

西宮市次世代育成支援行動計画(後期計画) 平成24年度進捗状況報告書

目次

1、	目標事業量(特定項目)の進捗状況	1
2、	基本目標ごとの事業数	3
(1)	実施事業数及び事業数の推移	3
(2)	基本目標別・方向性別の事業数	4
3、	計画全体にかかる評価指標	4
4、	基本目標別の評価指標及び重点施策	5
	基本目標1 地域における子育てを支えるまちづくり	5
	基本目標2 母と子の健康を支えるまちづくり	11
	基本目標3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	15
	基本目標4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり	19
	基本目標5 子育て家庭にやさしいまちづくり	24
	基本目標6 子どもの権利と安全を守るまちづくり	27
5、	重点施策別事業の目標達成状況一覧	32
6、	基本目標別の目標達成状況	33

1、目標事業量(特定項目)の進捗状況【計画書 P37】

番号	事業名	事業内容	単位	H26年度 目標事業量	H21年度 (計画当初)	実績			今後の取組予定		H26年度目標事業量に対する達成率(%)			
						H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H21当初 /H26目標	H24実績 /H26目標	H25予定 /H26目標	H26予定 /H26目標
31102	通常保育事業	保護者が日中就労等のために保育できない児童を認可保育所で保育する。(保育時間:11時間)	箇所数 定員	61箇所 5,405人	49箇所 4,290人	50箇所 4,550人	53箇所 4,779人	55箇所 5,029人	56箇所 5,359人	59箇所 5,649人	80.3% 79.4%	90.2% 93.0%	91.8% 99.1%	96.7% 104.5%
31104	低年齢児保育(0~2歳児)	低年齢児(0~2歳児)の保育を行う。	定員	2,122人	1,636人	1,817人	2,017人	2,178人	2,436人	2,678人	77.1%	102.6%	114.8%	126.2%
31203	延長保育事業	認可保育所において、通常保育の前後に時間を延長して保育を行う。(延長時間:30分~7時間)	箇所数 定員	57箇所 1,554人	45箇所 1,254人	47箇所 1,304人	50箇所 1,379人	53箇所 1,475人	55箇所 1,543人	59箇所 1,655人	78.9% 80.7%	93.0% 94.9%	96.5% 99.3%	103.5% 106.5%
31204	休日保育事業	日曜日・祝日に、保護者が就労等のために日中保育できない児童を認可保育所で保育する。	箇所数 定員	2箇所 10人	0箇所 0人	0箇所 0人	0箇所 0人	0箇所 0人	0箇所 0人	2箇所 10人	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	0.0% 0.0%	100.0% 100.0%
31206	病児・病後児保育事業	病気などで集団での保育が困難な小学校3年生までの児童を、家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に付設した施設で一時的に預かる。	箇所数 定員 人日	2箇所 20人 5,800人日	1箇所 2人 580人日	1箇所 2人 580人日	2箇所 8人 2,320人日	2箇所 8人 2,320人日	2箇所 8人 2,320人日	2箇所 8人 2,320人日	50.0% 10.0% 10.0%	100.0% 40.0% 40.0%	100.0% 40.0% 40.0%	100.0% 40.0% 40.0%
31403	放課後児童健全育成事業(留守家庭児童育成センター)	保護者が日中就労等のため家庭にいない小学生(主に低学年)に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余剰教室等において、適切な遊びと生活の場を与える。	箇所数 定員	64箇所 3,220人	58箇所 2,920人	58箇所 2,920人	59箇所 2,960人	60箇所 3,000人	62箇所 3,080人	63箇所 3,120人	90.6% 90.7%	93.8% 93.2%	96.9% 95.7%	98.4% 96.9%
11302 11303 11305	地域子育て支援拠点事業	主に乳幼児(0~2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連情報の提供や相談等を実施する。(ひろば型) また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に向いた地域支援活動を実施する。(センター型)	センター型 ひろば型 児童館型	1箇所 20箇所	1箇所 10箇所	1箇所 12箇所	1箇所 13箇所	2箇所 12箇所	2箇所 13箇所	2箇所 15箇所	100.0% 50.0%	200.0% 60.0%	200.0% 65.0%	200.0% 75.0%
11108	一時預かり事業	普段家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育する。	箇所数 定員 人日	19箇所 163人 47,270人日	10箇所 73人 21,170人日	11箇所 82人 23,780人日	11箇所 82人 23,780人日	12箇所 85人 24,650人日	14箇所 93人 26,970人日	19箇所 106人 30,740人日	52.6% 44.8% 44.8%	63.2% 52.1% 52.1%	73.7% 57.1% 57.1%	100.0% 65.0% 65.0%
11106	子育てショートステイ	保護者が病気になった場合等に、児童福祉施設等において短期間(1週間程度)児童を預かる。	箇所数	8箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	6箇所	8箇所	75.0%	75.0%	75.0%	100.0%
31202	ファミリーサポートセンター	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、保育所終了後や買い物等の外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う。	箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

本市では、認可保育所の待機児童の解消、その他、延長保育、病児保育などの保育サービスの充実、地域 子育て支援拠点事業の実施場所拡充を優先課題として目標設定しているため、「特定保育」「夜間保育」「トワイライトステイ」の3事業については、目標事業量を設定していない。

「特定保育」 保護者のパート就労等により家庭での保育が困難な就学前児童に対して、週2~3日程度、又は午前か午後のみ等の柔軟な保育を行う。

「夜間保育」 保護者の就業形態・就業時間の多様化に対応するため、午後10時まで保育を行う。(保育時間:午前11時~午後10時)

「トワイライトステイ」 就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童福祉施設等において一時的に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行う。

2、基本目標ごとの事業数

(1) 実施事業数及び事業数の推移

基本目標		H21 (計画当初)	H22	H23	H24
1	地域における子育てを支えるまちづくり	92 (14)	94 (14)	91 (14)	91 (14)
2	母と子の健康を支えるまちづくり	55 (2)	55 (2)	55 (2)	54 (2)
3	子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	34 (2)	34 (2)	35 (2)	35 (2)
4	教育環境の充実と健全育成のまちづくり	49 (3)	50 (3)	48 (3)	48 (3)
5	子育て家庭にやさしいまちづくり	14 (0)	14 (0)	14 (0)	14 (0)
6	子どもの権利と安全を守るまちづくり	61 (7)	61 (7)	62 (7)	65 (7)
計		305 (28)	308 (28)	305 (28)	307 (28)
実数		277	280	277	279

(注) ()は再掲事業数の内数。事業数は事業の増減を差し引きした後の実施事業数。

【対前年度事業増減数】

事業数	H21 (計画当初)	H22	H23	H24	H24年度において増減した事業			
	277	280	277	279				
増	新規事業				12323	子育てファミリーにこここコンサート事業	文化振興課	
					61318	児童発達支援	障害福祉課	
			4	4	5	61319	医療型児童発達支援	〃
						61320	放課後等サービス	〃
						61321	保育所等訪問支援	〃
	事業引継		1					
事業分離								
計(イ)		5	4	5				
減	事業廃止				12319	0歳からのコンサート	文化振興課	
				5	3	21108	妊産婦健康相談	地域保健課
						61309	児童サービス	障害福祉課
	事業引継		1	1				
	事業統合			1				
	事業削除		1					
計(ロ)		2	7	3				
合計(イ+ロ)		3	3	2				

(2) 基本目標別・方向性別の事業数(平成24年度)

基本目標		新規	拡充	見直し・改善	継続	計
1	地域における子育てを支えるまちづくり	5	27 (4)	6 (1)	53 (9)	91 (14)
2	母と子の健康を支えるまちづくり	1	12 (1)	7	34 (1)	54 (2)
3	子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	5	19	1	10 (2)	35 (2)
4	教育環境の充実と健全育成のまちづくり	4	10 (1)	4	30 (2)	48 (3)
5	子育て家庭にやさしいまちづくり	0	1	0	13	14
6	子どもの権利と安全を守るまちづくり	8	8 (4)	2	47 (3)	65 (7)
計		23	77 (10)	20 (1)	187 (17)	307 (28)

(注) 1、事業数は、H24年度における増減を差し引きした後の事業数である。

2、()内は、再掲事業数の内数。

3、計画全体にかかる評価指標

評価指標		方向性	H21年	H22年	H23年	H24年	進捗度	状況
A	出生数	↗	4,673人	4,718人	4,527人	4,452人	×	
	合計特殊出生率	↗	1.30	1.34	1.33	(H26.1頃)		国 H23/1.39 H24/1.41 県 H23/1.40 H24/1.40
B	西宮市における全体的な子育てのしやすさの満足度【次】	就学前	↗	33.1% (H21.1)			38.5%	
		小学生	↗	25.4% (H21.1)			29.3%	

(注) 1、評価指標 A : 統計的なデータ等による数値 (例:出生数)

B : アンケート調査による市民実感等の数値 (例:市民満足度)

2、【次】【総】について

【次】次世代育成支援行動計画(後期計画)策定のために行ったニーズ調査にある項目。満足度は、「満足である」「まあ満足である」の合計値である。

平成21年1月/後期計画策定のための調査

平成24年7月/後期計画における中間期意識調査

【総】第4次総合計画において設定しているまちづくり指標、又は、「まちづくり評価アンケート」にある項目。満足度の点数は、「とても満足」:6点、「満足」:5点、「まあ満足」:4点、「あまり満足でない」:3点、「満足していない」:2点、「全く満足していない」:1点として点数化したもの。3.5点が平均点である。

「まちづくり評価アンケート調査」

調査時期 第1回/平成21年4月 第2回/平成22年10月 第3回/平成24年6月

3、方向性 現状値を、上げる = ↗ 下げる = ↘ 現状維持 = →

4、進捗度 計画の方向性(目標)に対するH24年度末における進捗度を記載しています。

進んでいる = 余り進んでいない = 進んでいない = ×

4、基本目標別の評価指標及び重点施策

【基本目標1】 地域における子育てを支えるまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況
1章 子育て支援サービスの充実								
A	健やか赤ちゃん訪問事業訪問率 (訪問件数/生後2ヶ月の新生児数)	↗	86.5%	88.1%	87.8%	88.5%		市内全域で実施。
B	子育てで困った時などに相談できる相手がいる割合【総】	↗	70.3%	69.7%		68.9%		
	子育てに関して不安感や負担等を感じている割合【次】	就学前 ↘	54.2% (H21.1)			48.6%		
2章 子どもを健やかに育む環境づくり								
A	児童1人当たりの公園面積 (公園面積/18歳未満の人口)	↗	52.40 m ² /人	52.28 m ² /人	54.38 m ² /人	55.59 m ² /人		
B	この1年間に青少年や家族を対象とした活動に子どもが参加したことがある市民の割合【総】	↗	35.92%	41.59%		44.98%		
3章 経済的な支援の充実								
A	児童手当の受給者数 (各年度末現在の数値)	↗	27,737 人	41,610 人	41,281 人	41,288 人		所得制限による特例給付を開始。(H24年6月分から)
B	児童手当や医療助成など経済的支援の取組の満足度【次】	就学前 ↗	46.3% (H21.1)			31.6%	×	
		小学生 ↗	48.1% (H21.1)			23.7%	×	

<進捗度>

計画の方向性(目標)に対するH24年度末における進捗度を記載しています。

進んでいる = 余り進んでいない = 進んでいない = ×

【重点施策の実施状況】

「地域子育て支援拠点事業」の全市展開 【計画書 P40】

内容

身近な地域で子ども(特に0～2歳児)や保護者がいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供などの支援が受けられるよう、中学校区に1か所程度を目標として、「地域子育て支援拠点事業」の整備を進めます。また、社会福祉協議会が実施している「子育て地域サロン」等と連携し、地域での子育て支援の場を充実させていきます。

主な取り組み

項目	主な事業の方向性と実績
1 地域子育て支援拠点事業(ひろば型)の拡充	地域子育て支援拠点事業(ひろば型) 【P63】 11303 <方向性> H26 拡充(20か所) <実績> H21/10か所 H22/12か所 H23/13か所 H24/12か所 地域子育て支援拠点事業(センター型) 【P63】 11305 <方向性> H26 継続 <実績> H21/1か所 H22/1か所 H23/1か所 H24/2か所
2 大学と連携した地域子育て支援拠点事業(ひろば型)の展開	大学と連携した地域子育て支援拠点事業 【P111】 11302 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/2か所 H22/3か所 H23/3か所 H24/3か所
3 (仮称)地域子育て支援拠点事業連絡協議会の設置	(仮称)地域子育て支援拠点事業連絡協議会の設置 【P112】 11304 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/未設置 H22/未設置 H23/未設置 H24/設置 (全体会・研修会各1回)
4 子育て総合センターの機能強化	地域子育て支援拠点事業(センター型) 【P63】 11305 <方向性> H26 継続 <実績> H21/1か所 H22/1か所 H23/1か所 H24/2か所 地域子育て支援拠点事業(ひろば型) 【P63】 11303 <方向性> H26 拡充(20か所) <実績> H21/10か所 H22/12か所 H23/13か所 H24/12か所

(注)

- 事業名横の【 】内の数値は行動計画書の掲載ページを、また、5桁の数字は当該事業の事業番号を表しています。
- 方向性：平成26年度までの事業目標を「新規実施」「拡充」「見直し・改善」「継続」に分けて定めています。
- 方向性に対する評価：方向性に沿って実施できているか、いないかの平成24年度末時点における評価です。
実施できている 余り実施できていない
ほぼ実施できている × 実施できていない

子どもの遊び場・居場所づくり 【P41】

内容

放課後や週末に子どもが家の中だけで過ごすのではなく、地域で様々な活動や体験、交流ができるよう、児童館をはじめ、公民館などの社会教育施設、学校施設などを活用し、地域や関係機関と協力して子どもの遊び場・居場所づくりを充実していきます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	児童館・児童センターの機能強化	児童館・児童センター 【P66】 12104 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/259,292人 H22/281,344人 H23/270,127人 H24/271,030人 保育所と児童館・児童センターの連携 【P113】 11405 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/未実施 H22/6館 H23/8館 H24/8館
2	学校体育施設の開放	子どもの遊び場開放事業 【P66】 12106 <方向性> H26 継続 <実績> H21/13.1人日 H22/16.0人日 H23/廃止 学校体育施設の開放 【P114】 12108 <方向性> H26 継続 <実績> H21/622,187人 H22/611,142人 H23/600,741人 H24/565,533人
3	社会教育施設や学校施設を活用した子どもの育成	宮水ジュニア事業 【P66】 12109 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/54講座 H22/59講座 H23/64講座 H24/61講座 放課後子ども教室推進事業 【P66】 12107 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/1か所 21.8人日 H22/1か所 27.5人日 H23/28か所 29.4人日 H23/35か所 39.5人日
4	公園等の遊び場づくり	公園等の整備の推進 【P66】 12102 <方向性> H26 拡充 <実績> 都市公園数 H21/429か所 H22/432か所 H23/459か所 H24/470か所 みやっこキッズパーク 【P66】 12105 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/27,648人 H22/25,312人 H23/24,351人 H24/27,096人

地域での子育てネットワークづくり 【P42】

内容

子育て家庭が地域の中で、安心して子育てができるよう、仲間づくりや居場所づくりを行う子育てサークルや地域団体などの自主活動を促進するため、サークルの立ち上げ支援、行政機関や関係団体をつなぐネットワークの構築などを進めます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	子育てサークルなどの自主活動への支援	子育てサークル支援事業 【P67】 12204 <方向性> H26 拡充 <実績> 登録グループ数 H21/31グループ H22/34グループ H23/32グループ H24/26グループ
2	子ども・子育て支援ネットワークの充実	子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク 【P64】 11407 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> 担当者会議 H21/2回 H22/1回 H23/0回 H24/担当者合同研修会 1回
3	地域団体との連携	「子育て地域サロン」への補助事業 【P67】 12205 <方向性> H26 継続 <実績> H21/34か所 23,830人 H22/35か所 25,913人 H23/35か所 22,149人 H24/39か所 24,154人

総合的な子育て支援体制の充実 【P43】

内容

子育て支援に関する総合的・一元的な案内・相談体制の確立やニーズに応じた情報提供の充実など、庁内における子育て支援にかかる総合調整機能の充実を図り、組織横断的な対応が図れる仕組みづくりをめざします。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	子育て情報の総合的な提供、子育ての情報提供のあり方の検討	<p>情報誌「にしのみや子育てガイド」【P64】 11402 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> H21/6,000冊 H22/6,500冊 H23/14,000冊 H24/9,000冊</p> <p>子育てに関する情報の収集及び提供・発信 【P64】 11408 <方向性> H26 継続 <実績> 子育て総合センターのHPアクセス数 H21/135,371件 H22/151,838件 H23/158,566件 H24/187,278件</p>
2	子育て情報のより効果的な提供	<p>子育て便利マップ(お出かけ編・医療機関編)の発行【P113】 11401 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/ H22/各25,000冊 H23/ H24/各7,000冊</p> <p>ネット等による子育て情報発信事業【P113】 11403 <方向性> H26 拡充 <実績> 子育てポータルサイトHPアクセス数 H21/142,617件 H22/167,492件 H23/125,344件 H24/121,282件</p> <p>母子保健と子育て支援部門の連携【P113】 11406 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/ H22/5か所 H23/5か所・アウトリーチ3か所 H24/アウトリーチ 3か所</p>
3	子育てに関して総合的な対応・調整を行う体制づくり	<p>乳児健康相談【P62】 11205 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> H21/107回 4,668人 H22/110回 4,996人 H23/110回 4,790人 H24/110回 5,305人</p> <p>総合コーディネート【P64】 11409 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/31件 H22/27件 H23/13件 H24/21件</p>

父親の育児参加の促進 【P44】

内容

母親の育児負担の軽減や孤立化の防止のため、父親の育児参加を促進します。子育てに関する父親向けの講座の開催や父子手帳の発行など、父親が子育てに関わるきっかけづくりを大学や関係機関、企業等と連携・協力し実施していきます。また、子育ての楽しさや子どもが成長する喜びを父親にも伝えていきます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	父親向けの講座やイベントの充実	父親の子育て参加の促進 【P63】 11306 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/1,691人 H22/1,833人 H23/1,771人 H24/2,212人 育児セミナー(両親学級) 【P71】 21105 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> H21/447組 34.5% H22/697組 33.0% H23/768組 35.8% H24/727組 36.4%
2	父子手帳の発行及び活用	父子手帳の発行 【P113】 11404 <方向性> H26 継続 <実績> H21/12,000冊 H22/12,000冊 H23/ - (隔年発行) H24/14,000冊

【基本目標2】 母と子の健康を支えるまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況	
1章 子どもや母親の健康の確保									
A	乳幼児健診受診率	4か月	↗	96.2%	96.3%	97.2%	96.4%	未受診者には「未受診児調査票」を送付。未返信者には電話、訪問等により状況を確認。未受診者のうち未把握者へのアプローチについては、関係課と連携しながら対応。	
		1歳6か月	↗	94.1%	95.5%	97.6%	95.3%		
		3歳	↗	87.3%	91.9%	92.0%	93.6%		
B	妊娠・出産時の健康確保や子どもの健診等小児医療の充実への満足度【次】	就学前	↗	33.8%			35.3%		
2章 食育の推進									
B	食育に関心を持っている市民の割合		↗	80.8%			78.1%		
	毎日朝食を食べる子どもの割合	幼児	↗	93.1% (H19)		97.1%			
	健康のために食生活に気をつけている市民の割合【総】		↗	88.3%	88.7%		89.9%		
3章 思春期保健対策の充実									
A	20歳未満人口に占める飲酒・喫煙による少年補導件数の割合(対千人率)	飲酒	↘	0.35‰	0.45‰	0.31‰	0.48‰	×	深夜徘徊の中で無職少年が飲酒により補導されている。小学生からの丁寧な指導が必要。
		喫煙	↘	9.69‰	12.49‰	15.54‰	18.61‰	×	補導された者は高校生が多く、次いで無職少年が多い。小学校からの早い丁寧な指導が必要。
	学校保健委員会(生活実態調査に基づく指導)の開催率		↗	86.9%	88.7%	88.8%	100.0%		
4章 小児医療の充実									
A	乳児死亡率(対千人率)		↘	1.5‰	1.3‰	2.2‰	1.8‰ (概数)	×	(H26.1ごろ確定予定)
B	妊娠・出産時の健康確保や子どもの健診等小児医療の充実への満足度【次】	小学生	↗	25.5% (H21.1)			24.2%		

【重点施策の実施状況】

妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化 【P45】

内容

妊娠・出産期から乳幼児期に至るまで、安全に安心して出産・育児が行えるよう、切れ目のない健康管理や発育・発達への支援体制の構築に取り組みます。また、母子保健の保健分野と子育て支援の福祉分野が相互に連携して一体的な支援体制をめざします。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	妊娠・出産に係る経済支援の充実	特定不妊治療費助成事業 【P70】 21101			
		<方向性> H26 継続			
		<実績> H21/446件	H22/466件	H23/557件	H24/666件
		妊婦健診費助成事業 【P70】 21107			
		<方向性> H26 継続			
		<実績> H21/55,553回	H22/58,191回	H23/57,343回	H24/55,646回
2	保健福祉センターの充実	保健福祉センターの設置・運営 【P71】 21215			
		<方向性> H26 拡充			
		<実績> H21/3か所	H22/4か所	H23/5か所	H24/5か所
		育児発達相談 【P71】 21205			
		<方向性> H26 拡充			
		<実績> 個人 H21/137回	H22/168回	H23/198回	H24/195回
		集団 H21/116回	H22/119回	H23/122回	H24/120回
		マザークラス(母親学級) 【P71】 21111			
		<方向性> H26 拡充			
		<実績> H21/418人	H22/461人	H23/422人	H24/419人
		母子健康手帳の配布 【P119】 21110			
		<方向性> H26 継続			
		<実績> H21/5,267件	H22/5,114件	H23/5,048件	H24/4,896件

項目		主な事業の方向性と実績
3	妊産婦への支援の充実	<p>健やか赤ちゃん訪問事業 【P62】 11107 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/86.5% H22/88.1% H23/87.8% H24/88.5%</p> <p>訪問指導(妊産婦対象) 【P71】 21109 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> H21/837件 H22/977件 H23/986件 H24/1,063件</p> <p>乳幼児健康診査 【P71】 21216、21217、21218 <方向性> H26 拡充 <実績> 受診率 4か月 H21/96.2% H22/96.3% H23/97.2% H24/96.4% 1歳半 H21/94.1% H22/95.5% H23/97.6% H24/95.3% 3歳 H21/87.3% H22/91.9% H23/92.0% H24/93.6%</p> <p>10か月児アンケート健康診査 【P120】 21207 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> H21/88.0% H22/87.8% H23/89.7% H24/90.0%</p>
4	予防接種の効率的な実施	<p>定期予防接種事業 【P71】 21212 <方向性> H26 継続 <実績> 延接種人数 H21/59,648人 H22/74,710人 H23/73,932人 H24/87,940人</p>

食育の推進 【P46】

内容

調理実習や栽培体験など、これまでも各部局で食に関する活動が行われてきましたが、「西宮市食育推進計画(平成22年3月)」に基づき、「食育」という共通認識のもと、本市の特徴を踏まえ、総合的・効果的に食育の推進を図ります。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	母親への食育事業の充実	離乳食講座・幼児食講座・家族でつくる離乳食講座・アレルギー幼児食講座 <方向性> H26 拡充 [P72] 22107 <実績> H21/22回 H22/27回 H23/27回 H24/26回 マザークラス料理教室 [P122] 22106 <方向性> H26 継続 <実績> H21/3回 H22/6回 H23/6回 H24/6回
2	子どもへの体験学習の充実や学校教育での食育の推進	食に関する指導計画の策定 [P73] 22103 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/81% H22/87% H23/100% H24/98% 保育所における食育クッキング [P73] 22204 <方向性> H26 継続 <実績> H21/49か所 H22/50か所 H23/55か所 H24/62か所 幼稚園における食育の取り組み [P73] 22202 <方向性> H26 継続 <実績> H21/21園 H22/21園 H23/21園 H24/21園 学校における食農体験の取り組み [P73] 22201 <方向性> H26 継続 <実績> H21/41校 H22/40校 H23/40校 H24/40校
3	食育に関する普及啓発	食育に関するイベントの開催 [P73] 22104 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/ H22/1回 800人 H23/1回 560人 H24/1回 707人 食育の情報提供 [P73] 22105 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/実施 H22/HP開設(アクセス数 1,015件 H22.12~H23.3) H23/HPアクセス数 3,794件 H24/HPアクセス数 2,464件

【基本目標3】 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況
1章 保育サービスの充実								
A	保育所の待機児童数 (各年度4月1日現在)	↘	223人	310人	279人	81人		保育所や保育ルームの整備等により受入れ枠の拡大を図ったが、待機児童の解消にはいたっていない。
	認可保育所における延長保育実施率	↗	91.8%	94.0%	94.3%	96.4%		55施設のうち、53施設で実施。
B	保育所や幼稚園などの保育サービスの充実の満足度 【次】	就学前 ↗	50.0% (H21.1)			22.2%	×	
2章 仕事と生活の調和の実現								
A	男女の育児休業取得率	男性 ↗	3.0%	2.5%				(次回調査はH25年度の予定)
	【西宮市労働実態基本調査】	女性 ↗	67.1%	65.7%				
	育児休業からの復帰計画作成率 【西宮市労働実態基本調査】	↗	3.1%	3.7%				
B	仕事や子育ての両立や男性の育児参加への取組の満足度 【次】	就学前 ↗	31.9% (H21.1)			6.1%	×	
		小学生 ↗	31.2% (H21.1)			2.1%	×	

【重点施策の実施状況】

保育所の待機児童解消 【P47】

内容

保育所の待機児童解消を最優先課題として位置づけ、待機児童の多い地域や乳幼児の増加が著しい地域など、地域性や年齢を十分に考慮した保育所の整備を進めるとともに、受入枠の拡大や既存の枠組みにとらわれない様々なアプローチを通じて、待機児童の解消に取り組みます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	保育所受入枠の拡充	認可保育所の整備 【P78】 31102			
		<方向性> H26 拡充 <実績> 定員数 H21/4,290人 H22/4,550人 H23/4,779人 H24/5,029人			
2	新たな待機児童対策への取り組み	家庭保育所・保育ルーム 【P78】 31103			
		<方向性> H26 拡充 <実績> H21/12か所 H22/15か所 H23/25か所 H24/32か所			
3	保育所と幼稚園などを一体とした待機児童対策の実施	新たな待機児童対策への取り組み 【P78】 31101 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/未実施 H22/保育所分園 1か所・保育ルーム 1か所 H23/保育所分園 1か所・保育ルーム 11か所 H24/保育ルーム8か所			

保育サービスの充実 【P48】

内容

就労形態の多様化に伴う保育ニーズに対応するため、関係機関と連携し、休日保育や病児保育など保育サービスの充実を図ります。また、保育士への研修の実施や施設環境の整備改善に努め、サービスの質の向上をソフト・ハード両面から進めます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	多様な保育サービスの取り組み	延長保育 【P78】 31203			
		<方向性> H26 拡充			
		<実績> H21/45か所	H22/47か所	H23/50か所	H24/53か所
		休日保育 【P78】 31204			
<方向性> H26 新規実施	×				
<実績> H21/未実施	H22/未実施	H23/未実施	H24/未実施		
病児・病後児保育 【P78】 31206					
<方向性> H26 拡充					
<実績> H21/1か所 2名	H22/1か所 2名	H23/2か所 8名 (病児6人 病後児2人)	H24/2か所 8名 (病児6人 病後児2人)		
にのみやしファミリー・サポート・センター事業 【P78】 31202					
<方向性> H26 拡充					
<実績> H21/8,561件	H22/9,039件	H23/10,198件	H24/12,326件		
2	保育の質の向上	保育所職員の資質の向上 【P79】 31307			
		<方向性> H26 拡充			
		<実績> 専門研修・研究会等			
		H21/19回	H22/18回	H23/30回	H24/37回
		保育所の第三者サービス評価事業 【P79】 31310			
<方向性> H26 見直し・改善					
<実績> 公立 H21/7か所	H22/9か所	H23/12か所	H24/16か所		
民間 H21/26か所	H22/26か所	H23/26か所	H24/27か所		
苦情解決制度の充実 【P79】 31302					
<方向性> H26 拡充					
<実績> H21/48か所	H22/49か所	H23/53か所	H24/55か所		
保育所の施設整備の促進 【P79】 31309					
<方向性> H26 拡充					
<実績> H21/4か所	H22/2か所	H23/1か所	H24/1か所		
3	認定こども園	認定こども園 【P78】 31201			
		<方向性> H26 新規実施			
<実績> H21/	H22/	H23/1か所	H24/0か所 (開園に向けて調整)		

ワーク・ライフ・バランスの推進 【P49】

内 容

「西宮市勤労者福祉推進計画(平成22年3月)」をもとに、関係機関と連携し、ワーク・ライフ・バランスに関する企業への啓発を進め、好事例企業の紹介や各種制度助成金等の周知を図り、企業に対して育児休業制度や介護休業制度などの取得促進のため啓発活動を行います。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	ワーク・ライフ・バランスについての意識啓発	事業主に対する広報啓発 【P80】 32101 <方向性> H26 拡充 <実績> 講演会 H21/年1回 H22/年1回 H23/年1回 H24/			
2	好事例企業の紹介や各種制度助成金等の周知	事業主に対する情報提供 【P81】 32102 <方向性> H26 拡充 <実績> 「労政にしのみや」発行部数 H21/3,000部/回 H22/3,000部/回 H23/3,000部/回 H24/3,000部/回			

【基本目標4】 教育環境の充実と健全育成のまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況
1章 次代の親の育成								
A	中高生・大学生による乳幼児育児体験等参加生徒数	→	967人	989人	1,102人	1,016人		トライやる・ウィーク 837人 ふれあい交流事業 75人 ふれあい育児体験 104人
B	学校の授業や行事で小さな子どもとふれあう機会の有無【次】	→	35.0% (H21.1)					
	高校生							
2章 子どもの生きる力の育成								
A	「ささえ」の登録者数	→	8,808人	7,070人	7,277人	7,661人		全校園で実施
B	学校教育の充実の満足度(施策評価項目)【総】	→	3.48点	3.61点		3.58点		
3章 家庭や地域の教育力の向上								
	家庭教育出張講座参加者満足度	→	96.3%	97.8%	96.9%	97.5%		
B	この1年間に青少年や家族を対象とした活動にボランティアとして参加したことがある市民の割合【総】	→	9.37%	9.14%		10.22%		

【重点施策の実施状況】

次代の親の育成 【P50】

内容

次代の親となる子どもに対して、男女がともに家庭を築くこと、子どもを生き育てることの意義を学校教育など様々な場面において伝えていきます。また、生命の神秘さや尊さを学び、乳幼児や妊産婦とのふれあいの機会や将来の望ましい勤労観や夢が持てるように、学校、福祉、保健が連携して「次代の親の育成」を進めていきます。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	異年齢交流の促進	ふれあい体験事業 【P82】 41002 <方向性> H26 継続 <実績> H21/99人 H22/86人 H23/97人 H24/75人
		ふれあい育児体験 【P82】 41003 <方向性> H26 継続 <実績> H21/公立4か所 H22/公立6か所 H23/公立 5か所 H24/公立 4か所
		児童館における異年齢交流事業 【P82】 41001 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/未実施 H22/未実施 H23/未実施 H24/実施 7館 ボランティア 延1,213人
2	学校における授業等による取組み	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業 【P84】 42104 <方向性> H26 継続 <実績> H21/21校 H22/21校 H23/21校 H24/21校 (中学校20校) (特別支援学校1校)

「学校・家庭・地域総がかりの教育」の推進 【P51】

内容

「学校サポートにしのみや」の充実や、職業体験学習など地域との連携により実施されている様々な体験・交流学习を推進するとともに、家庭・地域の声を学校教育・学校運営に反映させる仕組みを充実させ、学校・家庭・地域が総がかりで子どもの教育を担う体制づくりを進め、「確かな学力の定着」、「豊かな心の醸成」、「健やかな体づくり」を推進します。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	学校サポートにしのみやの充実	学校サポートにしのみや 【P84】 42101 <方向性> H26 拡充 <実績> ささえ登録者数 H21/8,808人 H22/7,070人 H23/7,277人 H24/7,661人
2	教育連携協議会の活用	教育連携協議会の活用 【P85】 42302 <方向性> H26 拡充 <実績> H21/61校 H22/60校 H23/統合・廃止
3	学校評価の充実	学校評価 【P85】 42301 <方向性> H26 継続 <実績> 結果公表 H21/100% H22/100% H23/100% H24/100%

幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進 【P52】

内容

就学前児童の教育と保育のあり方について、教育委員会と健康福祉局が相互に連携して、幼稚園・保育所など教育・保育を一体的に提供できる仕組みづくりに取り組みます。また、子どもの発達や学習環境の変化による子どもの育ちと学びのつながりを大切にした教育を推進するため、幼児教育と小学校教育、小学校教育と中学校教育の連携を強化し、学びの円滑な接続を図ります。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	就学前児童を一体とした幼児教育の推進	<p>幼稚園教育担当の配置 【P86】 42504</p> <p><方向性> H26 新規実施</p> <p><実績> H21/ H22/1名 H23/1名 H24/1名</p> <p>(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」の策定 【P86】 42503</p> <p><方向性> H26 新規実施</p> <p><実績> 審議会・作業部会 H21/ H22/16回 H23/17回 H24/12回</p> <p>私立幼稚園就園奨励助成 【P86】 42501</p> <p><方向性> H26 拡充</p> <p><実績> H21/5,876人 H22/5,965人 H23/5,869人 H24/5,901人</p>
2	幼稚園・保育所・小学校連携の推進	<p>幼稚園・保育所・小学校連携推進事業 【P87】 42507</p> <p><方向性> H26 継続</p> <p><実績></p> <p>参加数 H21/156校園所 H22/157校園所 H23/164校園所 H24/165校園所</p> <p>相互体験研修 H21/37回 H22/30回 H23/32回 H24/37回</p>
3	小学校・中学校のつながりのある教育の推進	<p>西宮型小・中一貫教育の推進 【P84】 42103</p> <p><方向性> H26 拡充</p> <p><実績> 準備委員会・研究委員会・担当者会 H21/準備8回 H22/準備7回、研究4回 H23/準備5回、研究3回 H24/研究2回、担当者1回</p>

学校施設の充実 【P53】

内容

子どもが良好な学習環境の中、安心して教育を受けることができるよう、学校施設の維持・整備や耐震化に取り組み、教育用パソコンの活用を図ります。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	学校施設の整備	小・中学校の整備 【P86】 42405 <方向性> H26 継続 <実績> H21/完了1校 継続4校 H22/完了2校、継続2校 H23/完了1校、継続1校 H24/継続4校
		小・中学校のエレベーター設置 【P86】 42404 <方向性> H26 拡充 <実績> 小学校 H21/48.7% H22/58.0% H23/63.0% H24/68.0% 中学校 H21/65.0% H22/70.0% H23/75.0% H24/85.0%
2	教育環境の整備	情報教育の推進 【P86】 42401 <方向性> H26 拡充 <実績> 活用率 H21/100% H22/100% H23/100% H24/100%

【基本目標5】 子育て家庭にやさしいまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況
1章 良好な住宅・住環境の整備								
A	住宅の耐震化率	↗	85.4% (H20)					(H20年度以降、調査は未実施)
B	「良好な住宅・住環境の整備」の満足度(施策評価項目) 【総】	↗	3.92点	3.99点		4.01点		
2章 安全で安心な移動空間の確保								
A	歩道の段差等改良整備率	↗	65.9%	67.1%	67.4%	68.3%		段差箇所総数 6517箇所 改良済箇所数 4449箇所
	ノンステップバス導入率	↗	32.2%	33.1%	33.8%	34.2%		全車両数 146台 導入済台数 50台 第4次総合計画におけるH30年度の導入目標率は50%
B	外出の際、歩道の段差等や交通機関、建物がベビーカーでの移動に配慮されていないと感じる人の割合 【次】	就学前 ↘	65.5%			61.3%		

子育てを支援する生活環境の整備 【P54】

内容

子育て家庭が安心して暮らすことができる住まいを確保できるよう、住宅に関する情報の提供や相談の実施、住宅の耐震化・バリアフリー化等を推進していきます。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	子育てに適した住宅の確保	市営住宅の優先枠の設置 【P90】 51007 <方向性> H26 継続 <実績> 子育て H21/15戸 H22/13戸 H23/12戸 H24/18戸 母子 H21/14戸 H22/27戸 H23/24戸 H24/39戸 多子 H21/5戸 H22/6戸 H23/4戸 H24/5戸			
2	住まいに関する相談・情報提供	住情報の総合窓口の設置 【P90】 51004 <方向性> H26 拡充 <実績> 相談件数 H21/207件 H22/159件 H23/149件 H24/147件			
3	安心・安全な住まいの整備	簡易耐震診断推進事業 【P90】 51001 <方向性> H26 継続 <実績> 助成件数 H21/51棟311戸 H22/34棟60戸 H23/45棟131戸 H24/40棟235戸			

安心して外出できるまちづくりの推進 【P55】

内容

ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを進めるとともに、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化、段差や勾配の改善など、子育て家庭を含めたすべての人に配慮した歩道の整備を進めます。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	ユニバーサルデザインのまちづくり	福祉のまちづくりの推進 【P92】 52202 <方向性> H26 継続 <実績> H21/93件 H22/108件 H23/23件 H24/27件
2	バリアフリー化の推進	歩道改良事業(歩道段差解消等) 【P91】 52104 <方向性> H26 継続 <実績> H21/59か所 H22/79か所 H23/46か所 H24/56か所 鉄道駅舎エレベーター等設置補助 【P92】 52201 <方向性> H26 継続 <実績> エレベーター設置率 H21/92.9% H22/92.9% H23/92.9% H24/81.2% 超低床ノンステップバスの導入補助 【P92】 52203 <方向性> H26 継続 <実績> 導入率 H21/32.2% H22/33.1% H23/33.8% H24/34.2%

【基本目標6】 子どもの権利と安全を守るまちづくり

評価指標		方向性	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	進捗度	状況
1章 子どもの権利擁護の推進								
A	虐待相談件数	↘	542件	806件	814件	723件		相談内容は複雑化しており、関係機関との更なる連携強化が必要。H24年度、家庭児童相談員を1名増員。
B	子どもの権利擁護の取組の満足度【次】	就学前	↗	5.6% (H21.1)			7.4%	
		小学生	↗	8.5% (H21.1)			6.5%	×
	子どもの発育・発達に対する相談体制の満足度【次】	就学前	↗	14.5% (H21.1)			18.1%	
		小学生	↗	12.7% (H21.1)			13.1%	
2章 子どもを取り巻く環境や問題への対応								
A	補導委員による子どもへの声かけ回数	↗	4,871回	4,932回	3,746回	3,566回		子どもたちの生活様式の変化が声かけ数にも反映されている。
B	子供が不登校傾向になったことのある割合【次】	小学生	↘	7.6%				
3章 子どもの安全の確保								
A	少年(20歳未満)が被害者となった割合 (件数/少年人口)(対千人率)	刑 法 犯 罪 認 知 件 数	↘	14.3‰	13.3‰	11.1‰	10.7‰	H24年度の認知件数 1,014件
		交 通 事 故 発 生 人 身 数	↘	4.3‰	4.3‰	4.0‰	4.2‰	H24年度の発生件数 400件
	スクールカウンセラーを配置している学校の割合	↗	44.3%	46.7%	46.7%	46.7%	小学校は40校中8校に、中学校は全校(20校)に配置。配置されていない小学校については、拠点校方式により近隣校に配置されているスクールカウンセラーが必要に応じて対応。	
B	子どもの犯罪被害の防止など安全確保の取組の満足度【次】	小学生	↗	28.5% (H21.1)			8.9%	×

【重点施策の実施状況】

児童虐待防止対策の強化 【P56】

内容

児童虐待の早期発見・早期対応が行えるよう、要保護児童対策協議会の体制強化を図るとともに、健やか赤ちゃん訪問事業をはじめ、母子保健事業との連携強化を通じて、児童虐待防止に努めます。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績				
1	要保護児童対策協議会の体制強化	要保護児童対策協議会 【P94】 61104				
		<方向性> H26 継続 <実績> ケース会議 H21/80回 H22/121回 H23/99回 H24/91回 実務担当者会 H21/1回 H22/1回 H23/2回 H24/4回				
2	児童福祉と母子保健との連携	家庭児童相談事業 【P94】 61103				
		<方向性> H26 拡充 <実績> H21/1,088件 H22/1,435件 H23/1,490件 H24/1,444件				
		健やか赤ちゃん訪問事業 【P62】 11107				
		<方向性> H26 拡充				
		<実績> H21/86.5% H22/88.1% H23/87.8% H24/88.5%				
		乳幼児健康診査 【P71】 21216、21217、21218				
		<方向性> H26 拡充				
		<実績> 受診率				
		4か月	H21/96.2%	H22/96.3%	H23/97.2%	H24/96.4%
		1歳半	H21/94.1%	H22/95.5%	H23/97.6%	H24/95.3%
		3歳	H21/87.3%	H22/91.9%	H23/92.0%	H24/93.6%

ひとり親家庭等への支援強化 【P57】

内容

ひとり親家庭等が自立した生活を営みつつ、子育てが行えるよう、関係機関と連携し、ひとり親家庭等の就労・自立支援を図る拠点整備を進めるとともに、子育てや生活支援が円滑に提供できるようネットワークの構築に取り組みます。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	母子家庭等就労・自立支援センターの設置	母子家庭等就労・自立支援センターの設置 【P95】 61206 <方向性> H26 新規実施 <実績> H21/未実施 H22/未実施 H23/未実施 H24/未実施 (他事業で就労支援を実施)
2	ひとり親家庭等への自立支援の推進	母子相談 【P94】 61209 <方向性> H26 継続 <実績> H21/2,335件 H22/2,325件 H23/2,043件 H24/2,069件
		自立支援教育訓練給付金 【P94】 61204 <方向性> H26 継続 <実績> H21/11件 H22/13件 H23/7件 H24/9件
		児童扶養手当 【P134】 61203 <方向性> H26 見直し・改善 <実績> 受給資格者数 H21/3,262人 H22/3,434人 H23/3,444人 H24/3,509人

発達障害などへの総合的な支援体制の確立 【P58】

内容

発達に課題のある子どもへの支援体制のあり方を検討する場を設けて、必要となる支援体制について各関係機関と協議していきます。その上で、発達に課題のある子どもにより早い支援を開始するとともに、保護者が子どもの発達課題を理解し、その後の適切な支援へスムーズにつなげることができるよう、保護者へのサポート体制づくりに取り組みます。また、子どもの成長過程に応じた適切な支援体制の構築に取り組みます。

主な取り組み

項目		主な事業の方向性と実績
1	早期支援体制の確立	<p>育児発達相談 【P71】 21205</p> <p><方向性> H26 拡充</p> <p><実績> 個人 H21/137回 H22/168回 H23/198回 H24/195回 集団 H21/116回 H22/119回 H23/122回 H24/120回</p> <p>ペアレントトレーニング事業 【P110】 11104</p> <p><方向性> H26 継続</p> <p><実績> 参加者 H21/33人 H22/31人 H23/16人 H24/13人</p> <p>精神発達相談 【P121】 21209</p> <p><方向性> H26 継続</p> <p><実績> H21/21回 H22/24回 H23/20回 H24/21回</p>
2	切れ目のない支援体制の構築	<p>サポートファイル(みやっこファイル) 【P136】 61308</p> <p><方向性> H26 新規実施</p> <p><実績> H21/500部 H22/4,000部 H23/4,000冊 H24/- (配布は継続)</p>
3	教育支援の充実	<p>発達障害のある子どもへの教育支援体制づくり 【P87】 42604</p> <p><方向性> H26 継続</p> <p><実績> 特別支援教育支援員の配置</p> <p>小学校 H21/41人 H22/40人 H23/40人 H24/40人 中学校 H21/20人 H22/20人 H23/20人 H24/20人</p> <p>「西宮専門家チーム」による教育サポート 【P87】 42603</p> <p><方向性> H26 拡充</p> <p><実績> 派遣回数 H21/213回 H22/235回 H23/221回 H24/278回</p> <p>特別支援学校による地域支援 【P87】 42602</p> <p><方向性> H26 継続</p> <p><実績> 相談回数 H21/延233回 H22/延194回 H23/延204回 H24/延166回</p>

項目		主な事業の方向性と実績			
4	発達障害などの障害児に関する一体的な支援体制の検討	わかば園の運営 【P95】 61316 <方向性> H26 継続 <実績> 外来療育 H21/延11,047件 H22/延11,637件 H23/延10,919件 H24/延10,916件 通園療育 H21/延2,206件 H22/延2,059件 H23/延2,983件 H24/延3,299件			

子どもの安全対策の推進 【P59】

内容

子どもが犯罪等の被害者・加害者にならないよう、家庭・地域・学校及び警察等の関係機関と連携し、通学路等の見守りやパトロール、防犯に関する情報提供など総合的な対策を推進します。

主な取組み

項目		主な事業の方向性と実績			
1	子どもが交通事故や犯罪被害等に巻き込まれない力を育むための取り組み	交通安全教育等の推進 【P99】 63101 <方向性> H26 継続 <実績> 交通安全教室 H21/201回 H22/190回 H23/193回 H24/185回 「安全マップ」の作成 【P99】 63202 <方向性> H26 継続 <実績> H21/41校 H22/40校 H23/40校 H24/40校			
2	子どもを非行や犯罪から守る取り組みの推進	街頭補導活動 【P97】 62205 <方向性> H26 継続 <実績> 補導車実働日数 H21/延482日 H22/延472日 H23/延586日 H24/延625日 通学路安全確保事業 【P99】 63102 <方向性> H26 継続 <実績> H21/実施 H22/実施 H23/実施 H24/実施(緊急合同点検 190箇所)			

5、重点施策別事業の目標達成状況一覧

基本目標	重点施策	事業数 (A)	達成数 (B)	達成率 (A)/(B)
基本目標 1 地域における子育てを支えるまちづくり	[地域子育て支援拠点事業]の全市展開	6	6	100.0%
	子どもの遊び場・居場所づくり	7	6	85.7%
	地域での子育てネットワークづくり	3	3	100.0%
	総合的な子育て支援体制の充実	7	7	100.0%
	父親の育児参加の促進	3	3	100.0%
	小計	26	25	96.2%
基本目標 2 母と子の健康を支えるまちづくり	妊娠期から乳幼児期における連続した支援体制の強化	11	10	90.9%
	食育の推進	8	8	100.0%
	小計	19	18	94.7%
基本目標 3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	保育所の待機児童解消	3	2	66.7%
	保育サービスの充実	9	7	77.8%
	ワーク・ライフ・バランスの推進	2	1	50.0%
	小計	14	10	71.4%
基本目標 4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり	次代の親の育成	4	3	75.0%
	「学校・家庭・地域総がかりの教育」の推進	2	2	100.0%
	幼稚園・保育所・小学校・中学校の連携の推進	5	5	100.0%
	学校施設の充実	3	3	100.0%
	小計	14	13	92.9%
基本目標 5 子育てが家庭にやさしいまちづくり	育てを支援する生活環境の整備	3	3	100.0%
	安心して外出できるまちづくりの推進	4	4	100.0%
	小計	7	7	100.0%
基本目標 6 子どもの権利と安全を守るまちづくり	児童虐待防止対策の強化	4	4	100.0%
	ひとり親家庭等への支援強化	4	3	75.0%
	発達障害などへの総合的な支援体制の確立	8	8	100.0%
	子どもの安全対策の推進	4	4	100.0%
	小計	20	19	95.0%
合計		100	92	92.0%

(注) 1、事業数は、廃止した事業を控除した後の事業数である。

2、達成数は、平成24年度末時点において、行動計画の方向性に沿って「 =実施できている」「 =ほぼ実施できている」と評価した事業である。

6、基本目標別の目標達成状況

部 章 節	事業数	24年度末の評価				達成 事業数	未達成 事業数	達成率
		できて いる []	ほぼで きている []	余りで きてい ない []	できて いない [×]			
1 地域における子育てを支えるまちづくり	77	40	32	5	0	72	5	93.5%
1章 子育て支援サービスの充実	33	24	7	2	0	31	2	93.9%
1節 子育て家庭への支援制度の充実	8	6		2		6	2	75.0%
2節 子育てについての相談体制の充実	6	5	1			6	0	100.0%
3節 子育て交流の場づくり	9	6	3			9	0	100.0%
4節 子育て支援の総合調整の取り組み	10	7	3			10	0	100.0%
2章 子どもを健やかに育む環境づくり	39	12	24	3	0	36	3	92.3%
1節 子どもの遊び場・居場所づくり	9	2	4	3		6	3	66.7%
2節 地域との協働で進める子育て支援の推進	9	3	6			9	0	100.0%
3節 ふれあい・体験等を通じた育成活動の推進	21	7	14			21	0	100.0%
3章 経済的な支援の充実	5	4	1			5	0	100.0%
2 母と子の健康を支えるまちづくり	52	33	16	3	0	49	3	94.2%
1章 子どもや母親の健康の確保	29	20	7	2	0	27	2	93.1%
1節 安心して妊娠・出産ができる環境づくり	11	7	4			11	0	100.0%
2節 育児不安の解消や子どもと母親の健康確保	18	13	3	2		16	2	88.9%
2章 食育の推進	11	6	5	0	0	11	0	100.0%
1節 食生活に関する学習機会や情報の提供	7	2	5			7	0	100.0%
2節 子どもによる食事づくり等の体験学習の提供	4	4				4	0	100.0%
3章 思春期保健対策の充実	6	1	4	1		5	1	83.3%
4章 小児医療の充実	6	6				6	0	100.0%
3 子育てと仕事の両立を支えるまちづくり	33	7	19	6	1	26	7	78.8%
1章 保育サービスの充実	26	7	14	4	1	21	5	80.8%
1節 保育所の待機児童解消	4	1	1	2		2	2	50.0%
2節 多様な保育サービスの充実	7	1	4	1	1	5	2	71.4%
3節 保育サービスの質の向上	11	4	7			11	0	100.0%
4節 留守家庭児童育成センターの充実	4	1	2	1		3	1	75.0%
2章 仕事と生活の調和の実現	7	0	5	2	0	5	2	71.4%
1節 働きやすい環境づくりの推進	3		2	1		2	1	66.7%
2節 子育て世代等への就労支援	4		3	1		3	1	75.0%

部 章 節	事業数	24年度末の評価				達成 事業数	未達成 事業数	達成率
		できて いる 【 】	ほぼで きている 【 】	余りで きてい ない 【 】	できて いない 【×】			
4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり	45	34	10	1	0	44	1	97.8%
1章 次代の親の育成	3	1	1	1	0	2	1	66.7%
2章 子どもの生きる力の育成	36	29	7	0	0	36	0	100.0%
1節 確かな学力の向上	10	5	5			10	0	100.0%
2節 豊かな心と健やかな体の育成	7	7				7	0	100.0%
3節 信頼される学校づくり	3	3				3	0	100.0%
4節 教育環境の整備	5	4	1			5	0	100.0%
5節 幼児教育の充実	7	7				7	0	100.0%
6節 特別支援教育の充実	4	3	1			4	0	100.0%
3章 家庭や地域の教育力の向上	6	4	2	0	0	6	0	100.0%
1節 家庭教育への支援の充実	2	2				2	0	100.0%
2節 地域社会における教育力の向上	4	2	2			4	0	100.0%
5 子育て家庭にやさしいまちづくり	14	6	8	0	0	14	0	100.0%
1章 良好な住宅・住環境の整備	6	4	2		0	6	0	100.0%
2章 安全で安心な移動空間の確保	8	2	6	0	0	8	0	100.0%
1節 安全な道路交通環境の整備	4	1	3			4	0	100.0%
2節 安心して外出できる環境の整備	4	1	3			4	0	100.0%
6 子どもの権利と安全を守るまちづくり	58	33	22	3	0	55	3	94.8%
1章 子どもの権利擁護の推進	37	19	16	2	0	35	2	94.6%
1節 児童虐待防止への取り組み	5	2	3			5	0	100.0%
2節 ひとり親家庭等への支援	12	7	4	1		11	1	91.7%
3節 障害児施策の充実	20	10	9	1		19	1	95.0%
2章 子どもを取り巻く有害環境や課題解決への取り組み	14	9	4	1	0	13	1	92.9%
1節 課題を抱える子どもへの支援体制の整備	6	2	4			6	0	100.0%
2節 有害環境対策の推進	8	7		1		7	1	87.5%
3章 子どもの安全の確保	7	5	2	0	0	7	0	100.0%
1節 子どもの交通安全の確保	2	2				2	0	100.0%
2節 子どもを犯罪等の被害から守るための取り組み	4	3	1			4	0	100.0%
3節 被害に遭った子どもへの支援体制の充実	1		1			1	0	100.0%
合計	279	153	107	18	1	260	19	93.2%

子ども・子育て支援事業計画と次世代育成支援行動計画の関連対比表

1 必須記載事項

(1) 幼児期の学校教育	1
(2) 保育	2～3
(3) 地域子ども・子育て支援事業(13事業)	4～20

2 任意記載事項

(1) 産休後・育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	21
(2) 専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携	22～24
(3) 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	25

3 次世代育成支援行動計画の事業のうち、子育て支援事業計画に対応しないと思われる事業

.....	26～34
-------	-------

子ども・子育て新制度(必須記載事項)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 < 必須記載事項 >	次世代育成支援行動計画	
幼児期の学校教育の提供体制の確保 < 子支法第61条第2項 >	事業名	事業内容
<p>保護者や子どもが居宅より容易に異動することができる区域(学校教育・保育提供区域)ごとに、必要とする幼児期の学校教育の量の見込を定め、量の見込に対応する教育施設を確保し、質の高い学校教育を計画的に実施する。</p>	31201 認定こども園【重点】	幼稚園、保育所等のうち、就学前の子どもを保護者の就労の有無に関わらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う施設で県知事が認定する施設。
<p>量の見込と確保</p>	42303 教職員研修の充実	幼・小・中学校の教職員の指導力向上のため、職務研修・専門研修の充実を図る。
<p>現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、「量の見込」を定め、必要とする学校教育施設を整備、確保する。</p>	42504 幼稚園教育担当の配置【重点】	幼稚園教育のさらなる充実を図るため、教育委員会事務局に幼稚園教育担当を配置する。また、私立幼稚園との連携がスムーズにいよいよ、幼稚園教育担当において私立幼稚園の窓口も担う。
<p>質の高い学校教育を計画的に実施</p>	42507 幼稚園・保育所・小学校連携推進事業【重点】	幼稚園・保育所・小学校の教職員が授業や保育を相互に参観し、合同の研究会や研修会を通して相互理解を努める。また、一緒に遊んだり、合同保育や授業をすることで、異年齢での体験の機会の提供を行う。
<p>質の確保・向上</p>	42601 障害のある子どもの就学相談	障害のある子どもたちの就園・就学進路相談及び教育相談を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進 ・ 幼稚園教諭の研修の充実等による資質・能力の向上 ・ 幼稚園教諭の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮 ・ 施設・事業の運営状況に関する評価の実施、運営改善等 	【周辺事業】	
<p>特別な支援が必要な子どもに対する配慮</p>	22202 幼稚園における食育の取り組み【重点】	公立幼稚園で栽培した野菜や果物などの食材を使用し、試食を行う。
<p>市町村と事業者、事業者間の連携・協働の体制の整備</p>	42501 私立幼稚園就園奨励助成	私立幼稚園に就園する幼児の保護者に経済的負担の軽減と公私幼稚園保育料の格差是正を図るため助成する。
	42502 4歳児ランド	幼稚園未就園の4歳児を対象に幼児教育の機会を提供し心身の発達を助長する。
	42505 幼稚園地域ふれあい事業	公立幼稚園において、親子遊び、異年齢交流、講話、子育て相談等を実施する。さらに、幼稚園が核となって地域の施設を利用し、地域とともに子どもたちのふれあい体験の場を設定する。
	42506 幼児教育に関する調査・研究・研修	公私立に関係なく幼稚園、保育所等の関係機関と連携し、また子育てに関する各種支援事業を推進しながら、幼児教育に関する研究・研修を進める。付属あおぞら幼稚園との連携も含め、本市の幼児教育の課題の解決を図るとともに、その成果を市内に発信する。
	42603 「西宮専門家チーム」による教育サポート【重点】	発達障害等による生活や学習上の困難を改善、または克服するための教育的支援を求めている市立学校園在籍の幼児児童生徒及び保護者、教員等に対して早期の実態把握や望ましい教育的対応の内容について、医師や臨床心理士、学校教諭などで構成される「西宮専門家チーム」が専門的意見を示す。
	43101 家庭教育振興事業	家庭教育フォーラムや家庭教育出張講座を実施する。また、家庭教育ニュースレターを発行し、家庭教育についての情報提供を行う。

子ども・子育て新制度(必須記載事項)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <必須記載事項>	次世代育成支援行動計画	
保育の提供体制の確保 <子支法第61条第2項>	事業名	事業内容
<p>保護者や子どもが居宅より容易に異動することができる区域(学校教育・保育提供区域)ごとに、必要とする保育の量の見込を定め、量の見込に対応する保育施設を確保し、質の高い保育を計画的に実施する。</p> <p>量の見込と確保 現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、「量の見込」を定め、量の見込に対応する保育施設を整備する。</p> <p>質の高い保育を計画的に実施</p> <p>質の確保・向上 ・ 幼児教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進 ・ 保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上 ・ 保育士等の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮 ・ 施設・事業の運営状況に関する評価の実施、運営改善等</p> <p>特別な支援が必要な子どもが円滑に保育を利用できるようにするための配慮 ></p> <p>市町村と事業者、事業者間の連携・協働の体制の整備 ></p>	31102 認可保育所の整備 【特定】【重点】	保育所の待機児童解消のため、新設整備を進め、定員増を行う。
	31103 家庭保育所・保育ルーム 【重点】	家庭的な雰囲気の中で、昼間家庭で保育することができない低年齢児(0～2歳児)の保育を行う。
	31104 低年齢保育の拡充 【特定】	保育所の新設整備を進め低年齢児(0～2歳)の定員増を行う。
	31204 休日保育 【特定】【重点】	日曜・祝日等の勤務等により、児童に保育が欠ける場合の保育需要に対応する。
	31302 苦情解決制度の充実 【重点】	児童福祉施設における苦情解決の仕組みを充実し、中立的な立場で苦情解決を支援する第三者委員を設置し、保育サービスの質の向上を図る。
	31303 認可外保育施設への支援	保育・保健にかかる施設からの相談について、保育士・保健師による電話相談・派遣等を行う。
	31304 年齢枠をはずした保育	子どもが自ら遊びを見つけ、試す、さわるなどができる場を設定し、主体性を育む保育を創造する。
	31305 保育士対象の環境教育連続講座	保育活動での自然体験活動の必要性や身近な所での実践方法を学習する。
	31307 保育所職員の資質の向上 【重点】	公立・民間共通で、各種職員研修を行う。また、保育リスクマネジメントを実施し、安全教育の徹底を図る。
	31309 保育所の施設整備の促進 【重点】	保育所は開設後25～30年以上経過した施設が多く、老朽化が進んでいるため、計画的な改修及び防犯設備等の整備に取り組む。
	31310 保育所の第三者サービス評価事業 【重点】	保育サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者が、専門的客観的な立場から評価する仕組みを導入する。
	31311 公立保育所等耐震化事業	耐震基準を満たさない公立保育所等の建物について、建替等により耐震化を図る。
42507 幼稚園・保育所・小学校連携推進事業 【重点】	幼稚園・保育所・小学校の教職員が授業や保育を相互に参観し、合同の研究会や研修会を通して相互理解を努める。また、一緒に遊んだり、合同保育や授業をすることで、異年齢での体験の機会の提供を行う。	
61314 統合保育の実施	「共に育つ」の視点のもと、保育士を加配し障害児保育の充実を図る。	

子ども・子育て新制度 < 必須記載事項 >	次世代育成支援行動計画	
保育の提供体制の確保 < 子支法第61条第2項 >	事業名	事業内容
	【周辺事業】	
	11206 保育所における育児相談	0歳～就学前の子どもの保護者などを対象に、子育てに関する相談を公私立の保育所で受付ける。
	11307 すくすく子育て教室	園行事などへの参加を通じて、園児との交流や子育ての楽しみを感じてもらう。
	11309 保育所園庭開放	地域の親子が遊べるように、保育所の園庭を開放している。保育所入所児童とも遊びを通じてふれあうことにより、交流が深まり、気軽に集まることのできる遊び場作りにもつながっている。
	11310 保育所の短期体験	保育所に地域の在宅の親子が来所し、保育所に入所している子どもたちと一緒に活動を楽しむ。
	22204 保育所における食育クッキング【重点】	保育所で栽培した野菜や果物などの食材を使用し、調理体験、試食を行う。
	31301 環境保育の取り組み	保育所での自然体験の場としてビオトープづくりをし、園庭の環境を豊かにするとともに、子どもたちが自然環境に目を向け、将来にわたって自然を大切にすることを育む。
	31306 保育所給食の充実	食物アレルギー児の除去食給食の個別対応や、調理員等給食担当者の研修など食育への取り組みを行う。
	31308 保育所等における保健業務	保育所巡回指導で入所児の発達確認や健康上問題のある子どもをフォローする。
41003 ふれあい育児体験【重点】	中学生・高校生が、保育所の子どもとふれあい体験を行う。	

[子支法 = 子ども・子育て支援法]
 [児福法 = 児童福祉法]

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
利用者支援 <子支法第59条第1項>	事業名	事業内容
<p>【趣旨】 子どもや保護者が、認定こども園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う。</p> <p>【事業内容】 教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡調整等も行う。</p> <p>【事業法定化の経緯】 本事業は当初の政府案では地域子ども・子育て支援事業には位置づけられていなかったが、国会における審議の過程でその重要性が共通認識となり法定化された。</p> <p>新制度では多様な教育・保育や事業が用意され、待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく、子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを、確実かつ円滑に利用できるようなコーディネートが必要であると考えられたもの。</p>	11401 子育て便利マップ(お出かけ編・医療機関編)の発行【重点】	H22年度新規事業として、安心こども基金の地域子育て創生事業のメニューを活用して作成を目指す。毎年発行するのではなく、3年分程度をまとめて印刷して、3年後に予算状況をみながら、更新方法を検討する。発行部数、配布方法、掲載内容、作成方法については、どのような形態がのぞましいのか検討が必要。
	11402 情報誌「にしのみや子育てガイド」【重点】	配布時期や方法についてより効果に配布できるよう再検討する。また、他の情報誌との整理統合を行い、内容を充実させる。
	11403 ネット等による子育て情報発信事業(HPの充実、携帯端末への発信)【重点】	現在、公開しているポータルサイトの見直しとイベント情報などを容易に検索できるようにする。また、携帯端末への情報発信も充実させる。(安心こども基金地域子育て創生事業の計上しているネット等による子育て情報発信事業(HPの充実、携帯端末への発信))
	【周辺事業】	

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
延長保育事業 <子育て支援法第59条第2項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】 11時間の開所時間を越えて保育を行う事業。</p> <p>サービス利用の仕組み サービスの必要性の判断 保育所入所児童で11時間の開所時間を越えて保育を必要とする児童</p> <p>サービスの利用の流れ 利用申込は、市町村又は直接保育所に対して行う。</p> <p>利用料 各市町村又は各保育所において設定。</p> <p>サービスの質の確保に関する仕組み 人員配置 延長時間帯に、対象年齢及び人数に応じた保育士を配置すること。ただし、保育士の数は2名を下まわることはいない。</p> <p style="text-align: center;"><延長保育促進事業></p> <p>1、事業の目的・内容 民間保育所における11時間の開所時間を越えて実施する延長保育を推進するため以下の事業を実施 【基本分】延長保育を実施するにあたり、保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業 【加算分】11時間の開所時間の前後において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業</p> <p>2、実施主体 市町村又は保育所を運営する者</p> <p>3、実施要件 【基本分】11時間の開所時間内に児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及びその他の補助金等の配置する保育士のほか、保育士を1名以上加配 【加算分】延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士を配置(保育士2名を下まわることはいない)</p>	<p>31203 延長保育 【特定】【重点】</p>	<p>保護者の就労形態の多様化に対応し、保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う。</p>
	【周辺事業】	
		<p>31207 民間保育所への助成</p> <p>民間保育所への運営費の助成として、延長保育事業費等を助成する。障害児保育事業や産休明け保育事業、地域子育て支援事業など、特別保育事業の充実のための助成を行うことによって、保育サービスの多様化を図る。</p>

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
実費徴収に係る補足給付を行う事業 <子支法第59条第3項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】 保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用、その他これに類する費用として、全部又は一部を助成する事業。</p>		
	【周辺事業】	

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
多様な主体の参入促進を図るための事業 <子支法第59条第4項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】</p> <p>民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した認定こども園、幼稚園、保育所等の設置又は運営を促進するための事業</p>		
	<p>【周辺事業】</p>	
	<p>31101 新たな待機児童対策への取り組み 【重点】</p>	<p>年齢や地域バランスを考慮した低年齢児(0～2歳児)専用の保育所や賃貸物件による保育所の整備など、特に低年齢児の需要に対する取り組みについて、ニーズに応じた柔軟な待機児童対策に取り組む。</p>

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
放課後児童クラブ <児福法第6条の3第2項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や学校の余裕教室、公民館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。</p> <p>児童福祉法の改正により、市町村が条例で人員等の基準を定めることとされたことに伴い、国は条例のための基準等について検討する。</p> <p>放課後児童健全育成事業の実施にあたっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努めるとともに、学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進すること。</p>	31401 留守家庭児童育成センター環境整備事業	施設の老朽化や障害児受け入れにともなうバリアフリー化に対応するため、環境整備を行う。
	31402 留守家庭児童育成センター設置運営	保護者が昼間家庭にいない小学校1～3年生児童の放課後の健全な育成を図るため、留守家庭児童育成センターを設置運営する。障害のある児童については、小学校6年生まで利用できる。
	31403 留守家庭児童育成センター待機児童の解消【特定】	留守家庭児童育成センターの待機児童等を解消するため、施設の新・増築等を行う。
	31404 留守家庭児童育成センター利用時間の延長	留守家庭児童育成センターの開所時間(開始・終了)の延長に向けた取り組みを進める。
	61303 留守家庭児童育成センターにおける障害児の受け入れ	留守家庭児童育成センターにおいて、障害の程度等により指導員を加配し、1～6年生の障害児の受け入れを行う。
	【周辺事業】	
	12107 放課後子ども教室推進事業【重点】	社会教育施設や学校施設を活用して、子どもたちの居場所(活動拠点)を整備するとともに、地域の教育力等を生かして様々な体験活動や地域住民との交流等を行う。
	12109 宮水ジュニア事業【重点】	小学4年生から中学生までを対象とした文化的講座事業に取り組み、異年齢集団の中での仲間づくりや多様な体験学習の機会を提供する。講師には専門的な知識、技術を持った人をボランティアとして迎えるなど、地域の教育力を生かす。また、中学生等を対象にした発達段階に応じた講座の開設や障害のある子どももより参加しやすい講座を実施する。
	12110 こども講座等	実技の上達と日常生活に必要な礼儀、協調性、創造性などを養うため、子どもを対象に各種講座を開催する。 ・絵画、習字、将棋、料理、トランポリン体操、子ども野外映画会、子ども野外講座、幼児文化講座など
	61320 放課後等ディサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進そのた必要な支援を行なう。

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
子育て短期支援事業 <児福法第6条の3第3項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】</p> <p>短期入所生活援助(ショートステイ)事業 保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う。(原則として7日以内)</p> <p>夜間養護等(トワイライトステイ)事業 保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かるもの。宿泊可。</p> <p>サービスの質の確保に関する仕組み</p> <p>イ、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等住民に身近であって、適切に保護することができる施設で実施すること。</p> <p>ロ、夜間養護等(トワイライトステイ)事業について、児童等の安全性の確保等のため、保育所や学校、居宅等への児童の送迎に努めること。</p> <p>市町村に対する補助 都道府県が造成した安心子ども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付。(総事業費ベース)</p>	11106 子育て家庭ショートステイ事業【特定】	保護者が病気や出産など、一時的に子どもの養育ができない事情が生じたときに、市が指定する児童養護施設などで宿泊を伴う預かりを行う事業。
	61307 緊急一時支援事業	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を緊急一時保護者が日中の一定時間または宿泊させて預かる。
	61310 障害児ショートステイ	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を短期入所事業所が宿泊で預かる。
	<p>【周辺事業】</p>	

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
乳児家庭全戸訪問事業 <児福法第6条の3第4項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】</p> <p>生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や教育環境等の把握を行う事業。(市町村が実施主体、民間への委託が可能。)</p> <p>サービスの質の確保に関する仕組み</p> <p>保健師、助産師、看護師、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等について、必要な研修をした上で訪問を行う。</p> <p>市町村に対する補助</p> <p>都道府県が造成した安心子ども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付。(総事業費ベース)</p>	<p>11107 健やか赤ちゃん訪問事業【重点】</p>	<p>生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。</p>
	<p>【周辺事業】</p>	
	<p>12201 児童委員・主任児童委員の活動(子育て支援事業)</p>	<p>児童委員及び主任児童委員が地域において子どもに関する相談や支援を実施する。</p>
	<p>21214 訪問指導(新生児・乳幼児対象) 【重点】</p>	<p>新生児、乳幼児を対象に、地区保健師が家庭訪問し、子育て等について助言や相談を行う。</p>

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
養育支援訪問事業 <児福法第6条の3第5項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる要支援児童若しくは要保護児童又は特定妊婦に対し、養育が適切に行われるよう、要保護児童等の家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言など保護者の養育能力を向上させるために必要な支援を行う事業。</p> <p>要保護児童：保護者に監護させることが不相当であると認められる児童又は保護者のいない児童</p> <p>要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童</p> <p>特定妊婦：出産後の養育に付いて、出産前において特に支援が必要と認められる妊婦</p> <p>サービスの質の確保に関する仕組み 保健師、助産師、看護師、保育士等の専門職や子育て経験者、ヘルパー等について、必要な研修をした上で訪問を行う。</p>	<p>11105 育児支援家庭訪問事業</p> <p>【周辺事業】</p>	<p>子どもを養育する上で特別な支援が必要な家庭に対して、家事や育児を支援するためにヘルパーや保健師等を派遣する。</p>

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
- 2 要保護児童等に対する支援事業 <児福法第25条の2第2項>	事業名	事業内容
<p>要保護児童対策協議会 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関等により構成。</p> <p>要保護児童：保護者に監護させることが不相当であると認められる児童又は保護者のいない児童</p> <p>要支援児童：保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童</p> <p>特定妊婦：出産後の養育に付いて、出産前において得に支援が必要と認められる妊婦</p> <p>要保護児童対策協議会の活動内容 要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援内容について協議する。</p> <p>要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、以下の取組に対する支援を実施する。</p> <p>調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化を図るための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 調整機関職員の専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修の受講 ネットワーク構成員のレベルアップを図るための学識経験者(アドバイザー)による研修会開催 など <p>ネットワーク関係機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ケース記録や進行管理台帳の電子化 など 	<p>61104 要保護児童対策協議会【重点】</p> <p>【周辺事業】</p>	<p>虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護と、関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図る。</p>

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
地域子育て支援拠点事業 <児福法第6条の3第6項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】</p> <p>公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施。</p> <p>NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上を図る。</p> <p>一般型 <次の ~ の取組みを基本事業として全て実施></p> <p>子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 子育て等に関する相談・援助の実施 地域の子育て関連情報の提供 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施</p> <p>地域機能強化型 <上記の基本事業に加え以下の取組を実施></p> <p>利用者支援 子育て家庭が身近な場所で、これらの子育て支援の給付・事業の中から適切に選択できるよう、情報の集約・提供等</p>	11302 大学と連携した地域子育て支援拠点事業 【特定】【重点】	大学のキャンパス内等に主に乳幼児(0~2歳児)を持つ親とその子どもが気軽に集い交流する場を常設する。また、大学の持つ専門性を活かした子育てに関する相談や講習、情報提供等を実施する。
	11303 地域子育て支援拠点事業(ひろば型) 【特定】【重点】	主に乳幼児(0~2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設する。また、子育て関連の情報提供や相談、講座等も実施する。 ひろば型:児童館・児童センター及び大学等
	11304 (仮称)地域子育て支援拠点事業連絡協議会の設置 【重点】	子育て総合センター、児童館・児童センター、大学など地域子育て支援拠点事業実施機関による連絡協議会の設置により、横のつながりを築き、情報交換、職員のスキルアップ及び研修、プログラム開発を行う。
	11305 地域子育て支援拠点事業(センター型) 【特定】【重点】	主に乳幼児(0~2歳児)とその親が、気軽に集い交流する場を常設し、子育て関連の情報提供や相談、講座等を実施する。また、地域の子育て支援情報の収集・提供を行い、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに、地域の関係機関や子育て支援活動を行う団体等と連携して、地域に出向いた地域支援活動を実施する。
	12104 児童館・児童センター 【重点】	多くの講座等も開催し、支援の充実を図った。また、児童厚生員が研修等にも多数参加し、スキルアップも図った。
<p>地域支援 親子の育ちを支援する世代間交流や訪問支援、地域ボランティアとの協働といった取組に対して支援・協力等</p>	<p>【周辺事業】</p>	
<p>一般型 週3日以上・1日5時間以上の開設</p> <p>地域機能強化型 週5日以上・1日5時間以上の開設</p> <p>連携型 週3日以上・1日3時間以上の開設</p>	11109 親支援プログラム	子育てに必要な知識や方法を学ぶとともに、参加者同士のつながりを深めることにより、互いに助け合って子育てをしていくことを学ぶ。
	11202 子育て総合センターにおける子育て相談	電話、面談、Eメールなどで乳幼児の子育てや幼児教育についての相談を子育て相談員などが行う。
	11301 移動児童館事業	児童館のない地域に出かけて事業を展開しているが、近年児童館のニーズが高まっていることから、体制を整え、実施箇所数を増やしたいと考えている。0~1歳を持つ親子を対象としたサロン「ぼかぼか広場」をH21年度新設。小学生を対象とした「どんどん広場」のあり方について検討する。
	11306 父親の子育て参加の促進【重点】	父親が子育てに興味や関心を深められるような講座、講演会、親子で遊ぶイベントなど内容の充実を図る。
	11405 保育所と児童館・児童センターの連携【重点】	子企・企画チームにおいて検討された内容で、H21年度は調整期間として、H22年度以降の実施を目指す。公立保育所、児童館との調整が必要。

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
地域子育て支援拠点事業 <児福法第6条の3第6項>	事業名	事業内容
	11406 母子保健と子育て支援部門の連携 【重点】	乳幼児健診時の待ち時間などに、子育て総合センターなどで行っている事業の紹介・情報提供を行う。また、乳幼児健診と健やか赤ちゃん訪問事業との連携強化を進めるなど、母子保健と子育て部門の一体的・連続的な事業の提供を目指す。
	11407 子育て支援・子育て相談担当者ネットワーク 【重点】	子育て支援事業関係者による情報交換を行い、相互理解を深める。
	11408 子育てに関する情報の収集及び提供・発信 【重点】	子育て支援関係機関情報の収集と提供、インターネットによる情報の提供・発信を行う。月刊で子育てイベントや講座の日程を記載した子育てカレンダー、子育て情報・各種講座の内容を掲載した「のびたんだより」を発行する。
	11409 総合コーディネート 【重点】	市民からの問い合わせや相談に対して、そのニーズに応じた適切な情報やサービスが効果的効率的に提供できるよう、情報通信技術を活用した子育て情報発信機能を構築するなど総合的な体制づくりに努める。
	11410 託児ボランティアのコーディネート	託児ボランティアの養成・登録・活用を行うとともに、他課事業へのコーディネートを行う。
	12105 みやっこキッズパーク 【重点】	主に就学前の子どもたちが、自由に遊びながら、創造性を培い、仲間づくりができる貴重な冒険あそびの場を確保するため、恒久施設化を目指す。
	12202 児童館における地域交流事業	各館で実施している地域交流事業を見直し、老人クラブ等と連携し、地域の高齢者に児童館に来ていただいて子どもたちと交流する機会を増やす。
	12203 児童館母親クラブの活動支援事業	現在、母親クラブがない児童館においても子育てサークルの支援を通して母親クラブの設置を拡大する。
	12204 子育てサークル支援事業 【重点】	子育てサークルなどの自主的な活動団体に対し、その立ち上げ支援や情報提供、人材育成などの支援を行う。
	12205 「子育て地域サロン」への補助事業 【重点】	公共施設等を利用し、地域のボランティアが主体的に実施している地域における子育てのサロンに対して運営補助や研修などを行い、地域のコミュニティづくりを進め、地域の活性化を図る。
21206 子育て講座「よちよち広場」	児童館等で、親の交流の場を提供するとともに、子どもの発達を踏まえた育児への理解を深めるなど育児の支援を目的に、保健師、栄養士、歯科衛生士による講話等、子育て企画・育成グループと共催で実施している。	

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
地域子育て支援拠点事業 <児福法第6条の3第6項>	事業名	事業内容
	41001 児童館における異年齢交流事業 【重点】	児童館を活用して、小学生から大学生までの幅広い年齢層の児童等と乳幼児や妊産婦とのふれあい、異年齢交流の場を提供する。

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
一時預かり事業 <児福法第6条の3第7項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かる事業。</p> <p>【保育所型】 保育所で実施。 【地域密着型】 地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所で実施。 【地域密着型】 一時預かり事業に類するものとして、地域子育て支援拠点や駅周辺等の利便性の高い場所で実施。</p> <p>サービスの質の確保に関する仕組み</p> <p>人員配置 事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて保育士を配置。(ただし、保育士の数は2名を下回ることは不可) なお、地域密着型を実施する場合は、一時預かり事業に準じ、対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて保育士を1名以上配置するとともに、市町村が実施する一定の研修を終了した者を配置すること。</p> <p>設備基準 保育所の設備基準に準じて、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて必要な設備を設置すること。(医務室、調理室、屋外遊戯場を除く) また、地域密着型を実施する場合は、一時預かり事業に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。</p> <p>実施要件(預かりの内容) 保育所保育指針に準じて事業を実施すること。地域密着型を実施する場合は、一時預かり事業に準じ、保育所保育指針に定める保育内容を参考とすること。</p> <p>運営主体に対する支払い 各市町村が補助額等を決定。(都道府県が造成した安心こども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付し、市町村が自らの負担分を併せて、それぞれの補助対象事業の実施主体に対する補助を実施。)</p>	<p>11108 一時預かり事業【特定】</p> <p>【周辺事業】</p> <p>61313 日中一時支援事業</p>	<p>冠婚葬祭や一時的な就労、また保護者の入院やリフレッシュなど、一時的に就学前児童を預かり保育する事業。</p> <p>常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を短期入所事業所が日中の一定時間預かる。</p>

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
病児・病後児保育事業 <児福法第6条の3第13項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】 地域の児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業</p> <p>【事業類型】 <病児対応型> <病後児対応型> 病院・保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児(10歳未満)を一時的に保育する事業</p> <p><体調不良児対応型> 保育中に児童が体調不良となった場合に保護者が迎えに来るまでの間、保育所においてな緊急的な対応等を行う事業</p> <p><非施設型(訪問型)> 看護師等が地域の病児・病後児(10歳未満)を児童の自宅において一時的に保育する事業</p> <p>サービス利用の仕組み イ、サービスの必要性の判断</p>	<p>31206 病児・病後児保育 【特定】【重点】</p> <p>【周辺事業】</p> <p>31202 にしのみやしファミリー・サポート・センター事業 【特定】【重点】</p>	<p>病気などで集団での保育が困難な小学校3年生までの児童を、家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に付設した施設で一時的に預かる。</p> <p>地域の中で子どもを預け、預かりあう事業。「提供会員(預かる)」と「依頼会員(預ける)」がそれぞれ会員登録をして、お互いが助け合いながら、地域での援助活動を行う、会員制の事業。平成21年度より病児・病後児の預かり等も実施。</p>
<p><病児対応型> <病後児対応型> <非施設型(訪問型)> 病気により集団保育が困難であり、課程での保育が困難な児童</p> <p><体調不良児対応型> 当該保育所に通所している児童</p> <p>ロ、サービス利用の流れ 対象児童をかかりつけ医に受診させた後、保護者と協議のうえ、受入れ、訪問を決定。 医療機関でない施設が病児の受け入れ、訪問を行う場合は、保護者が児童の症状、処方内容等を記載した連絡票(診察した医師が入院不要である旨を署名したもの)により、児童の状態の確認を行うことが必要。</p> <p>八、利用料 各市町村・実施施設において設定。</p>	<p>サービスの質の確保に関する仕組み 人員配置</p> <p><病児対応型> <病後児対応型> 看護師等 1名以上(利用児童おおむね10人に付き1人) 保育士 1名以上(利用児童おおむね3人に付き1人)</p> <p><体調不良児対応型> 看護師等 2名以上</p> <p><非施設型(訪問型)> 一定の研修を終了した看護師等、保育士、研修により市町村長が認めた者(家庭的保育者) 利用児童1人に付き1人</p>	<p>実施場所</p> <p><病児対応型> <病後児対応型> 病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は専用施設であって、次の基準を満たすもの</p> <p>保育室及び児童の静養又は隔離の機能を持つ観察室又は安静室を有すること</p> <p>調理室を有すること(ただし、本体施設と兼用可能)</p> <p>事故防止及び衛生面に配慮されているなど、児童の養育に適した場所であること</p> <p><体調不良児対応型> 対象児童の自宅 保育所の医務室、余裕スペース等で衛生面に配慮され、対象児童の安静が確保されている場所</p> <p><非施設型(訪問型)></p> <p>医療機関との連携体制</p> <p>緊急時に児童の受入れを依頼する協力医療機関、日常の医療面での指導・助言を行う指導医をあらかじめ選定。</p>

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
ファミリー・サポート・センター事業 <児福法第6条の3第14項>	事業名	事業内容
<p>【事業概要】 児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を実施するもの。(相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など) 平成21年度から、病児・病後児の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなどの事業(病児・緊急対応強化事業)を行っている。</p> <p>サービス利用の仕組み イ、全ての子育て家庭を対象とした事業</p> <p>ロ、サービス利用の流れ 依頼又は提供を希望する者が、ファミリー・サポート・センターに対し登録を行い、随時、連絡調整を受けるもの。(サービス提供自体は、依頼会員と提供会員の間の請負又は準委託契約として行われる。)</p> <p>ハ、利用料 援助活動に対する報酬は、原則として会員相互間で決定。報酬の目安については、ファミリー・サポート・センターが会則等で定めることが可能。</p> <p>サービスの質の確保に関する仕組み アドバイザー(調整等の事務担当者)1名以上を配置。(資格等は特に不要)</p> <p>市町村に対する補助 都道府県が造成した安心子ども基金に国が積み増し、都道府県が管内市町村に対し国庫補助相当額を交付。(総事業費ベース)</p>	31202 にしのみやしファミリー・サポート・センター事業【特定】【重点】	地域の中で子どもを預け、預かりあう事業。「提供会員(預かる)」と「依頼会員(預ける)」がそれぞれ会員登録をして、お互いが助け合いながら、地域での援助活動を行う、会員制の事業。
	<p>【周辺事業】</p>	
		11102 福祉・家事援助サービス事業

地域子育て支援事業(13事業)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画		
妊婦健康診査 <母保法第13条第1項>	事業名	事業内容	
<p>【事業概要】 妊産婦に対して健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨す は、市町村の判断による。</p> <p>妊婦健康診査の実施方法(実施回数、公費負担額等)については、 は、市町村の判断による。</p> <p>国が示す実施基準 、妊婦が受診することが望ましい受診回数 14回 妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回 妊娠24週より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回 妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回</p> <p>、検査項目 各回実施する基本的な健康診査項目 健康状態の把握 検査計測 保険指導、妊娠期間中の適時に、必要に応じた医学的検査 上記以外の各種医学的検査 血液検査等5項目</p> <p>地域子ども・子育て支援事業の実施にあたっては、妊娠・出産期か らの切れ目のない支援に配慮すること。</p>	21107 妊婦健康診査助成事業【重点】	妊婦が安心して出産を迎えられるよう、健診費用の内、国の妊婦健康診査公費負担拡充の方針を踏まえ、14回分70,000円を助成し、健診費用の負担軽減を図る。	
	【周辺事業】	11204 電話による保健指導	保健師・栄養士が、妊産婦や乳幼児等の健康相談を行う。
	11205 乳児健康相談【重点】	乳児を対象に、身体計測及び保健師と栄養士による子どもの発達や育児、離乳食のすすめ等についての個別相談を行う。	
	21101 特定不妊治療費助成事業【重点】	次世代育成支援の一環として、体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)を受けた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療費助成事業を実施。	
	21102 双子・三つ子の親になる人のつどい	双子・三つ子の両親を対象とした集いを開催する。	
	21105 育児セミナー(両親学級)【重点】	初妊婦と配偶者を対象に、西宮市子育て支援サービスの紹介や父親の育児参加についての講演、赤ちゃんの抱き方、沐浴の仕方、ビデオ上映などを行う。	
	21106 出産前小児保健指導	妊婦の育児不安の軽減のために、産婦人科医の紹介により、小児科医が育児等についての保健指導を実施する。	
	21109 訪問指導(妊産婦対象)【重点】	妊産婦を対象に、地区保健師が家庭訪問し、子育て等について助言や相談を行う。	
	21110 母子健康手帳の配布【重点】	出産までの妊婦の健康状況やアドバイス、出生時の記録、出産後の予防接種や子どもの成長記録等を記入する手帳を妊娠届提出時に交付する。	
	21111 マザークラス(母親学級)【重点】	妊娠中期の初妊婦を対象とした講座で、仲間づくりをめざしたグループワークも実施する。山口・塩瀬地区では妊婦を対象に実施。	
21112 マタニティーマーク普及啓発事業	妊婦にやさしい環境づくりと妊婦への気遣いの意識を高めることを目的とし、マタニティーマークの普及啓発活動をストラップの配布やポスターやリーフレットの設置などにより実施する。		

子ども・子育て新制度 <地域子ども・子育て支援事業>	次世代育成支援行動計画	
妊婦健康診査 <母保法第13条第1項>	事業名	事業内容
	21203 子どものアレルギー講座	子どものぜん息やアレルギー疾患に関する理解を深め、健康回復、発生予防に役立てることを目的に実施。内容は、医師、栄養士などによる講義、質疑応答。
	21204 小児気管支ぜん息予防健康診査(4か月、1歳半、3歳)	4か月および1歳6か月児健康診査受診乳幼児に、アレルギーに関する問診、診察、育児相談、栄養指導を行う。必要な乳幼児に対し、ぜん息相談事業を紹介している。
	21207 10か月児アンケート健康診査【重点】	心身の発達の節目である10か月児の発育発達と、保護者の育児状況等についてアンケート形式で行う健康診査。(H25年度より10か月児健診として実施)
	21210 ぜん息アレルギー相談	小児を対象とし、ぜん息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどの疾患について医師と栄養士が個別に相談に応じている。また、併せて環境衛生課のダニ相談を実施している。
	21211 ぜん息児童キャンプ	ぜん息に罹患している小学校4年生の児童を対象に、3泊4日のキャンプを行い、療養生活指導、リハビリテーション指導、野外活動等を実施する。
	21212 定期予防接種事業【重点】	予防接種法に基づき定期の予防接種を行う。
	21215 保健福祉センターの設置・運営【重点】	地域保健法に基づき、地域住民の身近な場所で健康診査や保健指導、健康相談など各種保健サービスを提供する。
	21216 4か月児健康診査【重点】	身体面・精神面および神経学的発達の節目となる4か月児を対象に、疾病や発達障害、虐待を早期発見するため小児科・整形外科などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や栄養などの相談、助言を行う。また、ストレスチェックより、必要者に臨床心理士が個別相談を行っている。
	21217 1歳6か月児健康診査【重点】	身体面・精神面の発達において重要な時期である1歳6か月児を対象に、疾病や発達障害、虐待を早期発見するため小児科・歯科などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や生活習慣、栄養、むし歯予防などの相談、助言を行う。
	21218 3歳児健康診査【重点】	身体面・精神面の発達において重要な時期である3歳児を対象に、疾病や発達障害、虐待を早期発見するため小児科・歯科・視聴覚などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や生活習慣などの相談、助言を行う。
	22106 マザークラス料理教室【重点】	マザークラス受講者のうちの希望者を対象に、妊娠期に必要な栄養の摂れるメニューを実際に調理する。
	22107 離乳食講座 幼児食講座 家族でつくる離乳食講座 アレルギー幼児食講座【重点】	栄養士による、離乳食・幼児食・アレルギー食についての講義と試食、調理実習などを行う。

子ども・子育て新制度(任意記載事項)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <任意記載事項>	次世代育成支援行動計画	
産休・育休後の認定こども園等の円滑な利用の確保 <子支法第61条第3項 >	事業名	事業内容
保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、家庭的保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備する。 育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整える。	31103 家庭保育所・保育ルーム【重点】	家庭的な雰囲気の中で、昼間家庭で保育することができない低年齢児(0~2歳児)の保育を行う。
	31104 低年齢保育の拡充【特定】	保育所の新設整備を進め低年齢児(0~2歳)の定員増を行う。
	31205 産休明け保育	産休明けに、保育を必要とする人のために受け入れを行う。
	【周辺事業】	

子ども・子育て新制度(任意記載事項)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <任意記載事項>	次世代育成支援行動計画	
都道府県が行う施策との連携 <子支法第61条第3項 >	事業名	事業内容
<p>子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携に関する事項及び市町村の実情に応じた施策</p> <p>児童虐待防止対策の充実 関係機関との連携及び市町村における相談体制の強化 発生予防、早期発見、早期対応等 社会的養護施設との連携</p> <p>母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進</p> <p>障害児など特別な支援が必要な子どもに係る施策の充実</p>	< 児童虐待防止対策 >	
	11203 子育て相談の夜間・休日電話相談窓口	西宮市の閉庁時間において、電話児童相談窓口を設置し、養育者からの児童に関する悩み等を聞くとともに適切な助言をするものとする。また、緊急時には、警察や児童相談所に連絡するなど適切な対応をする。
	61102 養育支援ネット	医療機関等と地域保健が連携し、未熟児出生や虐待ハイリスクなどを早期に把握する。
	61103 家庭児童相談事業【重点】	児童の虐待や養育上の問題、父子家庭の相談に応じる。
	63301 西宮こども家庭センターとの連携	支援が必要な子どもたちやその家族については、要保護児童対策協議会を通じて、西宮こども家庭センターや学校など関係機関と協力して対応する。
	< 母子家庭等自立支援の推進 >	
	61202 高等技能訓練促進費事業	母子家庭の母親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の養成機関で修業中の生活を支援する。専門学校などで2年以上のカリキュラムを習得中の人を支援。
	61204 自立支援教育訓練給付金【重点】	母子家庭の母親の主体的な能力開発への支援のため、ヘルパーやパソコン、簿記、医療事務など、就職に結びつきやすい教育訓練講座を受け、修了後、入学金と受講料の一部を給付する。
	61206 母子家庭等就労・自立支援センターの設置【重点】	母子家庭等の就労をより効果的に促進するため、就労相談から技能講習、就労情報の提供に至るまでの一貫した就労支援サービスを提供するとともに、地域生活の支援や養育費などの専門相談を実施するセンターを新たに設置する。
	61207 母子寡婦福祉資金貸付	母子寡婦福祉資金の貸付(相談・書類受付・連絡調整・決定後の事後処理)を行う。
	61208 母子生活支援施設	住まいに困窮した母子が自立した生活に移行できるよう相談に応じ、生活全般にわたる支援と助言指導を行う。
	61210 母子福祉センター	母子及び寡婦世帯の各種相談に応じるとともに、就労、自立支援を行う。また各種の教養講座等を行う。
	< 障害児等支援が必要な子どもに係る施策の充実 >	
42604 発達障害のある児童生徒への教育支援体制づくり【重点】	特別支援教育支援員の配置等により、発達障害のある子どもへの適切な支援や、校内体制の充実を図る。	
61304 特別児童扶養手当	身体または精神に障害のある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給する。	

子ども・子育て新制度 <任意記載事項>	次世代育成支援行動計画	
都道府県が行う施策との連携 <子支法第61条第3項 >	事業名	事業内容
	61305 移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための支援を行う。
	61306 北山学園	就学前の知的障害児で保護者のもとから通園し、遊びや活動を通じて社会に適應できるよう個別的、集団的な訓練を行う。
	61308 サポートファイル（みやっこファイル） 【重点】	保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化していくファイル。発達障害をはじめ支援の必要な子どもの情報を共有して把握することにより、子どもの成長過程に応じ、途切れることなく適切な支援ができるようにサポートファイルを活用する。
	61311 障害者相談支援等 (H23年度までは障害者あんしん相談窓口)	身近な地域で細やかな相談が受けられるよう、市内の相談窓口をネットワーク化し、障害種別を越えた相談を行う。個別給付で提供する計画相談支援の導入手法を検討する。療育等支援事業、地域移行支援事業、H25年度からは虐待防止センター事業を含む
	61312 障害福祉サービスの支給(介護給付)	ホームヘルプ等により障害児の地域生活の支援を行う。
	61315 療育相談事業	障害児(者)の生活を支援するためコーディネーターやケースワーカーが、電話・訪問・来所により発達・療育・福祉制度・福祉用具等に関する相談業務を実施する。
	61316 わかば園の運営【重点】	肢体不自由児通園施設で障害児診療所を併設。通園療育、外来診療療育、障害児等療育支援事業による外来保育等の支援療育を実施する。
	61318 児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適應訓練その他必要な支援を行なう。
	61319 医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行なう。
	61321 保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適應の為の専門的な支援その他必要な支援を行なう。
	【周辺事業】	
	<母子家庭等自立支援の推進>	
	61201 母子家庭等医療費助成	母(父)子家庭に対し、医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。
	61205 婦人保護事業	電話・来所等による相談に応じ、緊急保護・関係機関との連絡調整、被害者の移送、他市施設への措置依頼等を行う。

子ども・子育て新制度 <任意記載事項>	次世代育成支援行動計画	
都道府県が行う施策との連携 <子支法第61条第3項 >	事業名	事業内容
	61209 母子相談【重点】	就労や子育ての面で、経済的や精神的に困難を抱えた母子家庭・寡婦に対し、適切な情報の提供を行うなど相談に応じる。
	61212 シングルマザー等への講座	ひとり親家庭のための生活支援や、ネットワークづくりを目的として、講座を開催する。
	<障害児等支援が必要な子どもに係る施策の充実>	
	11104 ペアレントトレーニング事業【重点】	ひょうご発達障害者支援センタークローバーとの共催で、発達に心配のある就園児の保護者を対象に、子どもへの関わり方などを学ぶ。
	21202 ストレスチェック事業(4か月児健診)	4か月健診受診児の保護者を対象に、4か月健診の問診票送付時にストレスチェック票を同封し、健診前に保護者のストレス度を自己チェックしてもらう。健診当日、チェック票でストレス度が高い人等を対象に個別相談を実施し、保護者のこころの健康づくりに役立てる。
	21205 育児発達相談【重点】	乳幼児健康診査において、精神発達に経過観察を要する概ね1歳6か月から就学前までの幼児や、育児不安や養育上に問題のある保護者に対して心理相談員や保健師等が個別もしくは集団で相談・助言を行う。
	21208 10か月児アンケート健康診査フォロー事業(すくすく相談会)	10か月児アンケート健康診査の結果で、発達に経過観察が必要な児や育児ストレスが高い保護者に、案内文を送付。予約制で、身体計測、小児科診察、臨床心理士、理学療法士(作業療法士)による集団指導、歯科衛生士・栄養士による個別相談、保健師による育児相談等を実施している。
	21209 精神発達相談【重点】	乳幼児健康診査等で言語や精神発達に遅れのみられる幼児について臨床心理士による発達検査、小児精神科医による診察、相談を行い、必要に応じて相談機関や療育施設などを紹介している。
	21213 乳幼児発達相談	4か月児健康診査、乳児健康相談等で運動発達に遅れがみられる児を対象として、小児科医による診察や理学療法士または作業療法士による遊び方指導などを行う。
	51007 市営住宅の特定目的入居優先枠の設置【重点】	市営住宅等の公募時に子育て世帯、母子(父子)世帯、多子世帯の特定目的入居優先枠を設け、子育て家庭の入居を支援する。
61301 障害者医療費助成	障害者・児に対し、医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。	
61317 児童発達支援センター等整備事業	わかば園の施設の老朽化や近年の発達支援ニーズの多様化に対応するため、「児童発達支援センター」として移転・建替えを行う。同時に、福祉と教育の相談支援体制の連続性・一体性及び相互連携をめざして、教育委員会が所管する西宮市スクーリングサポートセンター(NSSC)との合築により施設整備を進める。	

子ども・子育て新制度(任意記載事項)と次世代育成支援行動計画推進事業の関連表

子ども・子育て新制度 <任意記載事項>	次世代育成支援行動計画	
職業生活と家庭の両立を図るための雇用環境の整備等 <子支法第61条第3項>	事業名	事業内容
労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、必要な雇用環境の整備に関する施策との連携、取組を計る。 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し 労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発 好事例の収集・提供等 企業における研修の実施等等 仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の表彰等 公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援	32101 事業主に対する広報啓発【重点】	育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務等の企業風土や職場環境の整備推進への呼びかけや講演会等によりワーク・ライフ・バランスを促進するため広報啓発を図る。
	32102 事業主に対する情報提供【重点】	労政にしのみや等により、安心して子育てや介護ができる環境整備を促進するための助成金等に関する情報や関係法令等の情報提供を行う。
	32103 仕事と子育て両立への意識啓発【重点】	家庭や職場での男女の固定的な役割分担意識解消のための啓発・学習事業を実施する。(受講中の託児実施) 男性対象に、地域活動・家庭生活等への参画支援のための各種講座を開催する。
仕事と子育ての両立のための基盤整備	【周辺事業】	
	11404 父子手帳「Hello Baby!! みやっこの育て方」の発行【重点】	父親の育児参加を促すため、妊娠期から出産にかけてのパートナーの配慮や、子どものあやし方、接し方などをイラストで解説した育児マニュアル、子どもの安全と病気、お出かけ施設、子育て全般の情報を掲載した冊子を母子健康手帳交付時に配布する。
	32201 スキルアップ事業	勤労者講習会により、就職活動に有効なスキルアップをめざす。パソコン講習会、簿記講習会、ITパスポート試験講習会等を開催する。
	32203 労働相談	勤労福祉課で実施する労働相談において、国・県等の関係機関との連携を図る。
	32204 チャレンジ相談	就業中断後の女性の自立を支援するため、再チャレンジに向けた相談を実施する。
32205 若年者等就労支援事業	就労に関して悩んでいる人に対する相談窓口を開設する	

次世代育成支援行動計画推進事業のうち、新制度の事業計画に対応しないと思われる事業

事業名	事業内容
基本目標 1 地域における子育てを支えるまちづくり	
1章 子育て支援サービスの充実	
11101 高齢者活用子育て支援事業	西宮市シルバー人材センターの会員が子育て支援を行う中で、児童とともに時間を過ごし、世代間交流を図る。親子対象の工作教室や初めての育児に取り組む母親を対象とした「ぴよぴよサロン」なども実施。
11201 母(父)と子のこころの相談	母(父)親の育児不安等の解消と虐待・いじめ等の社会的問題に早期に対応する。
2章 子どもを健やかに育む環境づくり	
12101 公園施設のバリアフリー化等の推進	公園入口部の段差解消、階段のスロープ化、手すり、車止めなどの設置を行う。
12102 公園等の整備の推進【重点】	「緑の基本計画」(平成14年10月)に基づいて公園緑地を整備する。地域コミュニティの場となるとともに、子どもの安全・安心に配慮しつつ、のびのびとした遊びを通して、子どもが好奇心を持てる公園づくりを目指す。
12103 公園の安全対策	公園の遊具を点検し、計画的に補修改良等を行う。
12108 学校体育施設の開放【重点】	市民の身近な生涯スポーツの場所として、市内各小学校等の体育施設を開放、整備する。
12206 スポーツクラブ21	小学校区ごとに40クラブ設置。各クラブでは多世代が参加できるよう競技性のあるスポーツから気軽に楽しめるスポーツまで、可能な範囲で様々な種目を実施。また、地区運動会や各種スポーツイベントを開催し、地域の交流を深める場の提供も行う。
12207 地区青少年愛護協議会の活動	各小学校区を単位として地域の青少年育成団体等で結成された地区青愛協が、地域を拠点に異年齢・異世代交流や体験を通じた健全育成のための事業や、子どもたちを見守る活動を行う。
12208 西宮市子ども会協議会の活動	子ども会が一堂に集う「子ども会大会」や「ふるさと町の探検団」、「文化サークル活動」等を実施。幼児(3~5歳)や小・中学生を対象に、地域において、子どもの健全な育成を目的に、スポーツ活動、野外活動、屋内活動などの遊びを中心にした取り組みをしている。
12209 市民企画講座	公民館事業における市民の参画と協働をさらに進めるため、現代的課題をテーマとした公民館講座の企画と運営を公募により選考された市民団体が受託実施する。 (H24年度をもって廃止)
12301 エコツアー	市域の良好な自然環境を幅広く認知してもらうことにより、自然との共生を図ることを目的に実施する。
12302 環境学習サポートセンターの活用	館内には市内の河川や水路に生息する淡水魚など約20種類の生き物を水槽展示する「ミニミニ水族館」、環境保全に関する書籍1500冊を揃えた「環境図書コーナー」などを設置している。相談窓口では、子どもから大人までの環境活動・学習に関する質問や相談にアドバイス等を行う。
12303 甲山自然環境センターの活用	甲山自然の家、甲山キャンプ場及び社家郷山キャンプ場と、自然学習館を合わせて甲山自然環境センターとして開設。自然の家とキャンプ場では自然体験活動や環境学習、甲山保全森林サポーター育成講座及び青少年育成事業のサポートを実施。自然学習館ではハイカーなどへの周辺環境の情報発信を行う。

事業名	事業内容
12304 甲子園浜自然環境センターの活用	自然と人の共生を目的として、甲子園浜の良好な環境の保全と、海浜及び干潟における自然体験活動及び環境学習並びに各種の研修及び交流を通じて、市民の自主的な環境に関する活動を支援する。
12305 地球ウォッチングクラブ(EWC)エコカード事業	子どもたちが自主的・継続的に環境に関われる仕組みとして「こども環境活動支援ネットワークシステム」を推進する。EWCエコカードシステム(市内の全小学生と保護者に学校から「エコカード」と「保護者用の活動の手引き」を配布)
12306 ちきゅうとなかよしカード事業	「ちきゅうとなかよしカード」は、幼児が、環境に対する生活習慣を身につけたり、自然に親しむ活動を行ったときに、先生からスタンプを押してもらう活動。保育所の3・4・5歳、幼稚園4・5歳を対象に「ちきゅうとなかよしカード」を配布。
12307 小学校各種スポーツ大会・教室の開催	野球、バレーボール、サッカー、バドミントン、卓球、駅伝などの大会やつどいを実施する。また、プロスポーツ選手などの指導によりサッカー、バレーボールなどの教室を開催する。
12308 家族ふれあい事業	家族のふれあいや家族間の交流を図るため、キャンプ、ヨット・カヌー親子体験教室、ウォークラリー等ファミリー対象の事業を、年間を通じて実施する。
12309 こども野外活動体験事業	子どもたちが小さいころから自立や生きる力を育み、社会の中で必要になる規律や協調性を身につけることができるように、小学校3年生以下の子どもたちに、家庭を離れてキャンプ等の野外活動や異年齢による集団活動を体験させる事業を実施する。
12310 青少年育成支援事業	青年団、ボーイスカウト、ガールスカウト、子ども会等が行い、次世代育成を通じて地域の貢献や活性化に寄与する、青少年を対象とした青少年育成事業を支援する。
12311 青少年ふれあい事業	地域の青少年育成を目的とする団体(青少年愛護協議会、子ども会等)と青少年ボランティアとが連携し、甲山周辺をフィールドとした自然に親しむ野外活動の実施を通じて、地域の子どものふれあいを図ることを目的に、野外活動事業を実施する。
12312 にしのみやキッズ・アウトドア教室	異年齢による集団生活を通して、規律、共同、奉仕の精神を培い、野外活動の体験を深めて、ジュニアリーダーとしての素質を養うため、小学4年生から中学3年生を対象として実施する。(H24年度をもって廃止)
12313 野外活動リーダーセミナー	野外活動リーダーの技術・知識の向上を図るべく、セミナーを実施する。
12314 野外活動リーダー養成講座	野外活動の指導員を目指す青少年が今後リーダーとして活動するにあたって、基礎的な知識や技術を習得するために講義や実習を実施する。
12316 図書館(児童)サービス	図書館でのおはなし会、ビデオ映写会、図書館おはなしボランティアの養成・派遣等を行う。
12317 市内学校における西宮市オリジナル植物を活用した環境学習事業	子どもたちが市オリジナル植物の挿し芽等の作業を行い、植物への関心を深め、植物を世話し、その成長を観察することで豊かな感性や緑化・環境への意識を育む。また作業を地域緑化ボランティアなどと共に実施し、校内から家庭・地域緑化への展開を目指し、「学校を起点とした地域緑化推進活動」のきっかけとなることを目指す。
12318 貝類館子ども対象事業	マーメイド号探検隊、親子・磯の生物観察会、七夕まつり、夏休み貝と粘土の工作教室などを行う。
12320 人形劇の定期公演と講座	西宮は人形操り発祥の地であることから、人形劇のまちとして盛り上げていこうと、人形劇の定期公演と、ワークショップを開催。
12321 文化(音楽)活動	少年合唱団の育成、演奏会の開催などの音楽活動を行う。
12322 子ども文化祭事業 “わいわい”こどもフェスティバル	地域団体から構成される実行委員会に委託し実施する。子ども達の日頃の成果発表とプロのステージの観賞、地域団体が運営する各種コーナーで構成される。

事業名	事業内容
12323 子育てファミリーにこここコンサート事業	若手音楽家に演奏機会を提供するとともに、「子育てファミリーにひとときのくつろぎと笑顔」を基本コンセプトに、若手音楽家による楽しいコンサートを実施する。
3章 経済的な支援の充実	
13001 乳幼児等・こども医療費助成	中学3年生までの乳幼児等の医療費のうち、健康保険適用分の一部負担金を助成する。小学4年生から中学3年生については、入院費のみ助成であったが、平成22年度からは外来医療費も助成する。平成24年7月、「こども医療費助成制度」(小4～中3まで)を新設。
13002 高等学校奨学金	経済的理由により修学困難な人に対して教育の機会均等を図るため奨学金を給付する。
13003 在日外国人学校就学助成	在日外国人学校に在籍している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するために援助する。
13004 小・中学校就学奨励助成	市立小・中学校に在学している児童・生徒の保護者で経済的に困窮している人に奨励金を支給する。
13005 児童手当(子ども手当)	小学校6年生修了前までの児童を養育している人に現金を支給する。平成22年度は「子ども手当」として所得制限を設けず、支給対象を中学校3年生まで拡大し、支給額も年齢に関係なく月額13,000円に統一される予定。
基本目標 2 母と子の健康を支えるまちづくり	
1章 子どもや母親の健康を支えるまちづくり	
21103 出産育児一時金	国民健康保険の加入者が、出産した際に、その出産費用の一部を支給する制度。平成21年10月より38万円から42万円に拡充。
21104 助産費用の助成	経済的な理由から助産費用が用意できない妊産婦に対し、市の指定する病院に入院して出産することができる。
21201 親子の歯の教室	乳幼児とその親を対象に歯科疾患の早期発見、予防に関する保健指導を行う。
2章 食育の推進	
22101 子どもの食生活実態調査の実施及び啓発の充実	市内小学校5年生の児童とその保護者を対象に食生活の実態調査を実施。朝食の摂取内容と生活行動との関係性を調査したところ、朝食をしっかりと摂っている児童は友人との関係、学業の理解度、感情の安定においてもいい評価結果が出た。そのことから、子どもの食生活に関して内容をまとめた冊子等を作成の上で、啓発活動を実施し、保護者や教員に対して研修会を行っていく。
22102 食教育の指導の充実	給食・食育フェアなどを通じて、子どもたちの食生活・食習慣に関する指導を家庭・地域社会と連携して行う。
22103 食に関する指導計画の策定【重点】	学校教育における食育推進状況の充実を図るために、すべての学校において計画的、継続的な食に関する指導を実践していくための食育推進体制・組織の整備、食に関する指導の全体計画・年間指導計画の策定を推進していく。
22104 食育に関するイベントの開催【重点】	食育を推進する関係機関・団体等と連携し、イベントを開催することにより、家庭における食育の重要性の啓発と食育活動への積極的な参加を促す。
22105 食育の情報提供【重点】	市政ニュースやリーフレットを通じて、また保健所ホームページに食育に関するコーナーを設けるなど、健全な食生活について広く市民に情報提供する。

事業名	事業内容
22201 学校における食農体験の取り組み 【重点】	小学校の生活科を通して、校庭で栽培した野菜を収穫し、調理実習を体験する。また校庭を改良したり、地域の水田を利用して米作り体験を一部学校において実施している。
22203 食育活動を進める地区組織の育成及び活動支援	地域において「食」に関するさまざまな活動に取り組んでいる食生活改善推進員や地域活動栄養士を育成し、市内各地での食育教室の実施等食育活動を支援している。
3章 思春期保健対策の充実	
23001 性教育指導の指針作成	関係部局で意見交換し、性教育指導の指針を作成する。
23002 学校精神保健事業	複雑・多様化する子どもの心の健康問題やケアを必要とする子どもに対し、教員が適切な指導・援助ができるよう、専門家からアドバイスを受けるコンサルテーションを全学校園で実施する。
23003 性に関する相談医制度	専門医が性に関する相談に応じる。
23004 思春期保健事業	思春期の子どもやその保護者等を対象に、生理・心理・社会の各側面から思春期保健に関する知識の普及を行い、健康的で豊かな人間性をもった男女を育成できるよう指導を行う。
23005 出前健康講座「喫煙防止教育」	医師・保健師がタバコの依存症や害等について説明し、喫煙防止教育を行う。
23006 家庭における性教育実施の啓発活動	家庭における性教育の手引書の刊行・配布。また、PTAや青少年愛護協議会等に性教育に関する講演会や研修会の開催を依頼する。
4章 思春期保健対策の充実	
24001 中央病院小児救急	病院群輪番制の中で毎週月・火の夜間の小児救急に対応している。
24002 在宅当番医制	市内33の医療機関が参加し、当日の当番病院の案内は、新聞や西宮市消防テレホンサービスで行う。
24003 小児救急医療相談	小児患者の症状に不安のある保護者からの相談に対し、看護師等による対応方法等の助言および適切な受診医療機関の紹介などを行う電話相談体制を、阪神南圏域(西宮市・尼崎市・芦屋市)の連携で整備する。
24004 第2次救急医療小児科病院輪番制の整備	兵庫県及び阪神南圏域の尼崎市・芦屋市と連携し、阪神南圏域における第1次救急機関からの小児科患者転送を受け入れる第2次救急医療機関の小児科病院群輪番制事業を実施し、休日・夜間の小児救急患者を受け入れる医療機関の確保を図る。
24005 西宮市応急診療所	内科・小児科を開設し、すべての日の夜間の準夜帯と日曜・祝日・年末年始の昼間、土曜の午後に診療を行う。
24006 病院群輪番制	阪神南圏域の10病院が当番日を割り当て、休日の昼間と夜間、平日の夜間に受け入れる。
基本目標 4 教育環境の充実と健全育成のまちづくり	
1章 次代の親の育成	
41002 ふれあい体験事業 【重点】	中学・高校・大学生を対象とした一般公募や、学校課外学習の受け入れを通して、乳幼児と関わる機会を設ける。

事業名	事業内容
2章 子どもの生きる力の育成	
42101 学校サポートにしのみや「ささえ」【重点】	地域の人専門的な知識や技術・経験を学校の教育活動に生かすための支援を実施。
42102 漢字・計算認定制度	小学校の「漢字」「計算」の「ねっこシート」をWeb上で公開、家庭と学校からアクセスできるようにし、基礎・基本の定着と家庭学習の充実を支援している。
42103 西宮型小中一貫教育【重点】	小学校から中学校への移行において、学習面でのサポートを踏まえて、連続的な教育を推進する。
42104 地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業	公立中学校2年生全員が1週間、指導ボランティアとともに、2～6名程度の班単位で職場体験活動・文化活動・ボランティア活動などさまざまな体験活動を行う。
42105 「学びの指導員」配置事業	小・中・養護学校の放課後の時間などを活用して、個別の学習支援、漢字・計算認定に関わる支援、児童生徒の学習相談等を行う。
42106 科学教育の推進 (理科・生活科作品展など)	科学に対する関心や意欲を高めるため、理科・生活科作品展、理科相談教室、子どもコンピュータ教室などを開催・実施する。
42107 国際理解教育の推進	指導助手としてネイティブスピーカーを配置して小学校外国語活動、中・高の外国語教育及び国際理解教育の充実を図る。
42108 西宮湯川記念こども科学教室	科学に対する関心や意欲を高めてもらうため、西宮湯川記念こども科学教室を実施する。
42109 ライフサイエンスセミナー(高校生対象講座)	若者に生命科学に関心を深めてもらう目的で、高校生を対象とした特別講座を実施する。
42110 学習促進等委託事業	人権・同和問題に関する差別の解消を図るとともに、子どもたちの育成、進学意欲と学力向上を促進し、地域の教育力と生活文化の向上を図る。
42201 学校体育指導力の向上	各種研修会の開催や指導資料の作成などにより指導力の向上を図る
42202 市内学校体育大会の充実	児童・生徒の体力の低下傾向に対応するとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎・基盤づくりを図る。
42203 文化的、体育的行事の実施	学習活動の発表・表現の場として合同音楽会(小・中)、連合体育大会(小・中)、書写展、造形展、また、手をつなぐ子らの集い、手をつなぐ子らの作品展など、多様な文化的体育的行事を実施する。
42204 学校園の定期健康診断	身体的疾病の早期発見・治療を進めるため、受検率を高めるとともに精度の向上を図る。
42205 自然体験活動の推進	豊かな自然の中で、人や自然とのふれあいを通し、心身ともに健康な児童生徒の育成を図る。(小学校:自然学校5年生対象、環境体験事業3年生対象)
42206 人権に関する各種研修会の実施	人権教育地区別研修会や道徳教育担当者会、人権教育担当者会を実施し、道徳教育・人権教育を推進する。
42207 生活実態調査に基づく指導(学校保健委員会)	生活実態調査に基づき、食習慣を含めた生活習慣に関する指導を家庭・地域社会と連携して行う。

事業名	事業内容
42301 学校評価【重点】	PDCAサイクルに基づき、教育活動や学校運営全般について、組織的、継続的に改善を行うことを目指す。また、その結果を公表、説明し、信頼される開かれた学校づくりを推進する。
42304 教育連携事業	地域全体で学校教育を支援する組織として全公立小・中学校に設置されている教育連携協議会の充実に努め、地域の学校教育活動への参画と協働を促進する。
42401 情報教育の推進【重点】	西宮市教育情報ネットワーク「EduNet」(エデュネット)を活用して情報教育を推進する。
42402 防災教育の推進	家庭や地域社会と連携して学校における防災体制の充実に努める。子どもたちが、災害から自らの生命を守るのに必要な能力や態度を育成する。
42403 学校の安全・安心対策事業	小学校・特別支援学校で概ね午前中に校門での警備業務を行う。
42404 小・中学校のエレベーター設置【重点】	階段の上下移動困難な児童・生徒に対応できるよう、小・中学校に順次エレベーターを整備する。
42405 小・中学校の整備【重点】	老朽化した校舎の建替えや改築など、学校の整備を行う。
42503 (仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」の策定【重点】	就学前すべての子どもの幼児教育について、教育委員会及び健康福祉局を中心に、外部委員などを入れた総合的に審議の行える場を設け、(仮称)「西宮市の幼児教育のあり方」を策定する。
2章 子どもの生きる力の育成	
43102 家庭教育講座	親子で楽しい時間を共有する場として交流を深めてもらい、豊かな感性を育む。
43201 環境学習推進サポーター養成講座	地域の各種環境学習施設などでの活動を支援する市民ボランティアを養成する。
43202 「エココミュニティ会議」への参画	地域の環境課題を解決するための会議に青年層が参画する。
43203 PTAの育成事業	PTAの全市的な組織であるPTA協議会と連携を図るとともに、活動がより実するよう支援に努める。
43204 公民館活動推進員会事業	公民館活動推進員会事業 地域住民による公民館活動推進員会事業の一つとして、家庭・家族や青少年に関わる課題の講座を実施する。
基本目標 5 子育て家庭にやさしいまちづくり	
1章 良好な住宅・住環境の整備	
51001 簡易耐震診断推進事業【重点】	旧基準による住宅、建築物の耐震性の向上の推進のため、その費用の一部を助成する。
51003 特定優良賃貸住宅の供給	子育てを担う若い世帯を含む中堅所得者層に対して、良質な賃貸住宅を供給する。

事業名	事業内容
51004 住情報の総合窓口の設置【重点】	住情報の総合窓口を設置し、住まい情報のワンストップサービス、建築相談・増改築相談、多様な住情報の提供等を行い、子育て家庭に対する住情報の拡充を図る。
51005 住宅のバリアフリー改造の支援	住みなれた住宅で安全で快適に住み続けられるように、既存住宅のバリアフリー化を促進するため、その費用の一部を助成する。
51006 分譲マンション管理の総合支援	分譲マンションの管理組合が良質なマンションストックの適正な管理を主体的に行えるよう支援を行う。
2章 安全で安心な移動空間の確保	
52101 街路事業(電線類の地中化)	ゆとりある歩行者空間の確保や防災安全性、景観面の向上などを図るため電線類の地中化を行う。
52102 街路事業(バリアフリー等)	バリアフリー等に配慮した安全な道づくりとして、段差の小さい広幅員歩道の整備を行う(点字ブロックの整備等を含む)。
52103 交通安全施設整備事業	交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラー、道路照明灯など各種交通安全施設を整備する。
52104 歩道改良事業(歩道段差解消等) 【重点】	歩道の段差解消や勾配改善等を実施する。
52201 鉄道駅舎エレベーター等設置補助 【重点】	バリアフリー対策として、駅舎にエレベーター等を設置する鉄道事業者に対し、国・県・市が協調して補助を行う。
52202 福祉のまちづくりの推進【重点】	公益的施設等の建設にあたっては、「兵庫県福祉のまちづくり条例」及び「西宮市福祉のまちづくり要綱」の整備基準を守るとともに、既存の施設についても、その基準に適合するよう、努力義務の履行を促す。
52203 超低床ノンステップバスの導入補助 【重点】	超低床ノンステップバスを導入する路線バス事業者に対し、国・県・市が協調して補助を行う。
52204 甲子園駅総合改善事業及び駅周辺整備事業	阪神甲子園駅にエレベーター設置等を行う甲子園駅総合改善事業に対し、国・県・市が協調して補助を行うとともに、駅周辺の道路等を再整備し、利用者の安全性と利便性の向上を図る。
基本目標 6 子どもの権利と安全を守るまちづくり	
1章 子どもの権利擁護の推進	
61101 子どもの権利擁護推進の啓発	「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」の重点課題に位置づけ、取り組みを進める。
61105 人権関連学習事業	人権問題学習会の中で子どもの人権に関する講座を実施する。
61203 児童扶養手当【重点】	父と生計をともにできない児童の母や、母に代わって児童を養育している人に支給する。
61211 女性対象の相談業務	女性が抱える問題や悩みについて電話・面接・法律相談を行う。

事業名	事業内容
2章 子どもを取り巻く有害環境や問題解決への取り組み	
62101 スクールカウンセラーの活用	子どもたちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、スクールカウンセラーを活用する。
62102 不登校児童支援事業	学校、地域と連携し、児童館、児童センターにおいて主に低学年の不登校児童の支援を行う。
62103 進路指導相談	「青少年進路指導員」と連携しながら、早期離職・中途退学の予防と、やむを得ず離職・中途退学した生徒の進路指導にあたる。
62104 青少年相談	非行、進路、親子関係、いじめ、など青少年や保護者の悩みや心配事を解決する。
62105 スクーリングサポート事業	教育相談、適応指導教室、不登校児童生徒学習支援を一括してスクーリングサポート事業としている。
62106 不登校児童生徒学習支援事業	小・中学校に「居場所サポーター」を派遣し、登校しているが教室に入れない児童生徒や「あすなる学級」から学校復帰した児童生徒の支援体制を整える。また、引きこもっている児童生徒が、家庭でWeb学習やコミュニケーションできるよう、在家庭学習支援システムを構築する。
62201 情報モラル教育の推進	すべての学校で、道徳や特別活動等の中で、計画的に情報モラル教育に取り組む。
62202 風俗営業等の建築規制	風俗営業等の建築規制 良好な教育環境を保全するため、教育関連施設や通学路等から一定距離の範囲内での風俗営業等の建築を規制する。
62203 インターネット問題に関する研修支援事業	インターネット問題に関する研修会の開催を支援し、保護者の意識啓発の向上を図るため、保護者等を対象とした研修会を開催するPTAまたは学校に対して、講師への謝金の全部または一部を市が負担する事業。
62204 「愛の一声」運動	市内39地区の補導委員が、月4回程度、「愛の一声」運動を中心とした巡回補導活動を行う。
62205 街頭補導活動【重点】	街頭補導員が青色回転灯を装備した街頭補導車(2台)で平日9時から21時まで市内全域を巡回補導活動する。
62206 市民に対する啓発活動	未来を担う子どもたちの現状をみつめ、地域で健全に育てていくという視点に立って、学校関係者や青少年健全育成団体、広く市民に対して啓発活動を行う。
62207 白ポスト(有害図書類回収)	市内16か所に白ポストを設置し、青少年にとって有害な図書類を回収し、焼却処分する。
62208 地域環境実態調査	青少年の健全育成・非行化防止の観点から店舗や自動販売機の営業実態を把握し、協力を依頼する。また必要に応じて県及び関係機関とも連携して指導する。
3章 子どもの安全の確保	
63101 交通安全教育等の推進【重点】	幼児と保護者を対象とした交通安全教育や、幼稚園・保育所・小学校で歩行指導・自転車教室を実施する。
63102 通学路安全確保事業【重点】	学校、道路管理者、警察、PTA、地域関係機関・団体等と連携し、道路状況の改善、登下校時における交通規制等についての調整を行う。
63201 防犯灯の整備促進	子ども等の安全を確保するための防犯灯設置に対し、防犯協会に補助を行う。

事業名	事業内容
63202 「安全マップ」の作成【重点】	各小学校において、学校やPTA愛護部、青愛協が中心となり、校区内の危険箇所や安全箇所の確認をして「安全マップ」を作成する。
63203 県警ホットラインの設置	幼稚園、小・中・高等学校や保育所、児童館等の児童福祉施設での異変をいち早く県警本部に知らせ、被害の最小限化を図るためホットラインを設置する。
63204 地域と学校の連携による見守り	青少年愛護協議会やPTAなど地域団体と学校が連携して、子どもの登下校時の見守りなどを行う。